

東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（追補版）目次

		施設整備マニュアル	
		令和5年10月改訂版	令和7年度追補版
建築物（共同住宅等以外）	①移動等円滑化経路等	1-22～1-25 ページ	追補版-2～追補版-6
	⑧便所（トイレ）	1-70～1-89 ページ	追補版-7～追補版-33
	⑪観覧席・客席	1-110～1-114 ページ	追補版-34～追補版-40
	⑬駐車場	1-122～1-128 ページ	追補版-41～追補版-50
共同住宅等	⑧便所（トイレ）	1-224～1-233 ページ	追補版-52～追補版-67
	⑪駐車場	1-244～1-247 ページ	追補版-68～追補版-74
関係法令等	東京都福祉のまちづくり条例施行規則	資-9～資-13 ページ	追補版-76～追補版-81
	別表第3	資-19～資-26 ページ	追補版-82～追補版-91
	別表第4	資-27～資-32 ページ	追補版-92～追補版-99
	別表第5	資-33～資-40 ページ	追補版-100～追補版-110
	別表第6	資-41～資-45 ページ	追補版-111～追補版-117
	第2号様式	資-61 ページ	追補版-118
	第5号様式	資-66～資-69 ページ	追補版-119～追補版-123
	第6号様式	資-70～資-72 ページ	追補版-124～追補版-126
	告示969号	資-91 ページ	追補版-127～追補版-132
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	資-136～資-149 ページ	追補版-133～追補版-149
	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	資料-208～214 ページ	追補版-150～追補版-159

I 建築物(共同住宅等以外)

1 移動等円滑化経路等

【基本的考え方】

だれでもが建築物を円滑に利用することができるよう、建築物の敷地の接する道等から利用居室等に至る経路のうちそれぞれ1以上以上の経路を、段差がなく通行しやすい幅とした経路（移動等円滑化経路等）とする。また、当該利用居室等から車椅子使用者用便房に至る経路、当該利用居室等から車椅子使用者用駐車施設に至る経路のうちそれぞれ1以上の経路についても移動等円滑化経路等とする。さらに、公用歩廊の経路についても移動等円滑化経路等とする。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上((4)に掲げる場合にあっては、その全て)を移動等円滑化経路等にしなければならない。 (1) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） (2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。（3）において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） (3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） (4) 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	[1] 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上((4)に掲げる場合にあっては、その全て)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。 (1) 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） (2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。（3）において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） (3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） (4) 同左

[2] 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	[2] 同左
--	--------

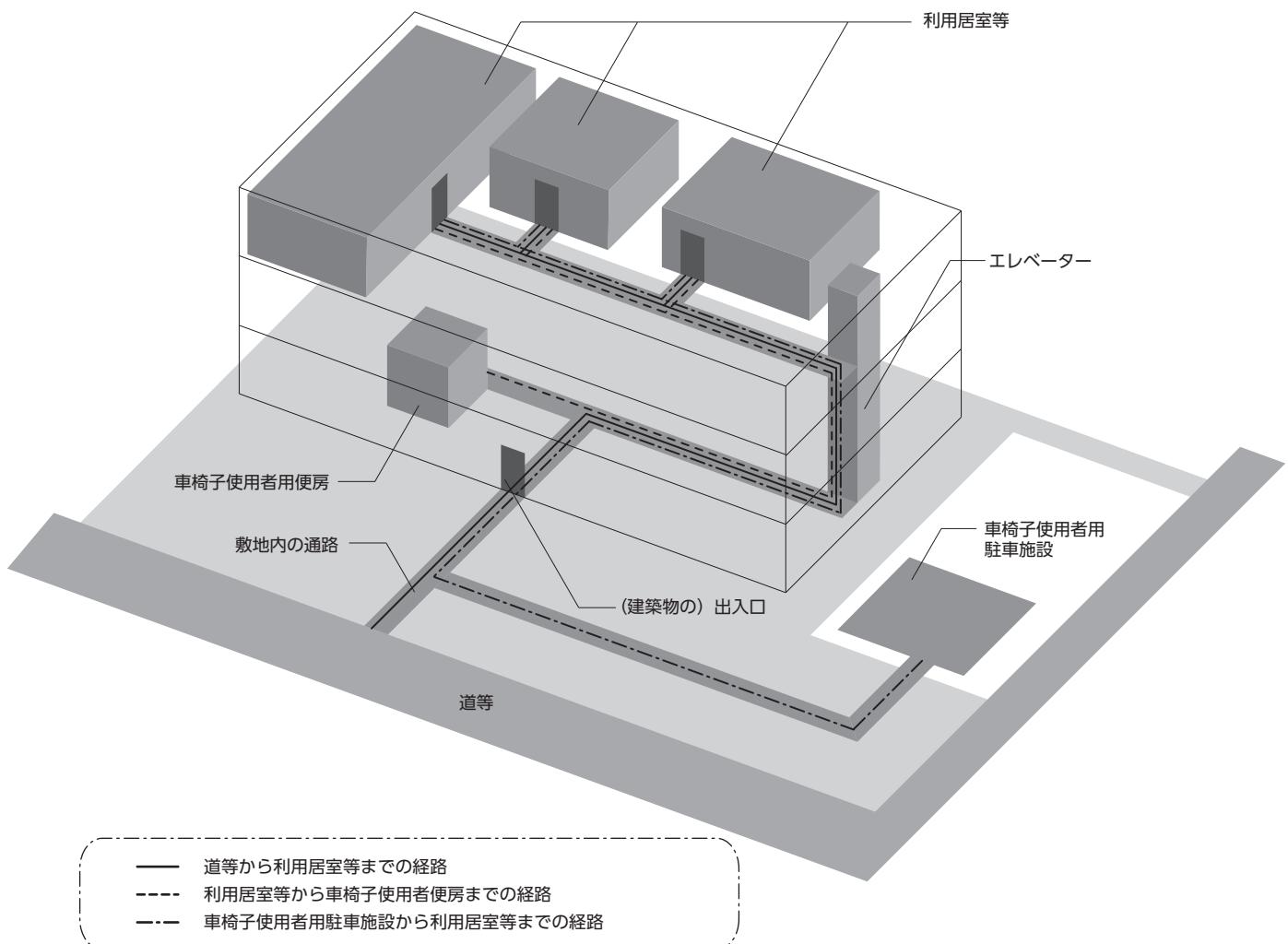
■整備基準の解説

[1]移動等円滑化経路等	<ul style="list-style-type: none"> (1)から(4)までの経路のうちそれぞれ 1 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。 移動等円滑化経路等上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、各整備項目の移動等円滑化経路等の整備基準に適合させる。 	→ 【図 1.1】参照
(1)利用居室等までの経路	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化経路等として、道等から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）までの経路を挙げている。 ただし、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」においては、地上階又はその直上階のみに利用居室を設ける場合や、地上階又はその直下階のみに利用居室を設ける場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等としない。 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」には、郵便局、銀行は含まない。その他これらに類するサービス業を営む店舗の例として、美容院、レンタルビデオ屋、損害保険代理店が挙げられる。 経路として、道等から不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（利用居室等）までの経路を挙げている。 「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、全ての階層の利用居室等に至る経路は移動等円滑化経路等とする。 	→ 【図 1.2】参照
(2)車椅子使用者用便房までの経路	<ul style="list-style-type: none"> 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等となる。 したがって、(1)で利用居室までの経路のうち上下の移動に係る部分が移動等円滑化経路等として除外されていたとしても、その利用居室がある階に車椅子使用者用便房が設置されていない場合は、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設ける必要がある。 利用居室等から車椅子使用者用便房までの経路のうち、それぞれ 1 以上を移動等円滑化経路等とする。 	
(3)車椅子使用者用駐車施設までの経路	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、「幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗」の用途であっても、上下の移動に係る部分も含めて移動等円滑化経路等とする。 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路のうち、それぞれ 1 以上を移動等円滑化経路等とする。 	
(4)公共用	<ul style="list-style-type: none"> 公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペデストリアンデッキなどで、建築物である 	

歩廊	물을いい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく独立しているものが対象となる。	
[2]段差の禁止	<ul style="list-style-type: none">● 移動等円滑化経路等上には、階段や段差を設けないことが原則となる。そのため、移動等円滑化経路等上に階段や段差がある場合には、移動等円滑化の措置がとられた傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を必ず併設する必要がある。	→【図1.3】参照

《 参 考 図 》

【図1.1】移動等円滑化経路等

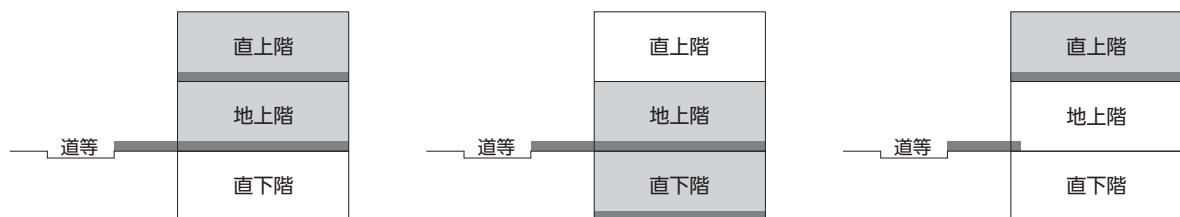


《 参 考 図 》

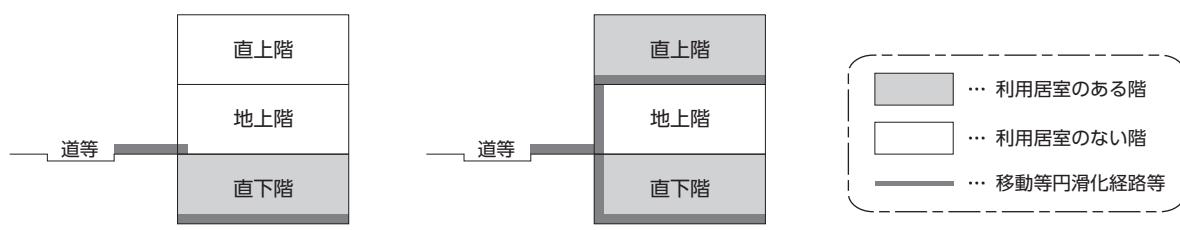
【図1.2】移動等円滑化経路等とならない上下の移動に係る経路

■遵守基準における幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗の道等から利用居室までの移動等円滑化経路等（断面図）

- ①地上階とその直上階のみに
利用居室がある場合 ②地上階とその直下階のみに
利用居室がある場合 ③地上階の直上階のみに
利用居室がある場合

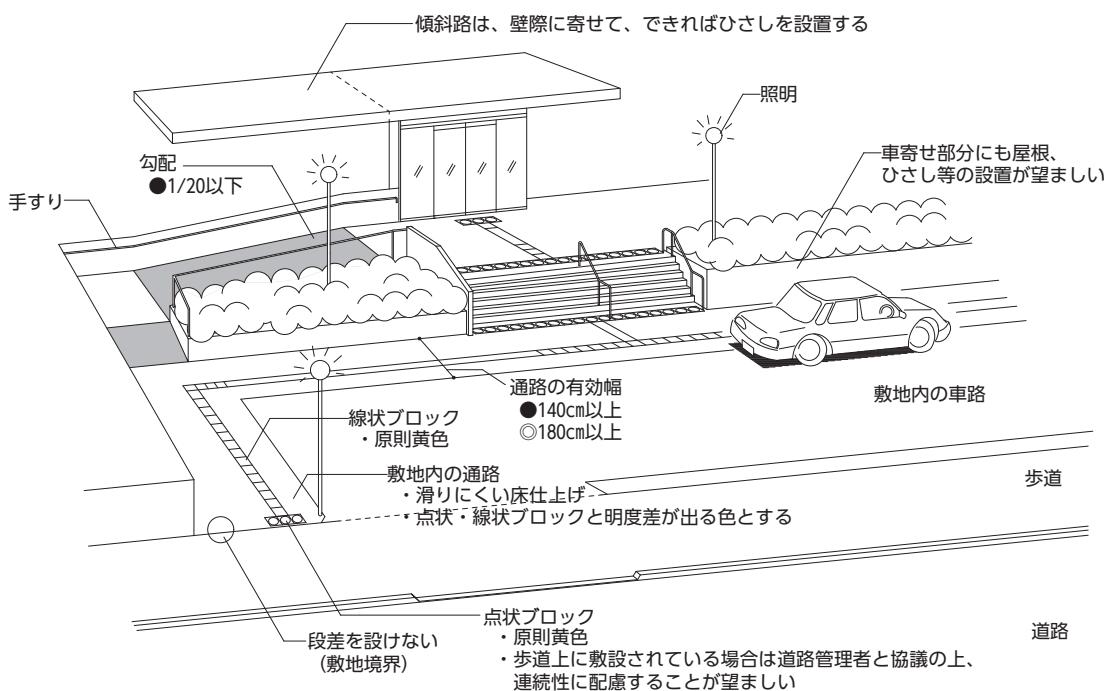


- ④地上階の直下階のみに
利用居室がある場合 ⑤地上階の直上階と直下階のみに
利用居室がある場合



※ ①～④の場合は、上下の移動に係る部分は移動等円滑化経路等とならない。ただし、車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設を設けた階までの経路は、移動等円滑化経路等となる。また、努力基準の場合は上下の移動に係る部分も移動等円滑化経路等となる。

【図1.3】移動等円滑化経路等に傾斜路を設けた例



8 便所（トイレ）

【基本的考え方】

車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。だれでもが便所を快適に利用できるようにするために、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドを設けるなど、便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。

施設用途や規模、施設内の便所設置階・位置を踏まえ、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房）を必要な数以上設置するほか、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。

上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、車椅子使用者用便房に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房とはせず、以下のとおり、個別の機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方【図8.1】参照）

第1に、車椅子使用者用便房のほか、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア及びベビーベッドの子育て支援設備を設けた便房をそれぞれ別々に設置する。さらに、多数の利用者が見込まれる場合は、当該利用者のための簡易型機能を有する便房や複数の個別機能を有する便房を追加することが望ましい。

第2に、第1が便所の規模等により困難であるときは、多機能便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房を設置する。

第3に、第1及び第2が困難であり、施設の用途及び規模から多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房のみを設置する。この場合でも、利用の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望ましい。

高齢者や知的・発達障害者等の同伴介助等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。
[ア] 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの	[ア] 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
[イ] 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第2 1の部及び2の部の都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不	[イ] 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないと認められる階

<p>特定多数の者等」という。)が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p>	
<p>(2) 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p>	<p>(2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p>
<p>(3) 不特定多数利用便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
<p>[2] 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。</p>	<p>[2] [1]に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。</p>
<p>[3] [1]の規定により不特定多数利用便所を設ける階(以下この項において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(次に掲げる(1)の場合にあっては、(1)に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。</p>	<p>[3] [1]の規定により[1]に規定する便所を設ける階(以下この項において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(次に掲げる(1)の場合にあっては、(1)に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。</p>
<p>(1) 当該階の床面積が10,000m²を超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の[ア]又は[イ]に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。</p>	<p>(1) 当該階の床面積が10,000m²を超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の[ア]又は[イ]に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける[1]に規定する便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。</p>
<p>[ア] 便所設置階の床面積が10,000m²を超え、40,000m²以下の場合 2</p>	<p>[ア] 便所設置階の床面積が10,000m²を超え、40,000m²以下の場合 2</p>
<p>[イ] 便所設置階の床面積が40,000m²を超える場合 当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p>	<p>[イ] 便所設置階の床面積が40,000m²を超える場合 当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p>
<p>(2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>(2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p>
<p>[ア] 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する</p>	<p>[ア] 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する</p>

位置にある場合	位置にある場合
[イ] 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合	[イ] 便所設置階の[1]に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の[1]に規定する便所に設ける場合
[ウ] 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合	[ウ] 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合
(ア) 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000m ² を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合	(ア) 男子用の[1]に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該[1]に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000m ² を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
(イ) 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000m ² を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合	(イ) 女子用の[1]に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該[1]に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000m ² を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
[エ] 床面積が1,000m ² 未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000m ² 未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）(1,000m ² 未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に[3]本文の規定により床面積が1,000m ² 以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数をえた数((2)(ア)に規定する施設が(2)(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合	[エ] 床面積が1,000m ² 未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000m ² 未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）(1,000m ² 未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける[1]に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に[3]本文の規定により床面積が1,000m ² 以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数をえた数((2)(ア)に規定する施設が(2)(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の[1]に規定する便所及び女子用の[1]に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合
(3) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。	(3) 同左
[ア] 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること	[ア] 同左

と。	
[1] 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	[1] 同左
－	[ウ] 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
－	[I] 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
[4] [2]及び[3]に定めるもののほか、[1]の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。	[4] [2]及び[3]に定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。
[5] [2]から[4]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。	[5] [2]から[4]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。
[6] [2]から[5]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける不特定多数利用便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。	[6] [2]から[5]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。
－	[7] [2]から[6]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造としなければならない。
－	(1) 床面には、段差を設けないこと。
－	(2) 大便器は、1以上を腰掛式とすること。
－	(3) 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。
[7] [2]から[6]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける不特定多数利用便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下の中のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設ければならない。	[8] [2]から[7]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける[1]に規定する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設ければならない。

■整備基準の解説

◆便所全般

	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 ● 原則、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（【解説 8.1】の①～④を除く）の数以上、便所を設ける。設置にあたっては特定の階に偏ることなく設け、その利用に支障が生じない位置に設ける。 	→【図 8.1】参照 →「⑭標識」参照 →【解説 8.1】参照
床面	<ul style="list-style-type: none"> ● 水洗いができる、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 	

◆車椅子使用者用便房

設置数	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、便所を設ける階には車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。（以下①②を除く） <ul style="list-style-type: none"> ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合。 ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。 ● 階の床面積によって、車椅子使用者用便房の必要設置数は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ③ 10,000 m²を超える階（大規模階）を有する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・10,000 m²を超え、40,000 m²以下の階 ⇒各階 2 以上設置 ・40,000 m²以上の階 ⇒ [大規模階の床面積の合計] ÷ 20,000 (端数切上げ) 以上設置 ④ 1,000 m²未満の階（小規模階）を有する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・[小規模階の床面積の合計] ÷ 1,000 (端数切捨て) 以上設置 ・なお、小規模階のみで構成されており、かつ、小規模階の床面積の合計が、1,000 m²未満の建築物の場合、車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。 	→【解説 8.3】参照 →【解説 8.4】参照 →【解説 8.5】参照
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ● 出入口の有効幅は、85cm 以上とする。 ● 車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。 	→【図 8.2】 【図 8.4】参照
戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。 ● 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。 	→【図 8.5】参照

手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から 20cm から 25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置する。 	→【図 8.2】参照 【図 8.6】参照
便房の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm × 200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円程度が内接できる空間を確保する。(ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内法寸法に含めないことを原則とする。) ● 車椅子から便座への移乗は便器の側面(障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易)又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。(内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。) ● 床面積 2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、改修等で対応が困難な場合を除き、原則として介助用ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の（電動）車椅子使用者が 360 度回転できるよう、直径 180 cm 以上の円程度が内接できるスペースを設ける。 ● 便房内の設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わることに留意する。 ● 床面積の合計が 1,000 m²以下の施設等（公共施設を除く。）で 200cm × 200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、簡易型車椅子使用者用便房を確保する。 直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 側方進入の場合：幅 150cm、奥行きは 180cm 以上 	→【図 8.2】参照 →【図 8.4】参照
位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 異性による介助・同伴利用等に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。 ○ 車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ○ 車椅子使用者用便房は、利用対象者が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 	→【図 8.1】参照
表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ○ トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。 なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ● 建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障害者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房の位置を表示する。 	→「⑭標識」参照 →「⑮案内設備」参照

その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帶びているものとする。 ● 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。 ● 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ● 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ● 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ● 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水洗器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ● 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ● 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。 	<p>→ 【図 8.7】参照</p> <p>→ 【図 8.6】参照</p>
----------	--	---------------------------------------

◆水洗器具

水洗器具	<ul style="list-style-type: none"> ● 水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しごん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ● 便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に設置する。 ● オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ● ペーパーホルダーを設置する。 	<p>→ 【図 8.8】</p> <p>【図 8.9】参照</p> <p>→ 「⑭標識」参照</p>
------	---	--

◆ベビーチェア・ベビーベッド

ベビー チェア	<ul style="list-style-type: none"> ● 「⑯子育て支援環境の整備」を参照。 	
ベビー ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ● 「⑯子育て支援環境の整備」を参照。 	

◆一般便所

(床面)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。 	
(構造)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者などの下肢機能が低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを設ける。 	
(手すり)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助 	<p>→ 【図 8.10】参照</p>

	<p>したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものやL型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。</p>	
小便器 (構造)	<ul style="list-style-type: none"> ● 男子用小便器のうち1以上は、小児等の利用に配慮し、床置式又は壁掛式とし、受け口の高さが35cm以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。 ○ 上記の構造の小便器に手すりを設け、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 	→【図8.11】参照
(手すり)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取りつけることとし、高さは120cm程度とする。横の手すりはつまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80~90cm程度とする。 	→【図8.11】参照
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示はJIS Z 8210を適用する。 	→「⑭標識」参照

■望ましい整備

◆便所全体

配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備基準により設置した便房及び設備とは別に、車椅子使用者用便房又は簡易型車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し又は簡易型水洗器具を設けた便房を設置する。また、ベビーチェア、ベビーベッドを複数設置する。 	
表示・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。 ○ 同一建築物内においては便所の位置・男女の位置が統一されると分かりやすい。 ○ 便所内部の配置を、出入口付近の外部に表示する。さらに、視覚障害者に配慮して点字等による表示や触知案内図の設置を行う。 ○ 使用中の場合を考慮して、他の階や場所にある便所とその個別機能を表示する。 ○ 視覚障害者は車椅子使用者用便房以外の便所に誘導する。 ○ 便房内の便器や設備・ボタンの位置を案内する音声案内装置を設置する。 	→【図8.12】参照
戸	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外開き戸の場合、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。 ○ 内開き戸の場合、緊急時に戸を外せるものとする。 ○ 便房の戸は、使用時以外は開いていることが望ましい。 ○ 弱視者（ロービジョン）、色覚多様性等の利用者に配慮し、便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく、文字で表示する。 ○ 手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示する。 	
紙巻き器・ ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新設等の場合には、洗浄装置等のボタン等の形状・設置場所は、JIS S 0026に準ずる。 ○ 同一建築物内では、洗浄装置等の使用方法やボタン等の形状・設置場所を統一する。 	→JIS S 0026 資-231・232

	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 便器洗浄ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を選定し、分かりやすいボタン表示とする。 ◎ ボタンは手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも押しやすい等、操作性に配慮する。 ◎ 紙巻き器は手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮する。 	参照 →洗浄装置等に表示する操作性ピクトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラム参照
介助用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 建築物の用途及び規模に応じて、車椅子使用者用便房のうち1以上を介助用ベッド付き便房とし、異性による介助・同伴利用等に配慮し男女が共用できる位置に設ける。 ◎ 介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される介助用ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにする。 ◎ 介助用ベッドには、転落の危険がある旨の表示をして注意喚起をする等の転落防止策を講ずる。 ◎ 介助用ベッドの寸法の検討に際しては、施設を利用する障害者等のニーズを踏まえて決定する。 ◎ 介助用ベッドを設置する際には、車椅子使用者の利用に支障がないよう配置を工夫する。 ◎ 折畳み式ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。 ◎ 戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には介助用ベッドを設けない。 ◎ 緊急時において、折畳み式介助用ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるよう、介助用ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。 	→【図8.13】参照
警報装置	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。 ◎ フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、全ての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示する。 	→「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」(平成28年9月6日付け消防予第264号) 参照
男女共用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設ける。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。 ◎ 男女が共用利用できる便房を設ける際は、男女共用であることを、文字や図記号等により、分かりやすく示す。 ◎ 男女共用トイレには、汚物入れを設置する。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 便座は、温水洗浄便座とする。 ◎ 便座には背もたれを設置する。 ◎ 発達障害等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や、音や光について可能な限り低刺激である設備機器の採用を行う。 ◎ 便房の近くには、介助者が待つためのベンチ等を設ける。 	

	◎ 乳幼児設備を有する便房は、ベビーカーとともにに入ることの可能なゆとりある広さとする。	
--	--	--

◆車椅子使用者用便房

設置数	◎ 便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合は便房総数の1/50を乗じて得た数以上、当該階の便房の総数が200を超える場合は便房総数の1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	
戸	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 手動式の戸の握り手は棒状のものとし、自動的に戻らないタイプとする。 ◎ 大きなレバーとする等、指の不自由な人でも容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して、外部から解錠できるものとする。 ◎ 電気施錠とし、使用中ランプ、扉の開閉を連動させる。 ◎ 戸の開閉ボタンと照明等との連動は、特に介助者が外に出て閉ボタンを押す場合等に消灯しないような配慮も必要となる。 ◎ 開閉ボタンは、手かざしセンサー式を避け、操作しやすい押しボタン式とする。 ◎ 視覚障害者等の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。 	
便器	◎ 車椅子のフットサポートのあたりににくい便器とする。	
スペース	◎ 便器の前方に120cm以上、側面に70cm以上の空間を確保して、衛生機器等を設置する。	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 一般より大きい汚物入れを設ける。 ◎ 大型の電動車椅子等が回転できない場合に後進で退出することを配慮し、後方確認用の鏡を設置する。 ◎ トイレの利用形態は、障害によって多種多様である。このため、車椅子使用者用便房を複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人の利用が可能となるよう配慮する。 ◎ 複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにする。 ◎ 介助者がトイレの一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するなど配慮する。 ◎ 確認ランプ付呼出し装置、廊下標示ランプ、事務所警報盤を設ける。 ◎ 溫水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。 	→【図8.14】参照

◆簡易型車椅子使用者用便房

簡易型車椅子使用者用便房	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車椅子使用者用便房として設けた便房とは別に、一般便所の中に簡易型車椅子使用者用便房を設ける場合は、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。 <ul style="list-style-type: none"> 直進又は側方進入の場合：幅130cm以上、奥行きは200cm以上 側方進入の場合：幅150cm、奥行きは180cm以上 ◎ 壁の隅に出入口がある場合には、車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車椅子使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。 	→【図8.4】参照
--------------	---	-----------

◆水洗器具

水洗器具	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 汚物流しは、腹部の洗浄のため温水が出るようにする。 ◎ オストメイト用設備を設けた便房の鏡は、全身を映すことができるものとする。 ◎ 手荷物等をかけるフック、手荷物置き場、パウチ等の廃棄等のための汚物入れ、着替え台を設置する。 ◎ 腹部等を洗浄しやすいよう水栓はハンドシャワー型とする。 ◎ 手洗い用の石けん、ペーパータオル又はハンドドライヤーを設置する。 ◎ オストメイト用設備をより多く整備するため、オストメイト用汚物流しを複数設ける。また、複数設置するスペースをとれない場合には、オストメイト用汚物流しを設けた便房以外に、オストメイト用簡易型水洗器具を設置した便房を設ける。 ◎ 各種設備機器については、開発途上のものもあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図る。 	→【図8.15】参照
------	--	------------

◆一般便所

戸	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 一般便所の出入口には原則として戸は設けない。 ◎ 車椅子使用者用便房を設置していない一般便所においても、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 	→【図8.15】参照
便器	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 男女とも、各便所に1以上の車椅子使用者も利用可能な腰掛便座を設け、着座や立ち上がり等のための手すりを設置して、便房扉は外開き戸又は引き戸等とする。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 和洋式を問わず、全ての便房にL型手すりなどの使用しやすい手すりを設置する。 	
呼出しボタン	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 非常用の呼出しボタンには、点字による表示を行う。 ◎ 便座及び車椅子に座った状態から、手の届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置にも設ける。 	
洗面・水栓金具	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。 ◎ 車椅子使用者が利用できるよう洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ◎ 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ◎ 鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置する。 ◎ 1以上の洗面器には、杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すりを設ける。 ◎ 手すりを設けた洗面器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 ◎ 子供等の利用の際に吐水口まで手が届きやすいよう、高さ55cm程度、奥行き45cm以内、洗面台の端部から吐水口まで30cm以内の洗面器も設ける。 	
設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 小便器や洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。 	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 一般用便所は、車椅子使用者用便房に近接した位置に設ける。 ◎ トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、音声や点字により男女別位置等を案内する。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼び出しボタンの配置はJIS S 0026に準ずる。 ◎ 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 	
--	--	--

◆ソフト面の工夫

	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「車椅子使用者用便所しか利用できない人がいるため、車椅子使用者用便所の利用に当たっては優先される人がいる」ということについて、使用ルールの明示や普及啓発等を行う。 <p>※記載例</p> <p>「一般トイレを利用できる方が、車椅子使用者用対応トイレを長時間利用することは控えましょう。」</p>	
--	---	--

ニーズと対応した便所・便房と設備の組み合わせ（●：遵守基準、○努力基準、◎望ましい整備）－

区分	車椅子使用者用便房			オストメイト対応	乳幼児対応	男女共用
	十分な空間の確保	介助用ベッド付き	出入口幅			
2,000 m ² 以上の建築物	● 直径 180cm の内接円、かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3	◎ ※2	●○ 85cm 以上 ◎ 90cm 以上	●○	●○	◎
2,000 m ² 未満の建築物	● 直径 150cm の内接円、かつ便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・3・4	◎ ※2	●○ 85cm 以上 ◎ 90cm 以上	●○	●○	◎
200 m ² 未満の建築物 (小規模建築物の基準)	● 便房の内法 200cm 以上×200cm 以上 ※2・4・5	—	● 80cm 以上 ○ 85cm 以上	○	○	—

※1 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

※2 車椅子使用者用便房のうち1以上

※3 ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は、内法寸法に含めないことを原則とする。

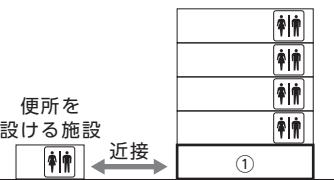
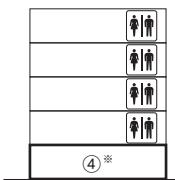
※4 建築物の延べ床面積の合計が1,000 m²以下の施設で構造上やむを得ない場合等：便房の内法130cm×200cm（直進及び側方進入）又は、150cm以上×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。

※5 既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合は、内法120cm×220cm以上（側方進入）、又は、内法100cm×180cm以上（直進進入）のものを設置する。

《 解 説 》

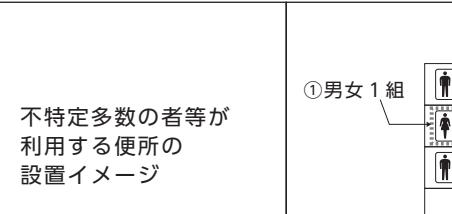
【解説8.1】 不特定多数の者等*が利用する階から除外する階

- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階。
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階。
- ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階。
- ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階。

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	 <p>※便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする</p>	 <p>※ATM・駐車場のみ</p>	 <p>※商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難</p>
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数 (A)	5	5	5
除外する階の数 (B)	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数 ((A)-(B)の数)	4以上	3以上	4以上

【解説8.2】 便所の数の考え方について

- ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置されている場合、
男子用と女子用の1組で1箇所とする。
 - ※ 同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所と考える。
- ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置されている場合、
当該便所ごとに1箇所とする。
 - ※ 男女1組に加え、男子用または女子用の便所を設ける場合は2箇所とする。
 - ※ 同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合、
当該便所ごとに1箇所とする。

③ 男子用及び女子用の <u>区別を設けず、共用便所として設置されている場合、 当該便所ごとに1箇所とする。</u>	不特定多数の者等が利用する便所の設置イメージ	 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>①男女1組</td> <td>③男女共用</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>	①男女1組	③男女共用	2	2	2	2	1	1	1	1	便所の箇所数
①男女1組	③男女共用												
2	2												
2	2												
1	1												
1	1												
8 (内訳：男女1、男子3、女子2、共用2)													

*努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

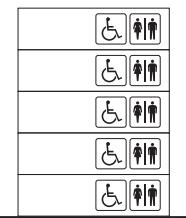
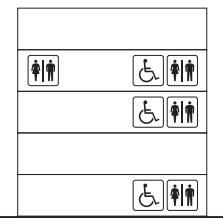
《 解 説 》

【解説8.3】車椅子使用者用便房の設置基準

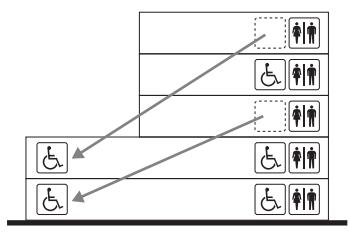
《遵守》不特定多数の者等*が利用する便所を設ける階ごとに1以上設置。

ただし、以下の場合は除く。

- ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が
同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある場合。
- ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。
- ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が
10,000m²を超える階（大規模階）の場合。（解説8.4参照）
- ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が
1,000m²未満の階（小規模階）の場合。（解説8.5参照）

	ケース1	ケース2 (便所がない階がある場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ		
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上

* ケース2の4階のように、「不特定多数の者等が利用する便所」が同じフロアに複数個所設置されていても、車椅子使用者用便房は1箇所以上の設置で足りる。

	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ	 ※サービスエリアなど	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	5以上

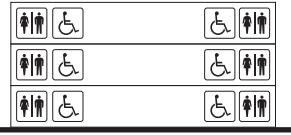
車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所ずつ設ける必要がある。
- ・ただし、男子用（又は女子用）のみの不特定多数の者等が利用する便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる。

*努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

《 解 説 》

【解説8.4】車椅子使用者用便房の設置基準（ $10,000\text{m}^2$ を超える階（大規模階）の場合）

	ケース 1 ($30,000\text{m}^2/\text{階}$ の場合)	ケース 2 ($70,000\text{m}^2/\text{階}$ の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ		
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便房の必要設置数 (A)	40,000 m^2 以下のため 2	$70,000\text{m}^2 \times 1/20,000 = 3.5$ (1未満切り上げ) ⇒ 4以上
当該階の不特定多数の者等*が利用する便所設置数 (B)	2	《1階・2階》 3 ↓ 《3階》 5
当該階に設ける車椅子使用者用便房の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	2以上	3以上 ↓ 4以上

*努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

《 解 説 》

【解説8.5】車椅子使用者用便房の設置基準（1,000m²未満の階（小規模階）の場合）

	ケース1 (480m ² /階 の場合)	ケース2 (700m ² /階 の場合)	ケース3 (960m ² /階 の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
延べ床面積	2,400m ²	3,500m ²	4,800m ²
床面積から算定する車椅子使用者用便房の必要設置数数 (A)	$2,400m^2 \times 1/1,000 = 2.4$ (1未満切り捨て) ⇒ 2以上	$3,500m^2 \times 1/1,000 = 3.5$ (1未満切り捨て) ⇒ 3以上	$4,800m^2 \times 1/1,000 = 4.8$ (1未満切り捨て) ⇒ 4以上
不特定多数の者等*が利用する便所設置数 (B)	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	2以上	3以上	4以上

	ケース4 (960m ² /階 の場合)	ケース5 (480m ² /階 の場合)	ケース6 (400m ² /階 の場合)	ケース7 (300m ² /階 の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ				
延べ床面積	4,800m ²	2,400m ²	800m ²	300m ²
床面積から算定する車椅子使用者用便房の必要設置数数 (A)	$4,800m^2 \times 1/1,000 = 4.8$ (1未満切り捨て) ⇒ 4以上	$2,400m^2 \times 1/1,000 = 2.4$ (1未満切り捨て) ⇒ 2以上	$800m^2 \times 1/1,000 = 0.8$ (1未満切り捨て) ※ただし、床面積に 関係なく、最低1 以上必要 ⇒ 1以上	$300m^2 \times 1/1,000 = 0.3$ (1未満切り捨て) ※ただし、床面積に 関係なく、最低1 以上必要 ⇒ 1以上
不特定多数の者等が利用する便所設置数 (B)	3	3*	2	1
車椅子使用者用便房の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	3以上	2以上	1以上	1以上

*不特定多数の者等が利用する便所が1階と2階、3階に設置されているため。

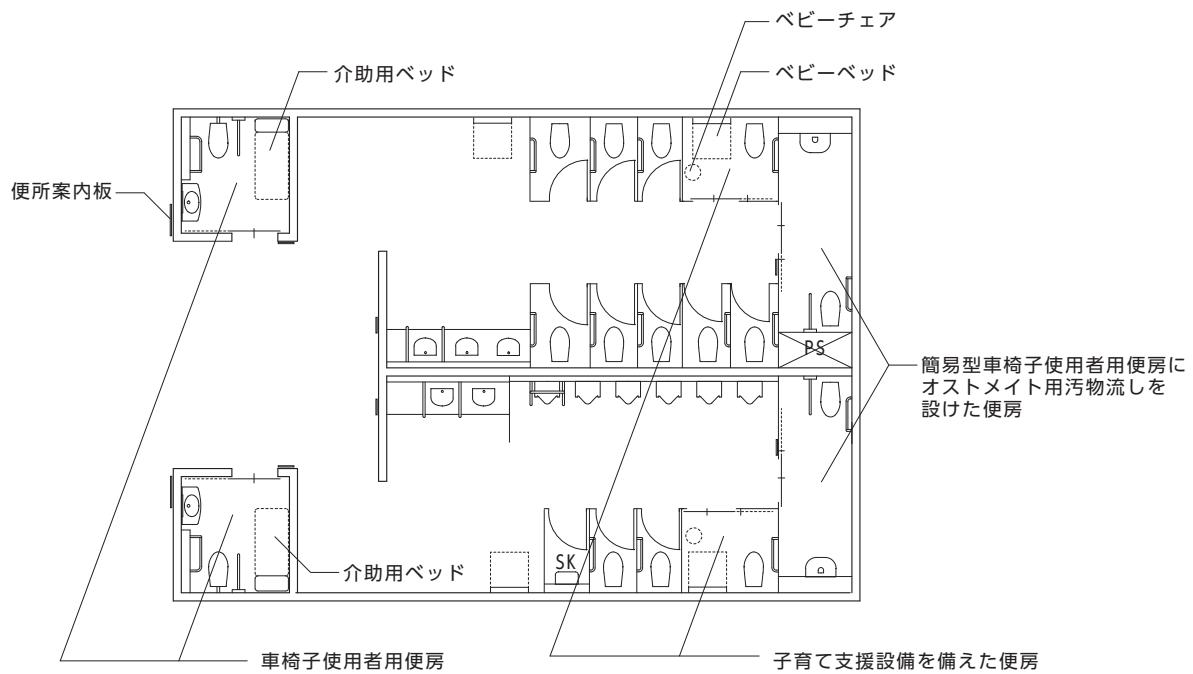
*努力基準においては「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等」

《 参 考 図 》

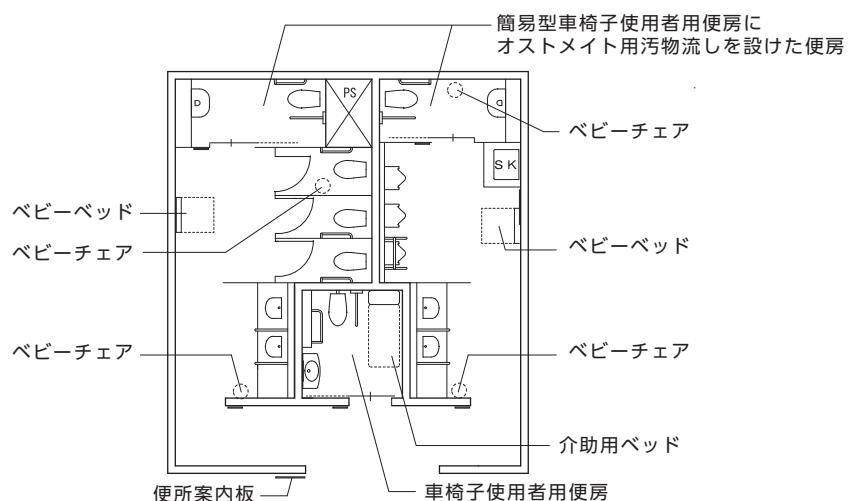
【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

(1) 車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し及び子育て支援設備を設けた各便房を分散して設置した例

■多数の車椅子使用者を見込み、複数の車椅子使用者用便房と簡易型車椅子使用者用便房を設置した例



■ベビーベッドを便房の外におき、便房数を確保した例



- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。

■便房設備の表示例

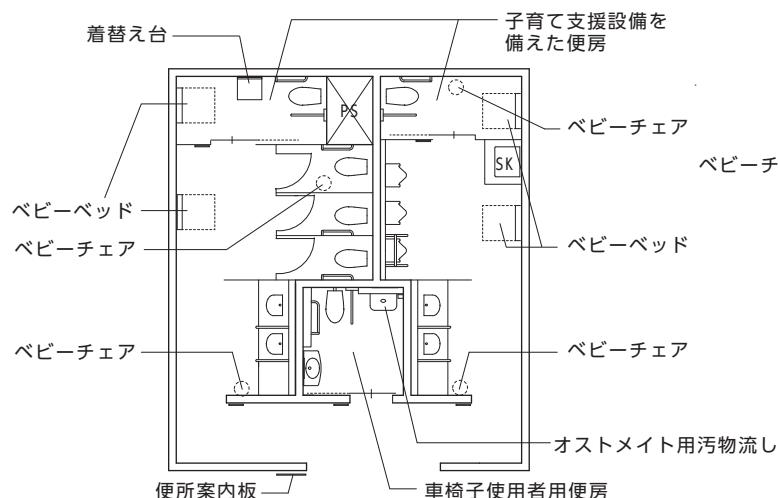
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。



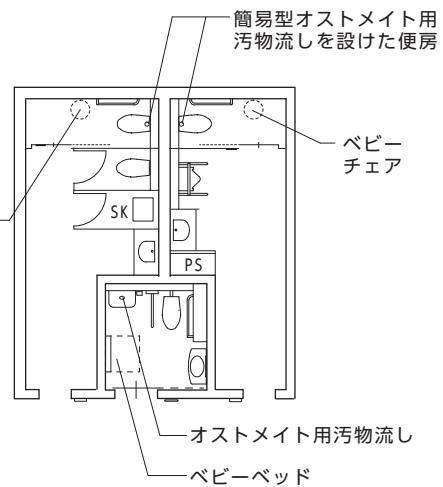
《 参 考 図 》

(2) 全ての機能を分散して配置することが困難である場合で、車椅子使用者用便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別の機能を持った便房や簡易型便房を設置した例

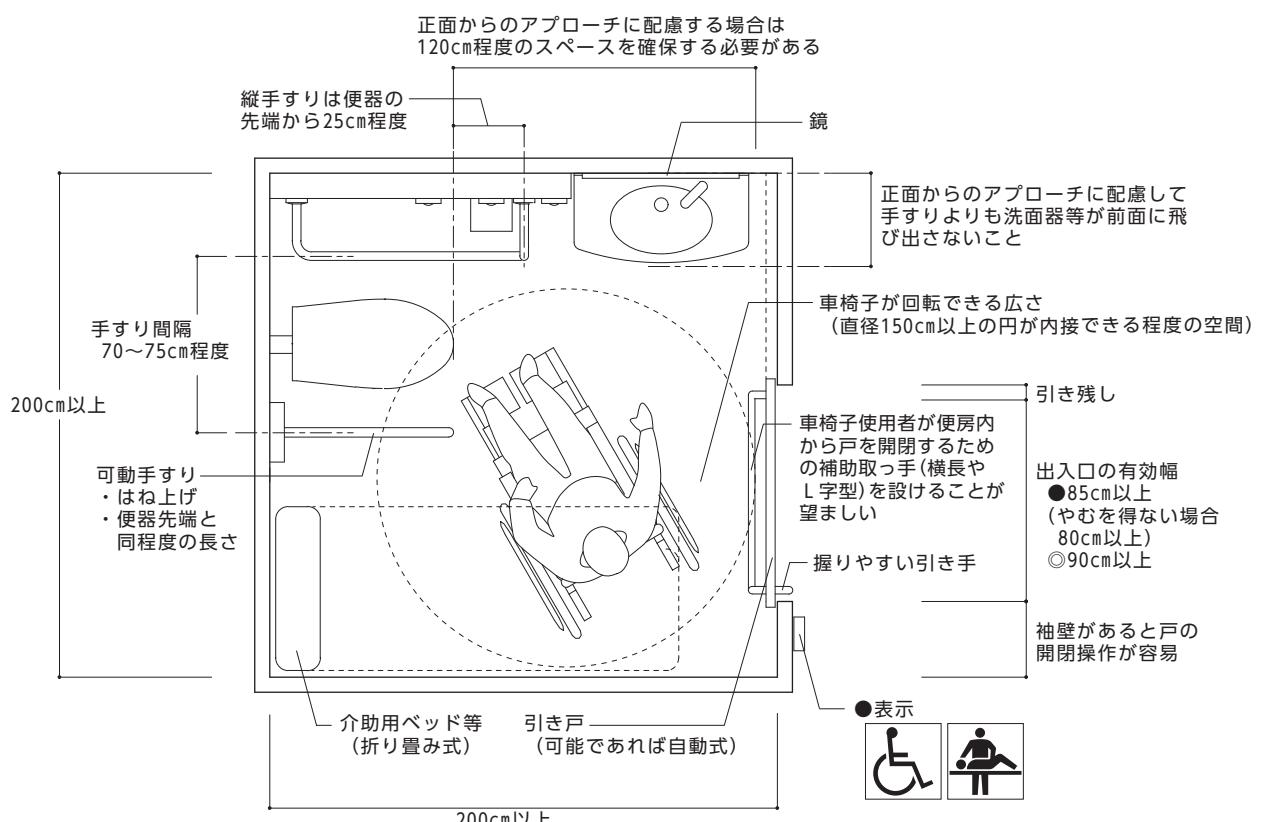
■車椅子使用者用便房と別に子育て支援設備を設けた便房を設置した例（乳幼児連れの利用者が見込まれる施設では利用集中を避ける）



■車椅子使用者用便房と別に簡易オストメイト設備を設けた便房を設置した例



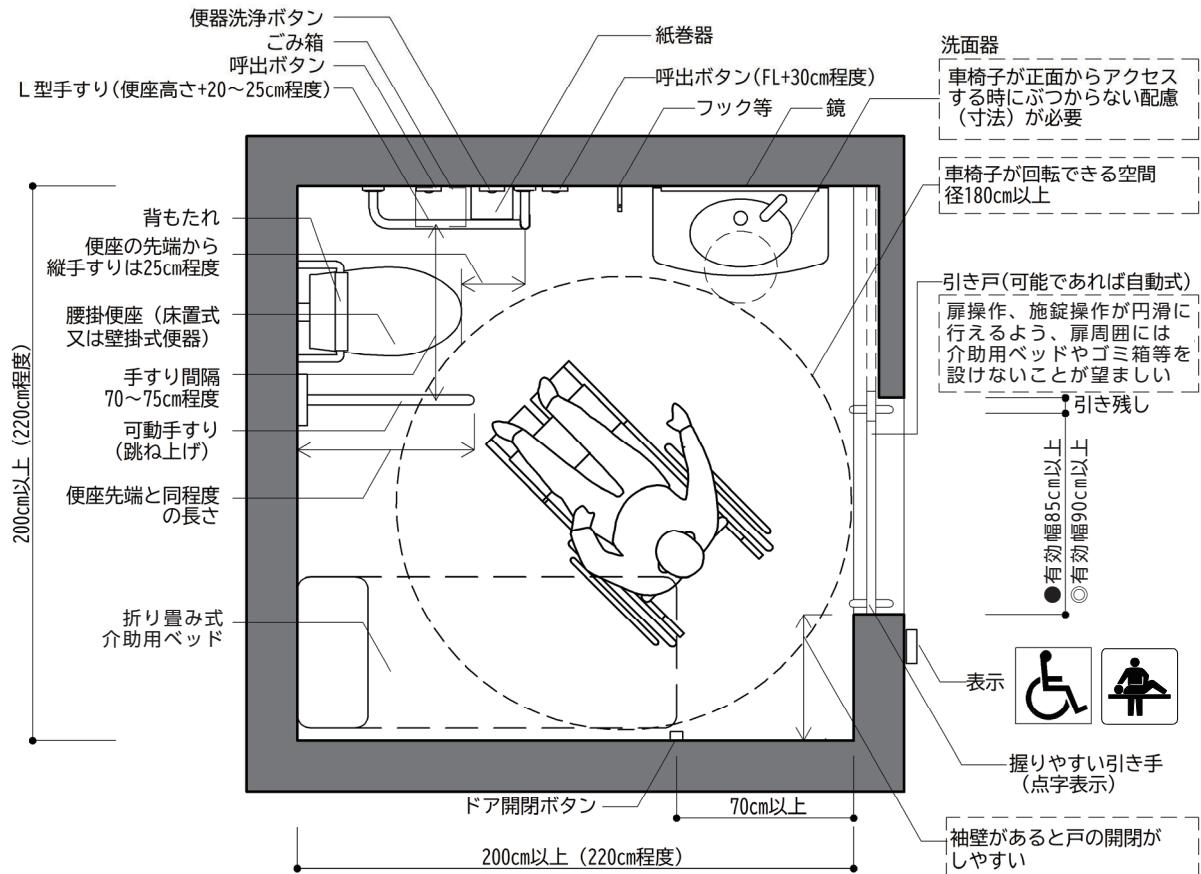
【図8.2】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れてあっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。
また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

《 参 考 図 》

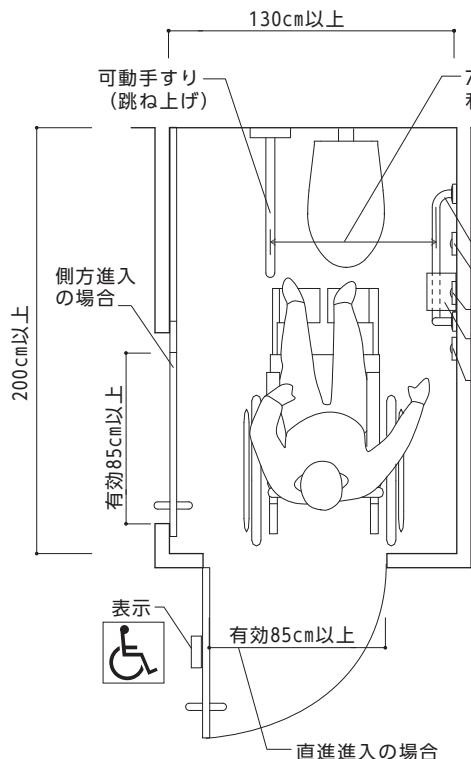
【図8.3】床面積2,000m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける車椅子使用者用便房の例



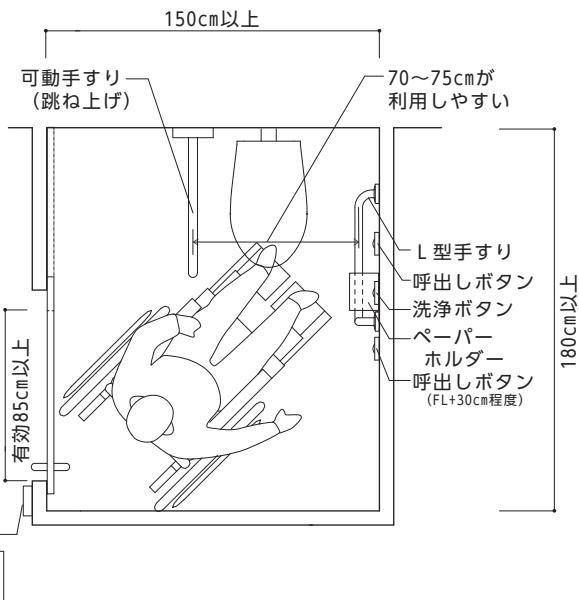
《 参 考 図 》

【図8.4】簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

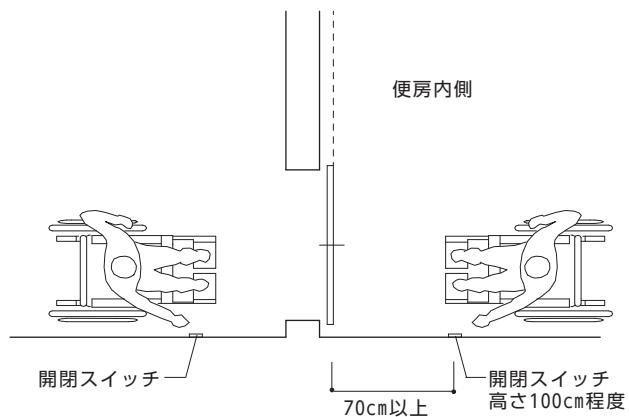


■側方進入の場合

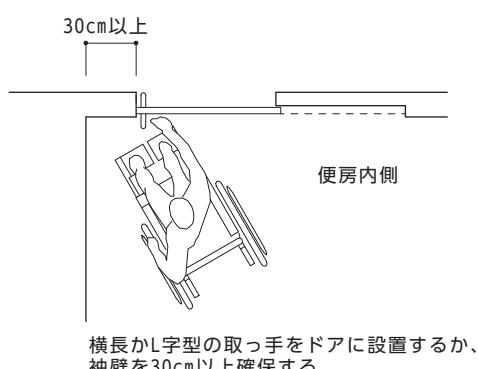


【図8.5】開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合



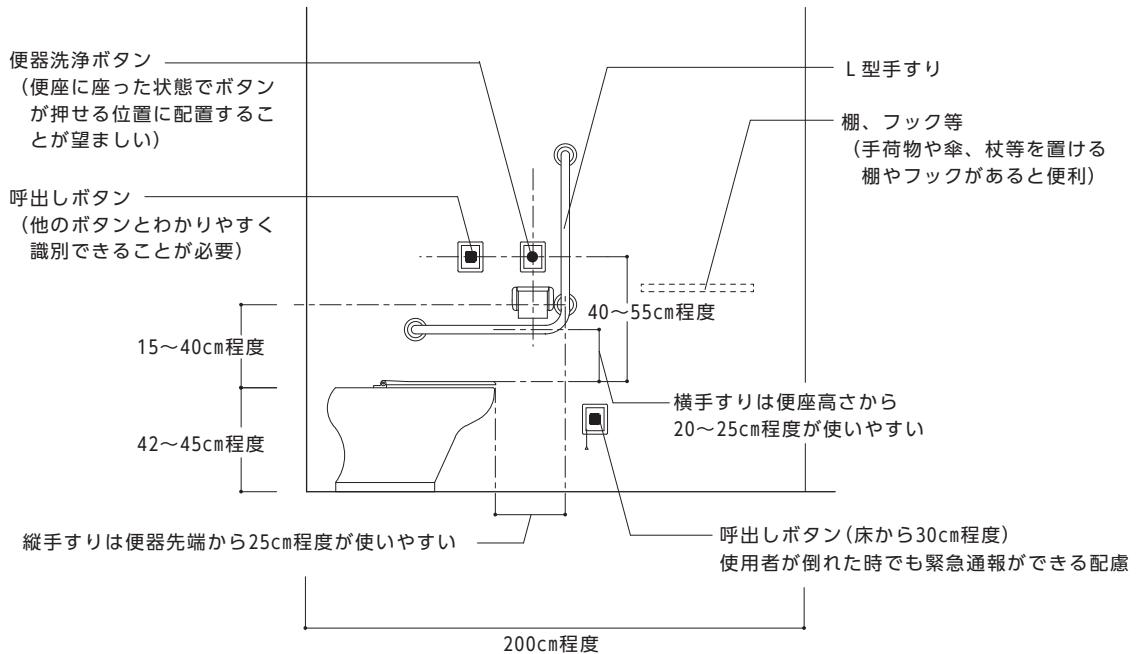
■手動ドア（引き戸）の場合



横長かL字型の取っ手をドアに設置するか、袖壁を30cm以上確保する

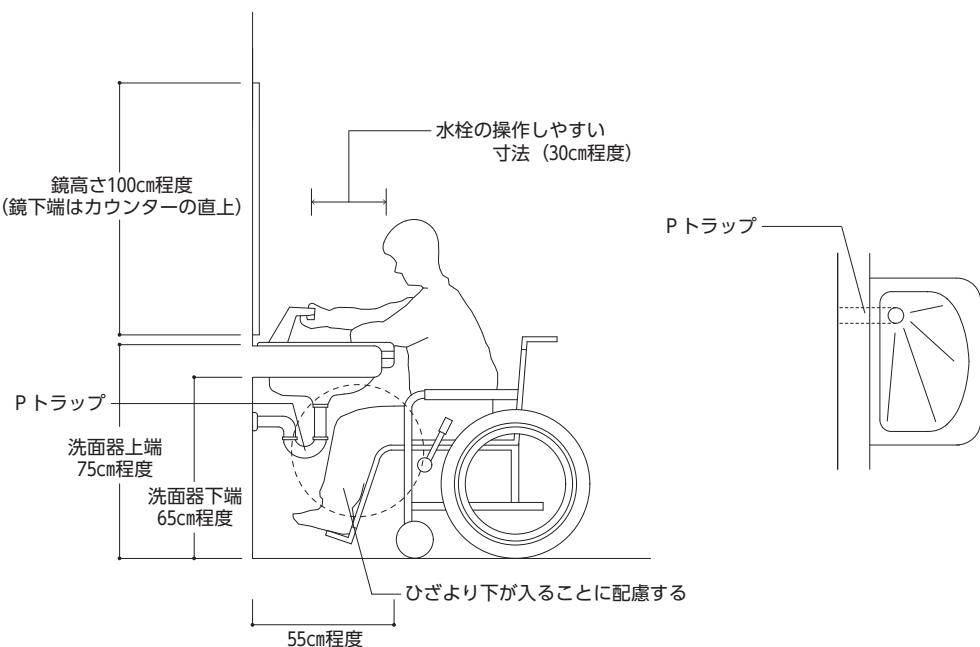
《 参 考 図 》

【図8.6】ボタンの配置例



※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

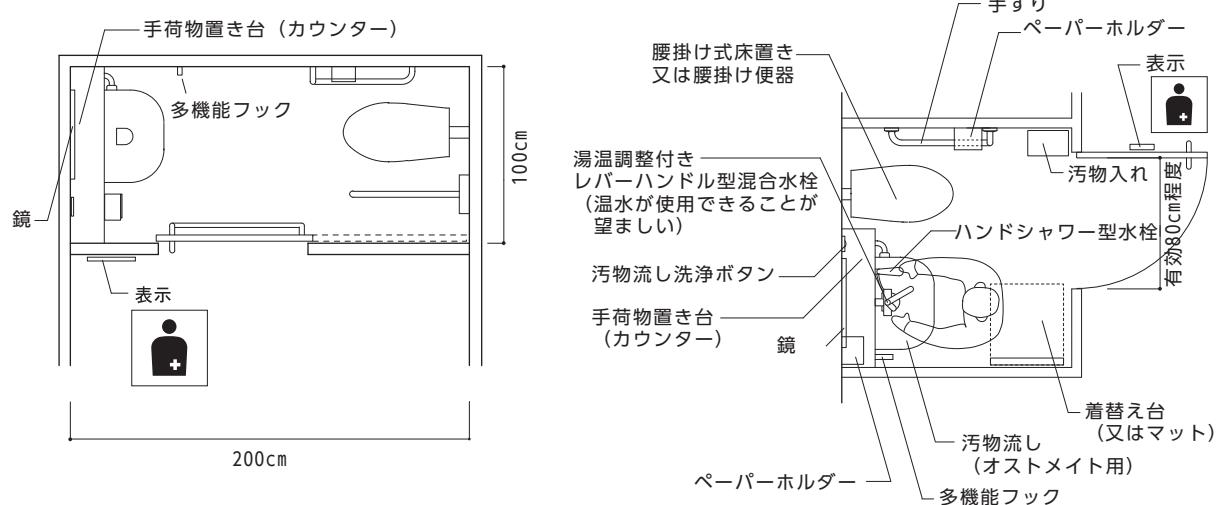
【図8.7】車椅子使用者が利用しやすい洗面台



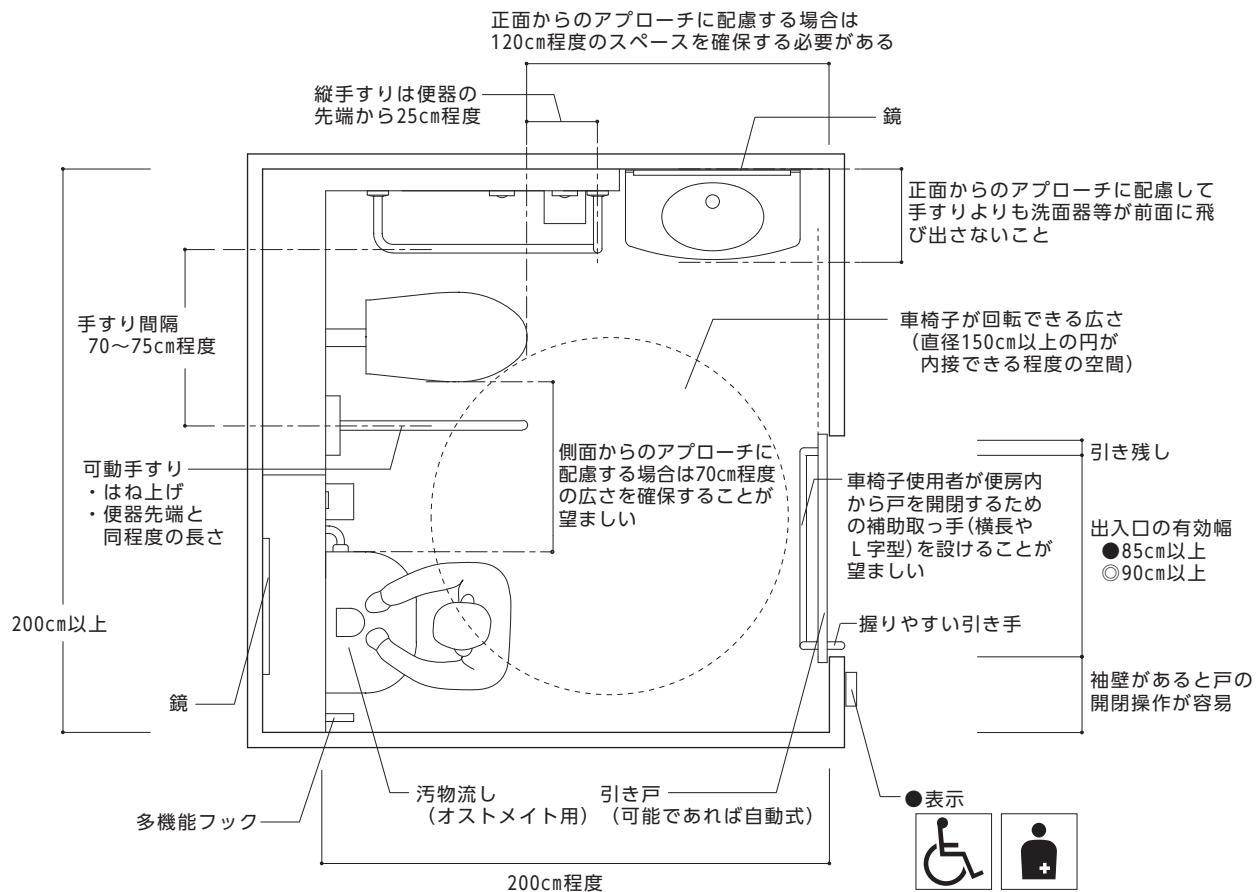
《 参 考 図 》

【図8.8】オストメイト用汚物流しを設けた例

■一般便房に設けた場合

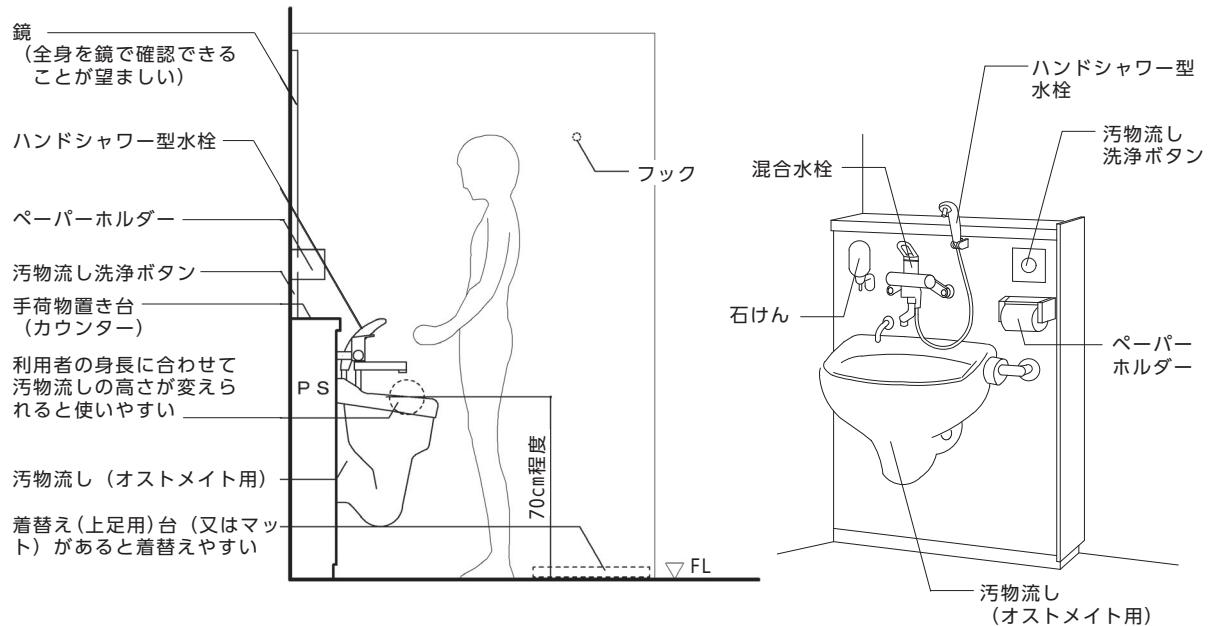


■車椅子使用者用便房に設けた場合

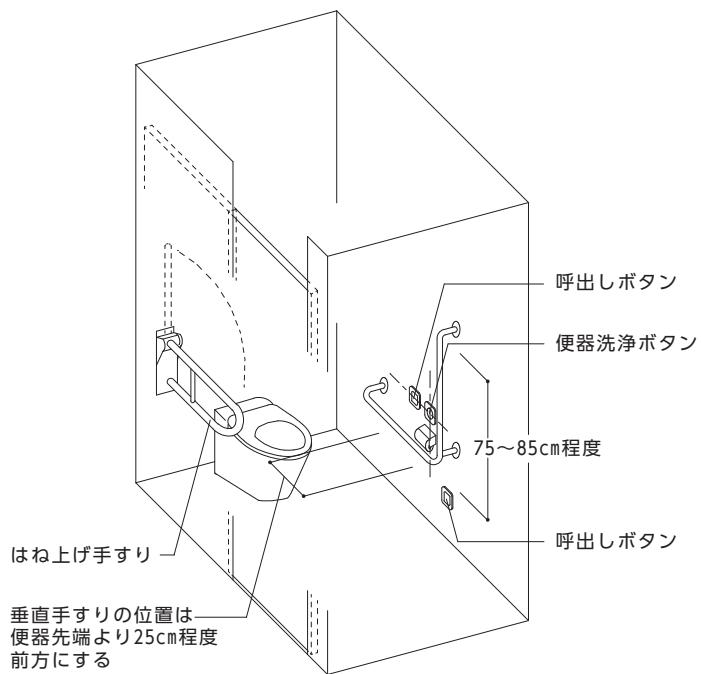


《 参 考 図 》

【図8.9】オストメイト用汚物流しの例



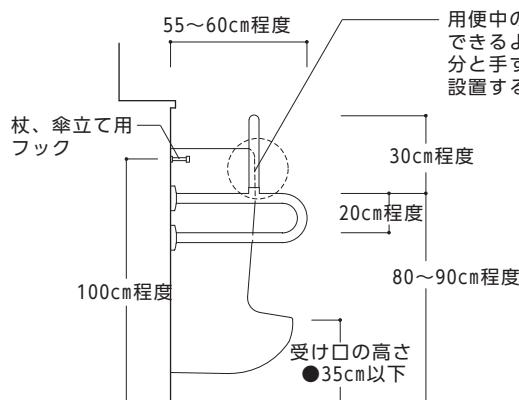
【図8.10】大便器の手すりの例



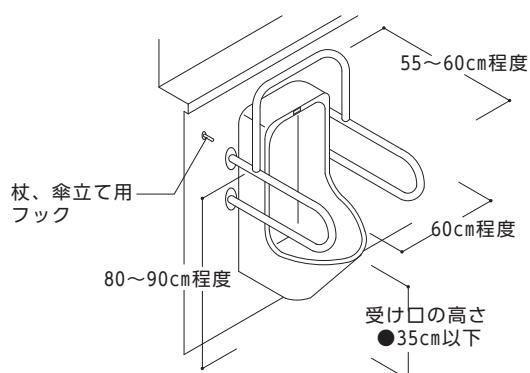
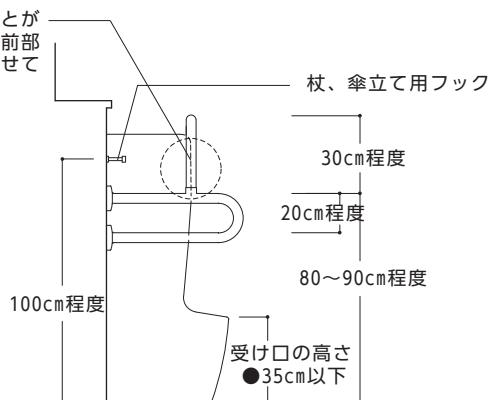
《 参 考 図 》

【図8.11】小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口



■床置き式ストール



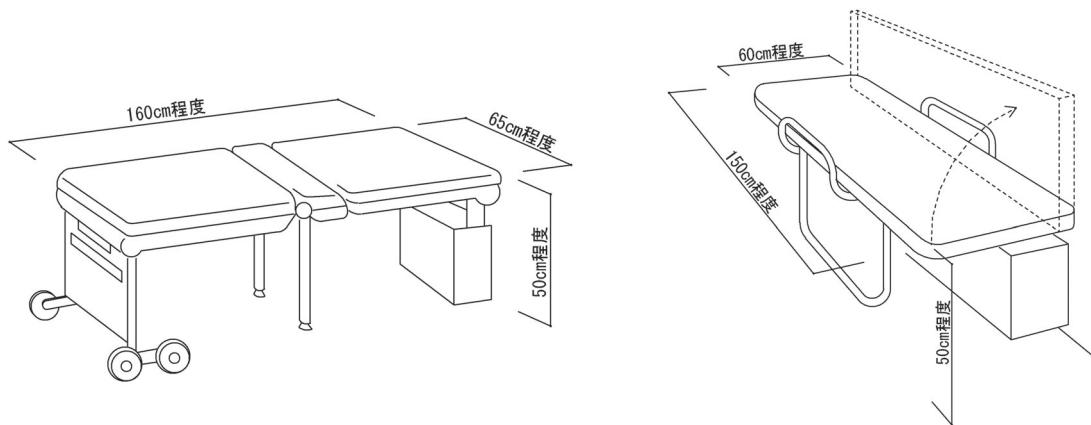
【図8.12】視覚障害者に配慮した便所の案内板の例



・触知案内図はJIS T 0922に準じる。

《 参 考 図 》

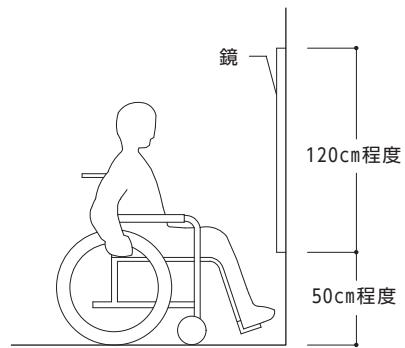
【図8.13】折り畳み式介助用ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）



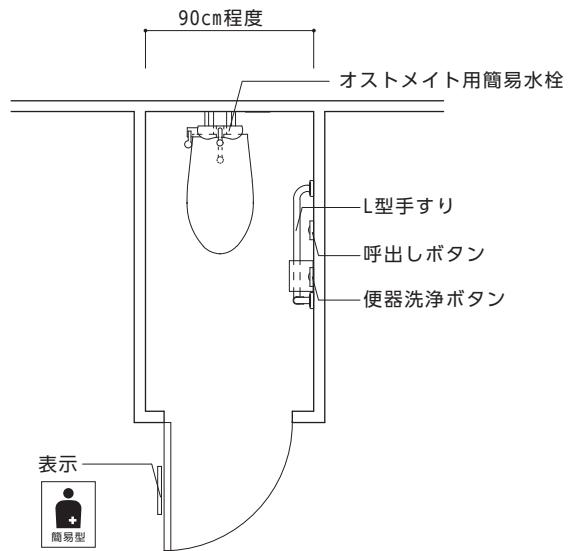
【写真8.1】背もたれ



【図8.14】便房内の身づくり用鏡の高さの例



【図8.15】オストメイト用簡易水栓を設けた例



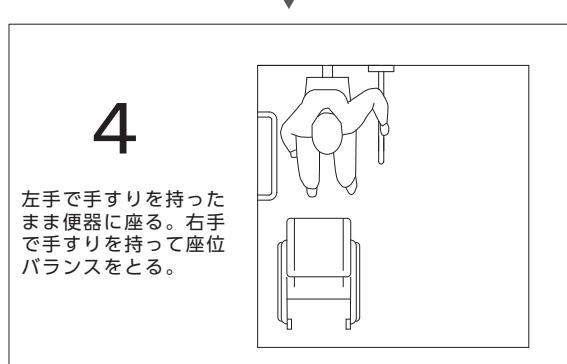
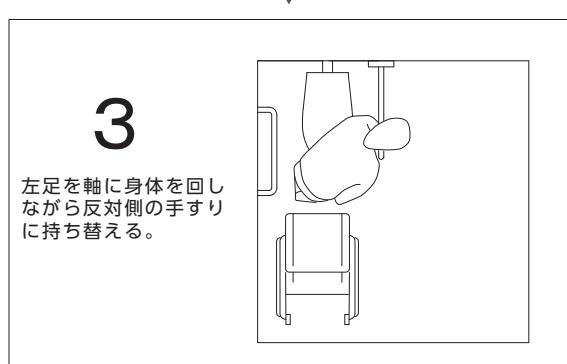
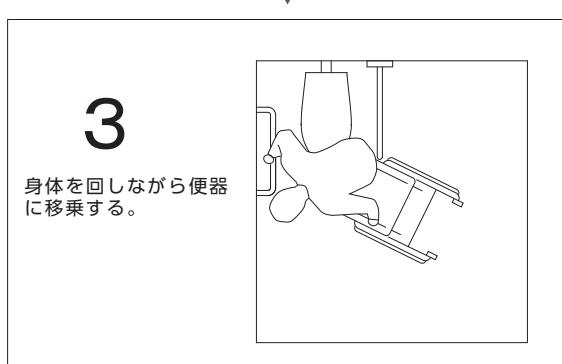
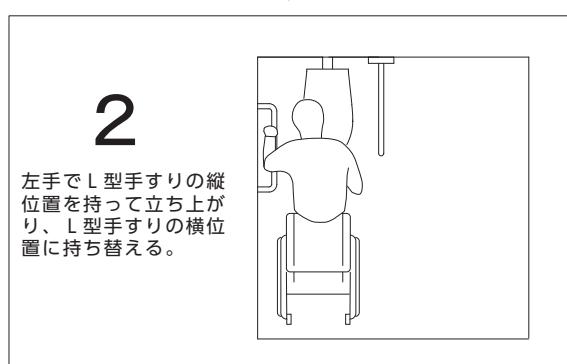
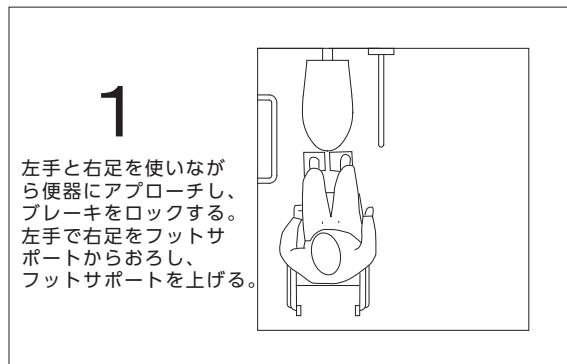
《 参 考 図 》

【図8.16】車椅子による便器へのアプローチの例

■便器へ斜めからアプローチする例
(腕の力だけで身体を支えることができる人の場合の一例)



■便器へ正面からアプローチする例
(多少、足に体重をかけることができる人の場合の一例)



11 観覧席・客席

【基本的考え方】

出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に車椅子使用者が利用できるスペース及び高齢者、障害者等用の設備を配慮したスペースを設ける。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。
[1] (1)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならぬ。	[1] 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして(1)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の(2)に掲げる基準に適合する場所を設けなければならない。
(1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 [ア] 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 400 以下の場合 2	(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げるものとする。 [ア] 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 100 以下の場合 2
[イ] 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 400 を超える場合 当該座席の数に 1/200 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	[イ] 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合 当該座席の数に 1/50 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
—	[ウ] 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 200 を超える場合 当該座席の数に 1/100 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数
(2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。 [ア] 幅は、90cm 以上とすること。 [イ] 奥行きは、135cm 以上とすること。 [ウ] 床は平らとすること。 [エ] 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。	(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。 [ア] 同左 [イ] 同左 [ウ] 同左 [エ] 同左
—	[オ] 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。
—	[2] 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が 200 を超える場合には、2箇所以上に分散して設けなければならない。
[2] 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。	[3] 同左

■整備基準の解説

[1]位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用部分の必要設置数は、【解説 11.1】【解説 11.2】を参照。 ● 客席・観覧席の出入口から車椅子使用者用部分へ至る客席内の通路（車椅子使用者用経路）のうち 1 以上は移動等円滑化経路として整備する。（詳細は移動等円滑化経路の各基準を参照すること） ● 車椅子使用者用部分の床は水平とする。 ● 車椅子使用者用部分は 1 席あたり、幅 90cm、奥行き 135cm 以上とする。 ● 車椅子使用者用部分が他の客席・観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 ○ 車椅子使用者用部分は、少なくとも同時に 2 以上の車椅子使用者が利用できる専用スペースとして確保する。 ○ 同伴者とともに観覧ができるよう、同伴者の座席を車椅子使用者用部分に隣接して設ける。 ○ 座席数が 200 を超える場合は、2箇所以上に分散して設けること。 	→ 【図 11.1】参照 → 【図 11.2】参照
サイト ライン	<ul style="list-style-type: none"> ● 前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインに配慮する。 ○ サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。 ○ 車椅子使用者用部分の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。 ○ 建築物の構造等により、車椅子使用者用部分からのサイトラインが確保しにくい場合には、車椅子使用者用部分と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。 	→ 【図 11.3】参照
[2]設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障害者のための集団補聴設備（赤外線送受信装置、FM 送受信装置、ヒアリンググループ等）、字幕や文字情報を表示する装置（電子文字標示盤等）、視覚障害者のための音声装置などの、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設け、その旨の表示を行う。 	→ 【図 11.4】参照
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 楽屋は利用居室等に該当するため、楽屋までの経路は移動等円滑化経路等とする。 	

■望ましい整備

観覧席・客席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観覧席、客席は可動式とし、車椅子使用者が利用できるよう配慮する。 ○ 同伴者用の座席又はスペースは、車椅子使用者用部分と同じ割合で設ける。 ○ 車椅子使用者用部分を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者の座席又はスペースも設ける。 ○ 車椅子使用者用部分は、水平方向及び垂直方向に分散させて設ける。 ○ 車椅子を使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、長身や横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席（付加アメニティ座席）を全席数の 1 %以上設ける。 ○ 通常の車椅子よりも大きなりクライニング式の車椅子等の使用者にも対応するため、奥行き 140 cm 以上の車椅子使用者用部分も設ける。 ○ 乳幼児連れ、知的障害・発達障害・精神障害を含む障害者等の利用者が周囲の気がねなく観覧できる区画された観覧室又はスペースを設ける。 ○ 通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいようね上げ式や水 	
--------	---	--

	<p>平可動式とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 座席番号、行、列や案内表示（避難経路や便所位置等）等は、分かりやすく読みやすいように大きさ、デザイン、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。 ◎ 避難経路等の重要な案内表示は、上演中等に通路照明が消えることに十分配慮したものとする。 ◎ 固定位置に設けた車椅子使用者用部分の床面、又は手すり等には、車椅子使用者用部分であることを、座席番号とともに表示する。 ◎ 高齢者、障害者等が容易に舞台に上がるよう、段差のない動線の確保や、昇降機の設置等に配慮する。 ◎ 楽屋内部も使えるような配慮を行う。 ◎ 壁面に接している通路で段差がある部分については、壁側に手すりを設ける。 ◎ すり鉢式のホール等で壁面がなく、段差がある部分については、できるだけ手すりを設置する。 ◎ 一般客席への車椅子使用者の移乗等を想定し、客席や観覧席の近くに車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 手話通訳スポット設備、OHP 用一部暗設備を設ける。 ◎ 要約筆記用プロジェクター、スクリーン、要約筆記者用作業スペース等を設ける。 ◎ 歩行の安全を図るため、客席、観覧席が暗い場合は、通路にフットライト等を設ける。 ◎ 上演時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保する。 ◎ 乳幼児同伴の観覧者に配慮して周囲に気がねなく観覧できる区画された観覧室を設ける。 ◎ 会議室等においても、高齢者、障害者等の利用に配慮して移動型のヒアリングループ（磁気ループ）等を使用できるよう、施設に備えておく。 ◎ 楽屋・控室等には、非常時の情報や開演、集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設ける。

◆ソフト面の工夫

	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車椅子使用者等に対応した客席を必要としている人が利用できるよう、当該座席やチケット販売について、施設のホームページで情報提供するとともに、チケット販売の方法についても配慮する。 ◎ 既存建築物の改善・改修等において、車椅子使用者用部分からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮を行う。 ◎ 集団補聴設備等の障害者、高齢者の利用に配慮した設備を設ける場合には、必要としている人が利用できるよう、設置の有無や利用等について施設のホームページで事前に利用者に情報提供する。
--	---

《 解 説 》

【解説11.1】車椅子使用者用部分の設置基準

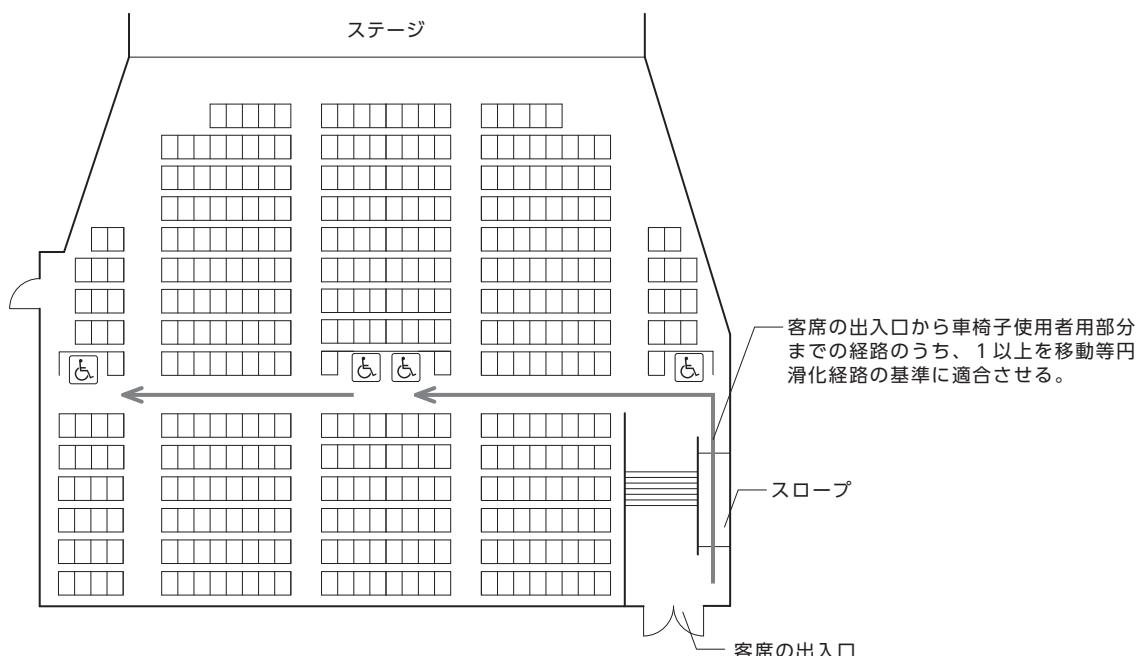
座席の総数		100以下	101~150	151~200	201~400	401以上
車椅子使用者用部分の箇所数	遵守基準	2 以上			$\text{総数} \times 1/200$ (1未満は切り上げ)	
	努力基準	2 以上	3 以上	4 以上	$\text{総数} \times 1/100 + 2$ (1未満は切り上げ)	

【解説11.2】複数の客席を設ける場合

同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。

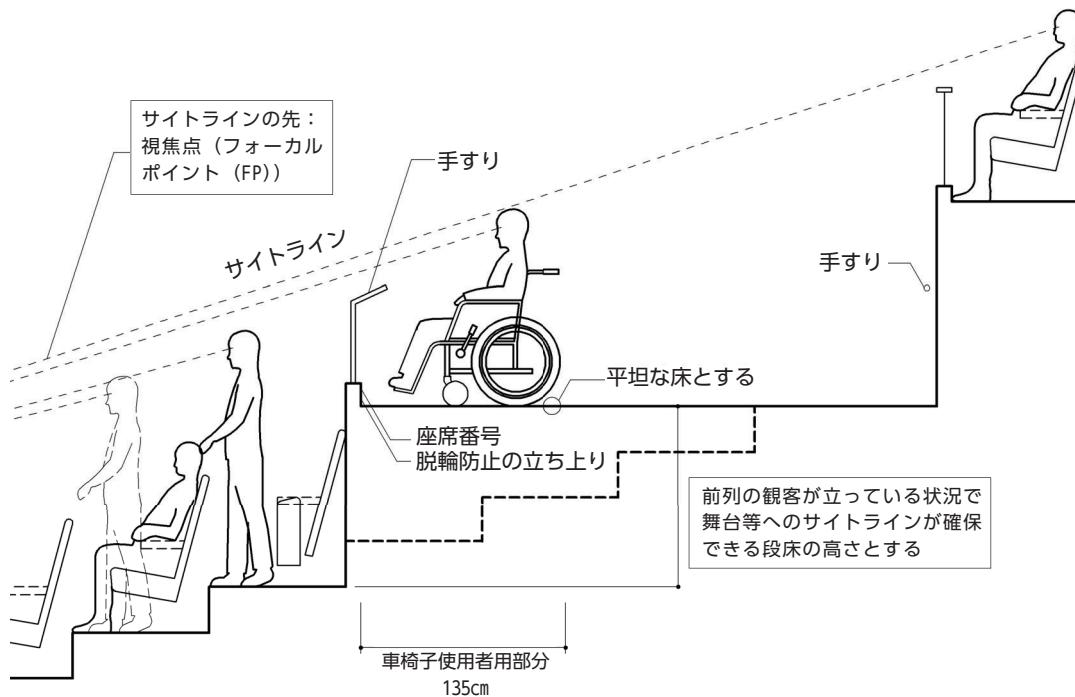
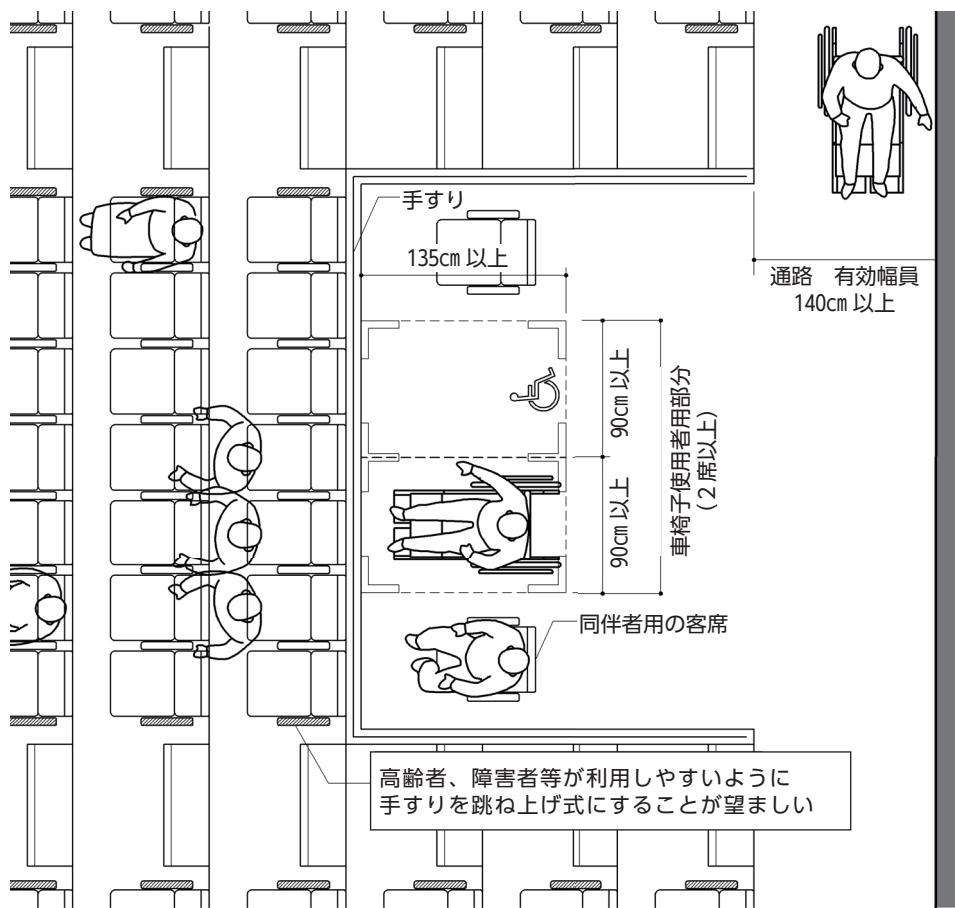
車椅子使用者用部分の設置イメージ	遵守基準			努力基準		
	客席① (120席) [&]	客席② (230席) [&]	客席③ (580席) [&]	客席① (90席) [&]	客席② (140席) [&]	客席③ (580席) [&]
	ロビー			ロビー		
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① (120席の客席) 2箇所以上 客席② (230席の客席) 2箇所以上 客席③ (580席の客席) 3箇所以上	客席① (90席の客席) 2箇所以上 客席② (140席の客席) 3箇所以上 客席③ (580席の客席) 8箇所以上				

【図11.1】車椅子使用者用部分までの経路のイメージ



《 参 考 図 》

【図11.2】観覧席・客席の例



《 参 考 図 》

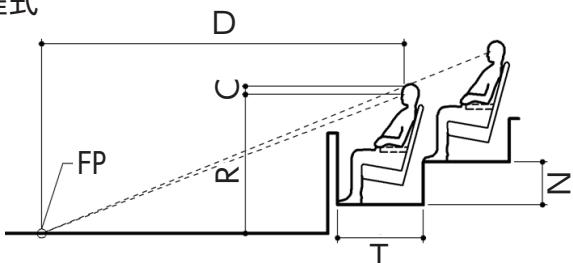
【図11.3】車椅子使用者用客席のサイトライン確保に係るチェック・検証方法の例 《C値（Cバリュー）*を用いたチェック・検証方法》

* C値（Cバリュー）とは、サイトラインを評価するものであり、観客が視焦点（フォーカルポイント（FP））を視認するときの視線が前列の観客の視点上を通るときの高さの差を示す可変数である。

* C値（Cバリュー）用いたチェック・検証方法の特徴は、サイトライン確保の状況を定量的に数値化して判断できることである。

(1) C値（Cバリュー）の一般的な方程式

$$C\text{値} = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$



D = 座席の観客からFPまでの水平距離

N = 座席のある列の1段ごとの高さ

R = 座席の観客の目の高さとFTとの間の垂直線上の高さ

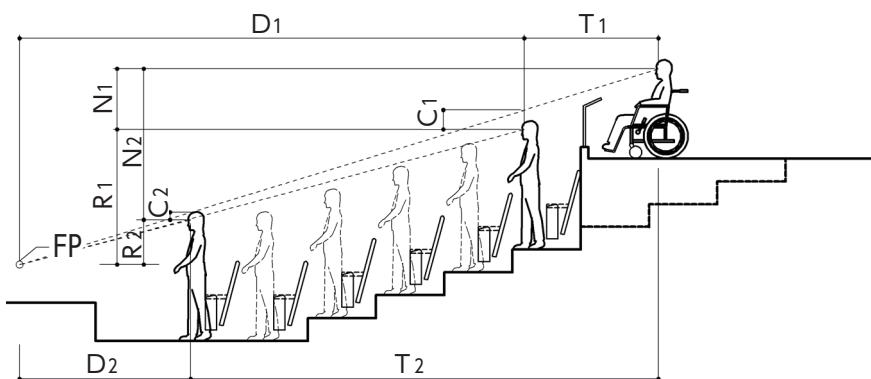
T = 座席のある列の奥行き

(2) C値（Cバリュー）の評価の目安

C値	評価
60mm以上	許容可能な視線
90mm以上	良好な視線
120mm以上	理想的な視線

* ACCESSIBILITY GUIDE OCTOBER 2020 (IPC)
(パラリンピック開催のガイドライン)には、「すべての新しいスタジアムやスタンドでは、C値90mm以上で許容可能な観戦基準が得られる。」と記載されている。

(3) C値（Cバリュー）を用いたチェック・検証のイメージ



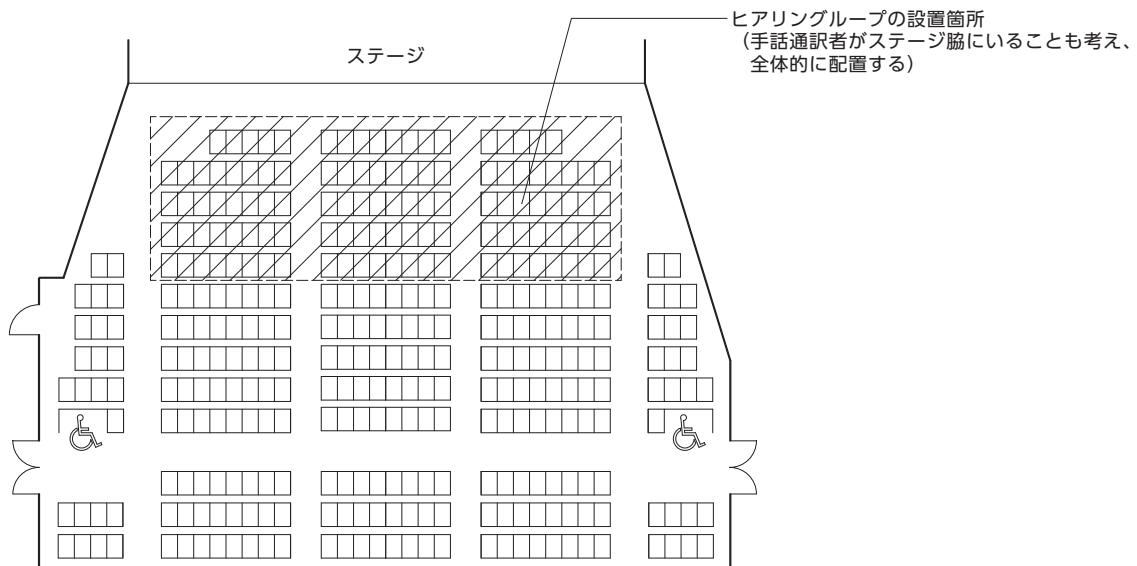
C₁：直近の座席に対する車椅子使用者用客席のC値

C₂：最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値

* その他のチェック・検証方法については、「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した設計標準（国土交通省 令和7年5月）」を参照

《 参 考 図 》

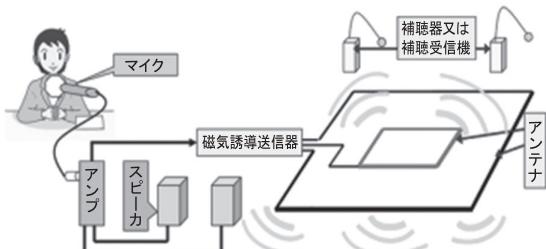
【図11.4】ヒアリングループ（磁気ループ）の設置例



ヒアリングループ（磁気ループ）

聴覚障害者や聴力の弱い高齢者などで補聴器を使用している方が、広い空間や騒音の多い場所において、音声を正確に聞き取るために聴力を補うための集団補聴設備の一種。ヒアリングループは、客席の床面等に、音声データから変換された磁気を発生させるワイヤーをループ状に敷設し、ワイヤーから発生された磁気を、ループの内側にある補聴器で受信して音声信号に変えることで、目的の音声を届けることができる設備。

建物施工時に、ワイヤーを床下や天井に埋設・固定する「常設型」と、持ち運び可能な磁気発生アンプと巻き取り式のワイヤーを用いて必要な場所にループを設置できる「移動型」がある。なお、ヒアリングループ内で音声を聞き取るためには、補聴器をTモードにすることが必要。



13 駐車場

【基本的考え方】

全ての建築物について、車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い車椅子使用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車椅子使用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。 (1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。（2）において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (2) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に1/50を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 －
[2] [1]の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。 (1) 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下この項において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合	－
(2) 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合 [ア] 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合 (2) (1)に規定する駐車場及び(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合 －

ことが可能な場所が1以上設けられていること。	
[1] 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が[1]に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。	[ア] 当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該[1]に規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイにおいて同じ。）及び当該(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該(1)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該(1)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に1/50を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。
(3) 改修を行う場合であって、次の[ア]又は[イ]に掲げる場合の区分に応じ、当該[ア]又は[イ]に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合	—
[ア] 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数	—
(ア) 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(ア)及び(イ)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	—
(イ) 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数	—
[1] 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1	—
[3] 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	[2] 同左

(1) 幅は、350cm以上とすること。 (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。[4]において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	(1) 同左 (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。[3]において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
[4] 不特定多数利用駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。	[3] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

■整備基準の解説

[1]設置数	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用駐車施設の必要設置数は、【解説 13.1】を参照。 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、すべての駐車場の駐車台数を合算した数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。 建築物の改修の際に駐車施設を増設しない場合、駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。 	<p>→【図 13.1】参照 →【解説 13.2】参考</p>
[2]機械式駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を設ける場合の、車椅子使用者用駐車施設の必要設置数は、【解説 13.3】を参照。 	→追補版 P48 コラム参照
[3]構造 (有効幅)	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものである。 	→【図 13.2】参考
(経路)	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用駐車施設から各利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等とする。 建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障害者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設ける。 	<p>→「①移動等円滑化経路等」参照 →【図 13.4】参考</p>
[4]誘導表示	<ul style="list-style-type: none"> 誘導表示は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの誘導ができるものとし、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。 大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景との色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 一般用駐車スペースと区別するため、車椅子使用者駐車施設の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。 (車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。) 車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう標識を設けることとし、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。 	<p>→【図 13.5】参考 →「⑭標識」参考</p>

その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。 	→1/100 程度の水勾配は許容
----------	---	------------------

■望ましい整備

スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 車体スペースの両側に140cm以上の乗降用スペースを設ける。 ● 複数台分のスペースを設ける場合は、2台以上のスペースを並べて設ける。 ● バンタイプの車椅子使用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。 ● 車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮し、奥行き8m以上のスペースを確保する。ただし、奥行き8m以上を確保することが困難な場合には、停車用スペースを別に確保する。 	→【図13.6】参照
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮して、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用駐車施設から駐車場へ通ずる出入口への通路、停車用スペースに、屋根又はひさしを設ける。 ● 車椅子使用者駐車施設に屋根を設ける場合は、車椅子用リフト付車両を想定し、車両高さ230cm以上に対応した必要な高さ（梁下高さ等）を確保する。また、建物内に駐車場を設ける場合の天井の高さについても同様とする。 ● 見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。 ● 発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。 	→【図13.7】参照
表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。 ● 車椅子使用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画（優先駐車区画）を整備し、利用対象者を明示した標識（ヘルプマーク等）を設置する。 	→【図13.8】参照

◆ソフト面の工夫

	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者が円滑に利用できるよう誘導員や警備員を配置し、車椅子使用者等に対する案内や巡回時の声掛けを行うことや、カラーコーン等を置いて、利用者が来たときに移動するなどの人的対応も有効である。ただし、カラーコーン等を置く場合は、すぐに移動できる人員体制の整備が必要である。 ● 施設管理者が、利用対象者に対して利用証を発行し、利用の際にダッショード上に掲示してもらう。 ● 館内放送やポスターを掲示することにより、駐車施設を必要としている人への理解を求め、必要のない人の利用を控えるよう呼びかける。 ● 車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮した奥行き8m以上のスペース等を設ける場合には、施設のホームページ等で情報提供する。 	
--	---	--

《 解 説 》

【解説13.1】車椅子使用者用駐車施設の設置基準

駐車施設の総数		1~50	51~100	101~150	151~200	201以上
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	遵守基準	1 以上	2 以上	3 以上	4 以上	総数 × 1/100 + 2 (1未満は切り上げ)
	努力基準					総数 × 1/50 (1未満は切り上げ)
↓ 総数 × 1/50 (1未満は切り上げ) ↓						

【解説13.2】複数の駐車場を設ける場合

同一建築物に複数の駐車場を設ける場合、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。

車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ			
	駐車施設の総数		90 + 70 + 80 + 80 = 320台
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	遵守基準	$320 \text{台} \times 1/100 + 2 = 5.2$ (1未満切り上げ) $\Rightarrow 6 \text{ 以上}$ ※駐車場①～④での配置は任意	
	努力基準	$320 \text{台} \times 1/50 = 6.4$ (1未満切り上げ) $\Rightarrow 7 \text{ 以上}$ ※駐車場①～④での配置は任意	

《 解 説 》

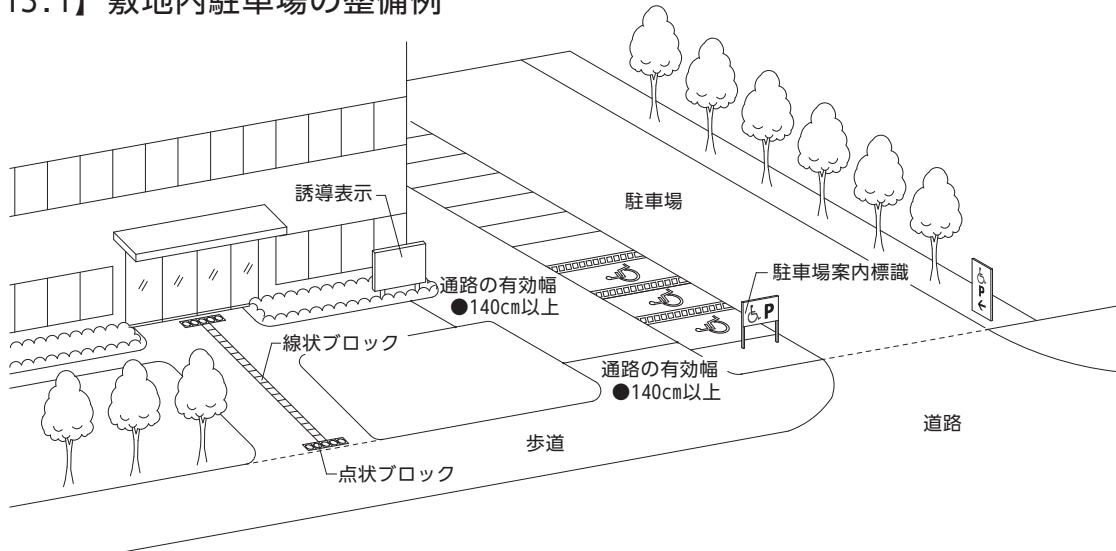
【解説13.3】機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

	ケース 1	ケース 2
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	<p>※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</p>	<p>①90台分の駐車施設のうち、10台分が車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場 ②車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けていない機械式駐車場</p>
駐車施設の総数	$100 + 20 = 120$ 台	$100 + 90 + 80 = 270$ 台
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数 (A) ※駐車場での配置は任意	<div style="display: flex; align-items: center;"> 遵守基準 <div style="margin-left: 20px;"> $120\text{台} \times 1/50 = 2.4$ (1未満切り捨て) $\Rightarrow 3$ 以上 </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;"> $270\text{台} \times 1/100 + 2 = 4.7$ (1未満切り上げ) $\Rightarrow 5$ 以上 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;"> $270\text{台} \times 1/50 = 5.4$ (1未満切り上げ) $\Rightarrow 6$ 以上 </div> </div>
車椅子使用者用駐車施設の数 (B)	平面 1 台 + 機械式20台 = 21台	平面 1 台 + 機械式①10台 = 11台

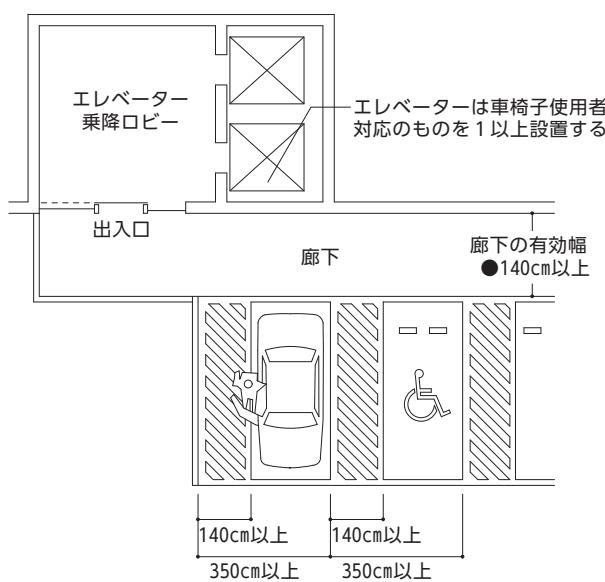
((B)の数が、必要設置数の(A)よりも多いため、基準を満たしている)

《 参 考 図 》

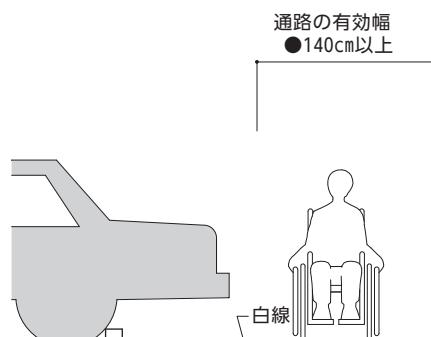
【図13.1】 敷地内駐車場の整備例



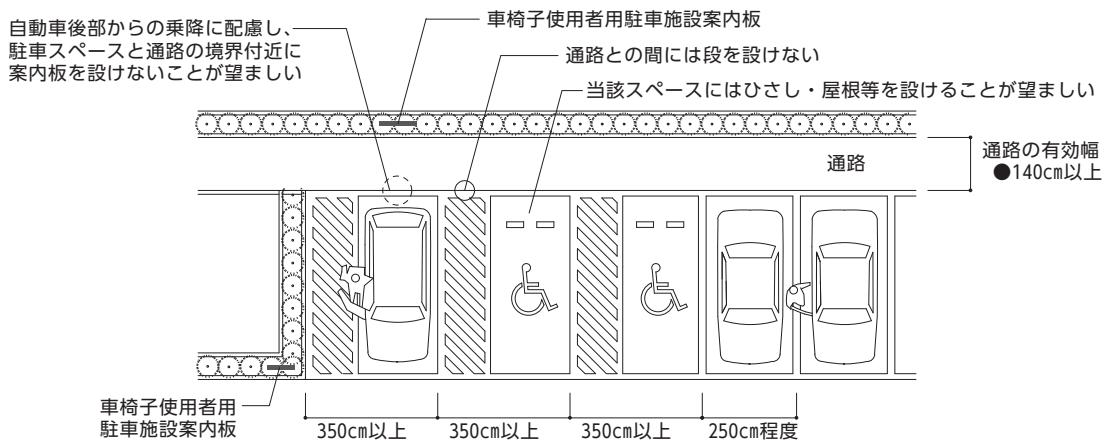
【図13.2】 屋内駐車場の整備例



【図13.3】 駐車スペース後に
通路を設ける場合

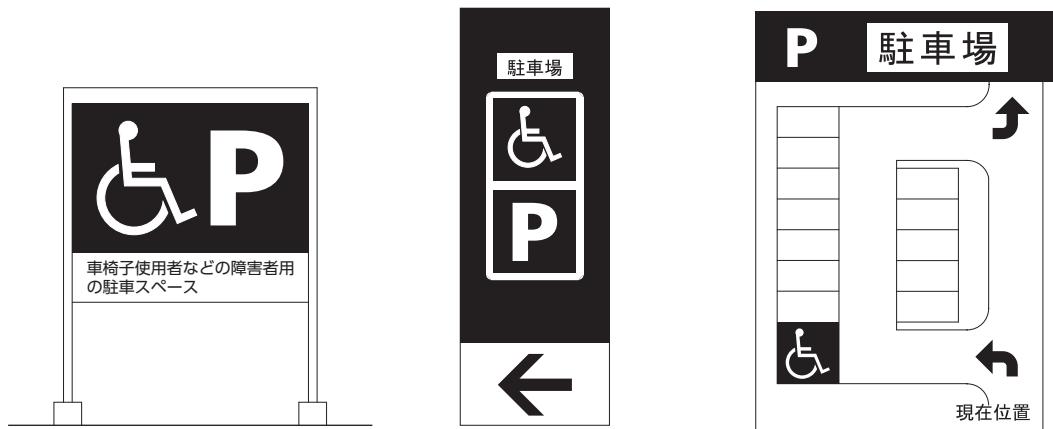


【図13.4】 駐車場の整備例



《参考図》

【図13.5】立札による表示例



《コラム》

■機械式駐車場

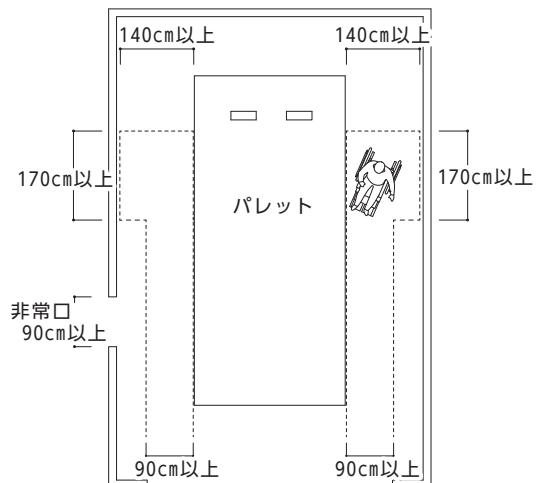
車椅子使用者用駐車施設は平置きを原則とする。ただし、敷地の状況等によりやむを得ず機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、整備基準に適合するものとし、高齢者、障害者等が車の乗降に支障なく、円滑に利用できるものとする。そのため、車椅子使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとし、人的介助のみを前提とした通常の機械式駐車場は該当しない。また、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は移動等円滑化経路等、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は特定経路等となるため、経路上に段差を設けてはならない。

さらに、機械式駐車場技術基準のバリアフリー対応駐車装置の基準を参考とする。

【参考】機械式駐車場技術基準（主な内容）

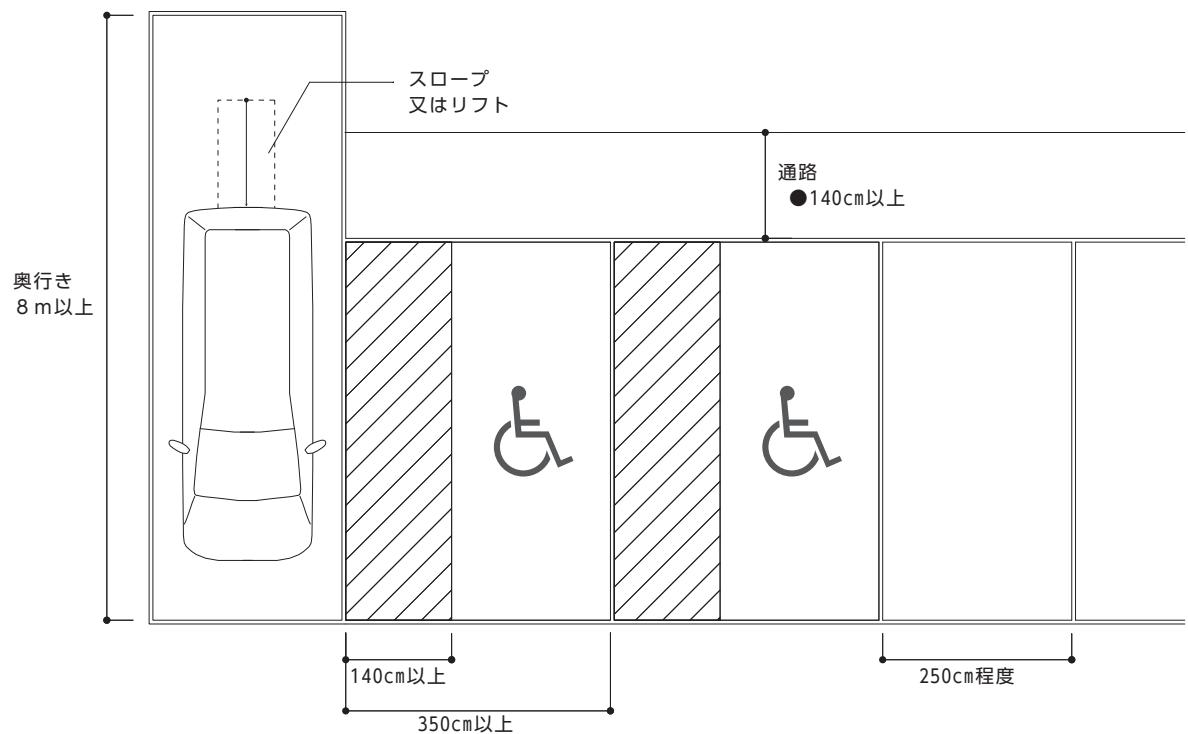
- ・人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及びすき間は2cm以下とすること。
- ・非常口へ通ずる通路も上記に準ることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- ・自動車への乗降部分は車椅子の転回を考慮して、車椅子の進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- ・バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車椅子に乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- ・一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- ・その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2017年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。

機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設けた例

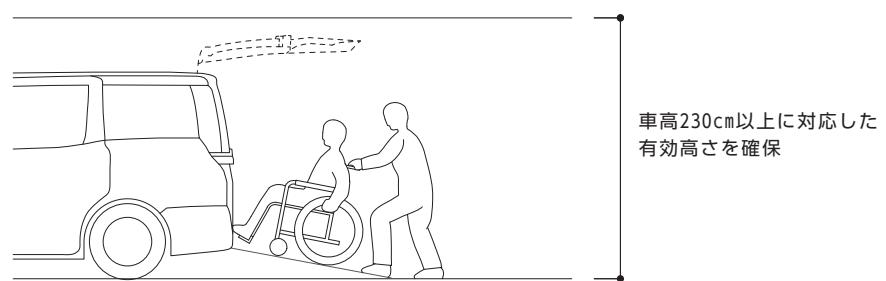


《 参 考 図 》

【図13.6】奥行き8m以上の駐車スペースの例



【図13.7】高さ230cm以上の例



《 参 考 図 》

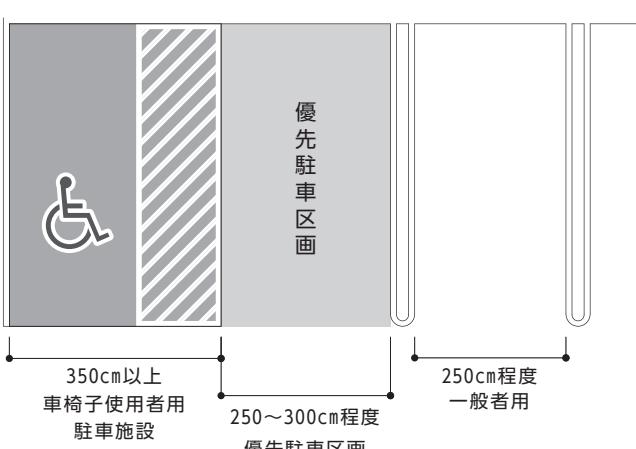
【図13.8】駐車施設に設置する看板の記載例

	車椅子使用者用駐車施設	優先駐車区画
マーク		 + <必要に応じて>   
説明文	この場所は、車椅子使用者など <u>身体の不自由な方</u> が利用する車両専用です。 一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方、身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。

優先駐車区画

- 定義
車椅子使用者用駐車施設とは別に、施設設置管理者等の取組として施設等の出入口近く等において提供されている、必ずしも広い幅員を必要としないものの移動に配慮が必要な者向けの駐車区画。
- 利用対象者
地域の実状や施設の利用状況により、障害者、高齢者、妊娠婦等移動に配慮が必要な者を想定。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（250cm程度）。可能であれば300cm程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
 - ① 車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる旨を表示をする。
 - ② 車椅子使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。
 - ③ 対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない。）

【区画の整備例】



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。



II 共同住宅等

8 便所（トイレ）

【基本的考え方】

だれでもが快適に便所を利用するためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用設備等を設けるなど、使いやすい環境を整備する。

規模や便所設置階を踏まえ、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者用便房）を必要な数以上設置するほか、オストメイト用汚物流しを設けた便房を、それぞれ1以上設置する。

<便所における機能分散の考え方>

建築物編（共同住宅等以外）に準ずる。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。 [ア] 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの [イ] 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階	[1] 同左 (1) 同左 [ア] 同左 [イ] 同左
(2) 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。 (3) 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(2) 同左 (3) 同左
[2] 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。	[2] 同左
[3] [1]の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(1)の場合にあっては、(1)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(2)の場合は、この限りでない。 (1) 当該階の床面積が10,000m ² を超える場合にあつ	[3] 同左 (1) 同左

<p>ては、当該床面積の区分に応じ、次の[ア]又は[イ]に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。</p>	
<p>[ア] 便所設置階の床面積が 10,000 m²を超え、40,000 m²以下の場合 2</p>	<p>[ア] 同左</p>
<p>[イ] 便所設置階の床面積が 40,000 m²を超える場合 当該床面積に相当する数に 1/20,000 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p>	<p>[イ] 同左</p>
<p>(2) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>(2) 同左</p>
<p>[ア] 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p>	<p>[ア] 同左</p>
<p>[イ] 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合</p>	<p>[イ] 同左</p>
<p>[ウ] 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合</p>	<p>[ウ] 同左</p>
<p>(ア) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10,000 m²を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合</p>	<p>(ア) 同左</p>
<p>(イ) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10,000 m²を超える場合にあっては、[3](1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合</p>	<p>(イ) 同左</p>
<p>[エ] 床面積が 1,000 m²未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1,000 m²未満の階の床面積の合計に 1/1,000 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）</p>	<p>[エ] 同左</p>

(1,000 m ² 未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)に[3]本文の規定により床面積が1,000 m ² 以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((2)(ア)に規定する施設が(2)(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合	
(3) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。 [ア] 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 [イ] 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(3) 同左 [ア] 同左 [イ] 同左
－	[ウ] 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
－	[エ] 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。
[4] [2]及び[3]に定めるもののほか、[1]の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。	[4] 同左
－	[5] [2]から[4]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)は、次に掲げる構造としなければならない。
－	(1) 床面には、段差を設けないこと。
－	(2) 大便器は、1以上を腰掛式とすること。
－	(3) 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。
[5] [2]から[4]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のも	[6] [2]から[5]までに定めるもののほか、[1]の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のもの

のに限る。) その他これらに類する小便器を 1 以上設けなければならない。	のに限る。) その他これらに類する小便器を 1 以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。
---------------------------------------	--

■整備基準の解説

◆便所全般

	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備は、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるよう、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ● 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。 ● 原則、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（【解説 8.1】の①～④を除く）の数以上、便所を設ける。設置にあたっては特定の階に偏ることなく設け、その利用に支障が生じない位置に設ける。 	→ 【図 8.1】参照 → 「⑫標識」参照 → 【解説 8.1】参照
床面	<ul style="list-style-type: none"> ● 水洗いができる、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 	

◆車椅子使用者用便房

設置数	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、便所を設ける階には車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。（以下①②を除く） <ul style="list-style-type: none"> ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合。 ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。 ● 階の床面積によって、車椅子使用者用便房の必要設置数は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ③ 10,000 m²を超える階（大規模階）を有する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10,000 m²を超え、40,000 m²以下の階 ⇒ 各階 2 以上設置 ・ 40,000 m²以上の階 ⇒ [大規模階の床面積の合計] ÷ 20,000 (端数切上げ) 以上設置 ④ 1,000 m²未満の階（小規模階）を有する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・ [小規模階の床面積の合計] ÷ 1,000 (端数切捨て) 以上設置 ・ なお、小規模階のみで構成されており、かつ、小規模階の床面積の合計が、1,000 m²未満の建築物の場合、車椅子使用者用便房を 1 以上設けること。 	→ 【解説 8.3】参照 → 【解説 8.4】参照
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ● 出入口の有効幅は、85cm 以上とする。また、車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。 	→ 【図 8.2】 【図 8.3】参照
戸	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。 ● 開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より容易である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ● 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ● 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ● 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ● 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。 	→ 【図 8.4】参照

手すり	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする。 ● 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付手すりと反対側の手すりは可動式とする。 ● 横手すりは便座から 20cm から 25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離となるように設置する。 	<p>→【図 8.2】参照 8.5】参照</p>
便房の大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm × 200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。(ライニング等(洗面器の背後にある配管収納等)は内法寸法に含めないことを原則とする。) ● 車椅子から便座への移乗は車椅子の側面(障害にもよるが一般的にこの方法が最も容易)又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。(内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。) ● ただし、床面積の合計が 1,000 m²以下の共同住宅等で 200cm × 200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で 130cm × 200cm (直進及び側方進入) 以上、又は、150cm × 180cm (側方進入) 以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。(ただし、オストメイト用汚物流し、手洗い器その他の設備を併せて設置すると、さらに大きなスペースが必要となる場合がある。) 	<p>→【図 8.2】参照 →【図 8.3】参照</p>
位置	<ul style="list-style-type: none"> ● 異性介助に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。 ○ 車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ○ 車椅子使用者用便房は、利用対象者が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 	
表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用便房の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ○ トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。 なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ● 建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障害者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房の位置を表示する。 	<p>→「⑫標識」参照 →「⑬案内設備」参照</p>
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帶びているものとする。 ● 便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置す 	

	<p>る。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ● 吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ● 照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ● 洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ● 洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼び出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼び出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ● 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ● 使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。 	→【図 8.6】参照 →【図 8.5】参照
--	--	--------------------------

◆水洗器具

水洗器具	<ul style="list-style-type: none"> ● 水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しごん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ● 便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に設置する。 ● オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ● ペーパーホルダーを設置する。 	→【図 8.7】 【図 8.8】参照 →「⑫標識」参照
------	---	-----------------------------------

◆一般便所

大便器 (床面)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。 	
(構造)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者などの下肢機能の低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを設ける。 ○ 上記の構造の小便器に手すりを設け、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 	
(手すり)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。 	→【図 8.9】参照
小便器 (構造)	<ul style="list-style-type: none"> ● 男子用小便器のうち 1 以上は、小児等の利用に配慮し、床置式又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。 ○ 小便器は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。 	→【図 8.10】参照
(手すり)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。 	→【図 8.10】参照

	<p>この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取りつけることとし、高さは120cm程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80～90cm程度とする。</p>	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示はJIS Z 8210を適用する。 	→「⑩標識」参照

■望ましい整備

	<p>建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。</p>	→追補版 P14～18 参照
--	---------------------------------	-------------------

《 解 説 》

【解説8.1】 多数の者が利用する階から除外する階

- ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある階。
- ② 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階。
- ③ 多数の者が滞在する時間が短い階。
- ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階。 (例：住戸のみの階)

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)
多数の者が利用する便所の設置イメージ	<p>※便所を設ける施設に近接する位置に複数ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする</p>	<p>※駐輪場のみ</p>
階数	5	5
多数の者が利用する階の数 (A)	5	5
除外する階の数 (B)	3	3
多数の者が利用する便所の必要設置数 ((A)-(B)の数)	2以上	2以上

【解説8.2】 便所の数の考え方について

- ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置されている場合、男子用と女子用の1組で1箇所とする。

※ 同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所と考える。

- ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置されている場合、当該便所ごとに1箇所とする。

※ 男女1組に加え、男子用または女子用の便所を設ける場合は2箇所とする。

※ 同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合、当該便所ごとに1箇所とする。

- ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置されている場合、当該便所ごとに1箇所とする。

多数の者が利用する便所の設置イメージ		便所の箇所数	①男女1組	③男女共用
			2	2
多数の者が利用する便所の箇所数		8	(内訳：男女1、男子3、女子2、共用2)	

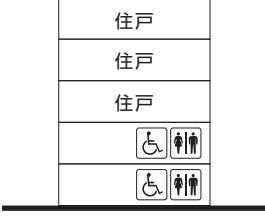
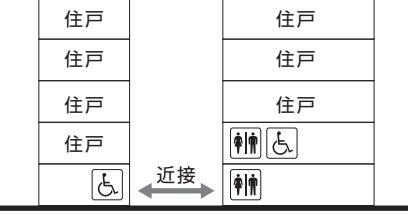
《解説》

【解説8.3】車椅子使用者用便房の設置基準

《遵守》多数の者が利用する便所を設ける階ごとに1以上設置。

ただし、以下の場合は除く。

- ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近（近接）にある場合。
- ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合。
- ③ 多数の者が利用する部分の床面積が10,000m²を超える階（大規模階）の場合。
- ④ 多数の者が利用する部分の床面積が1,000m²未満の階（小規模階）の場合。（解説8.4参照）

	ケース1	ケース2 (①の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ		 <p>※別棟の場合など</p>
多数の者が利用する便所設置階数	2	2
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	2以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所ずつ設ける必要がある。
- ・ただし、男子用（又は女子用）のみの多数の者が利用する便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる。

《 解 説 》

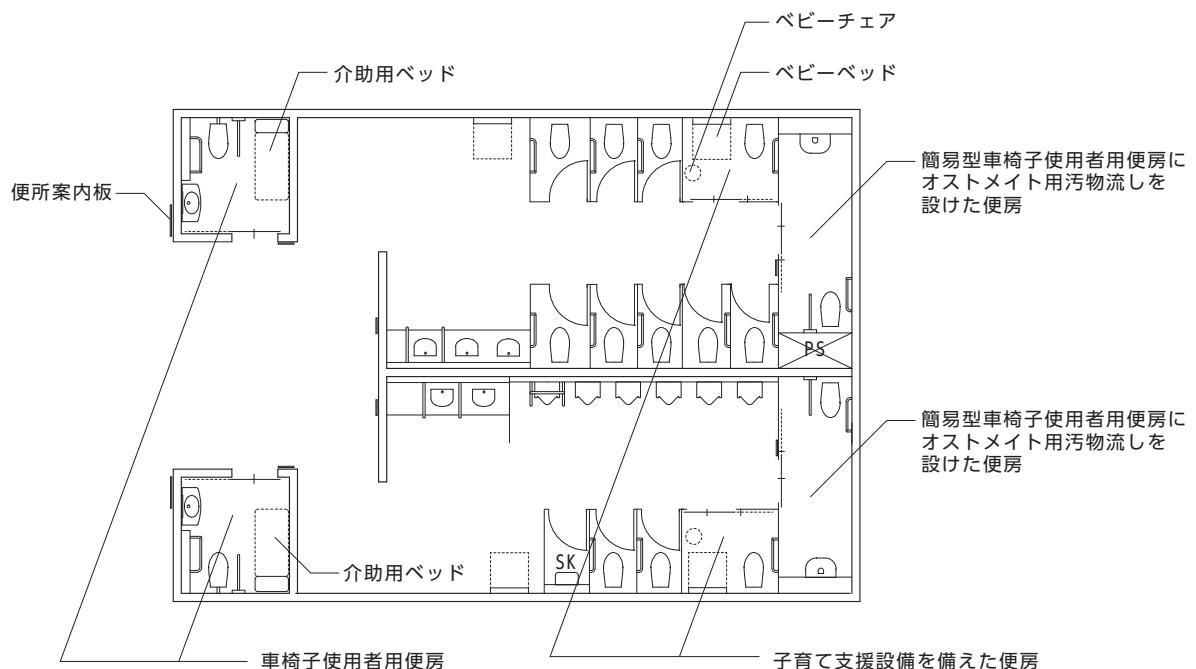
【解説8.4】車椅子使用者用便房の設置基準（1,000m²未満の階（小規模階）の場合）

	ケース1 (300m ² /階 の場合)	ケース2 (700m ² /階 の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ		
延べ床面積	2,100m ²	3,500m ²
床面積から算定する車椅子使用者用便房の必要設置数数 (A)	$2,100m^2 \times 1 / 1,000 = 2.1$ (1未満切り捨て) ⇒ 2以上	$3,500m^2 \times 1 / 1,000 = 3.5$ (1未満切り捨て) ⇒ 3以上
多数の者が利用する便所設置数 (B)	3	2
車椅子使用者用便房の必要設置数 ((A)と(B)の少ない方の数)	2以上	2以上

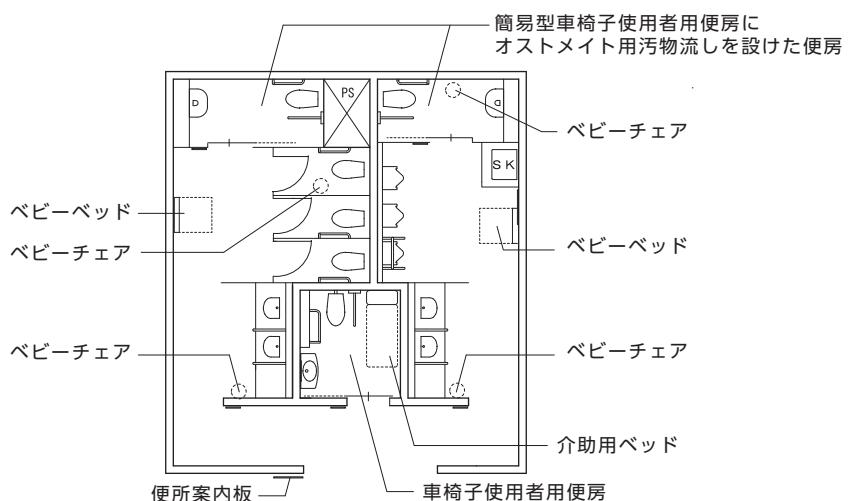
《 参 考 図 》

【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

■左右対称の車椅子使用者用便房及びオストメイト対応便房を設けた例



■車椅子使用者用便房を1つ設けた例



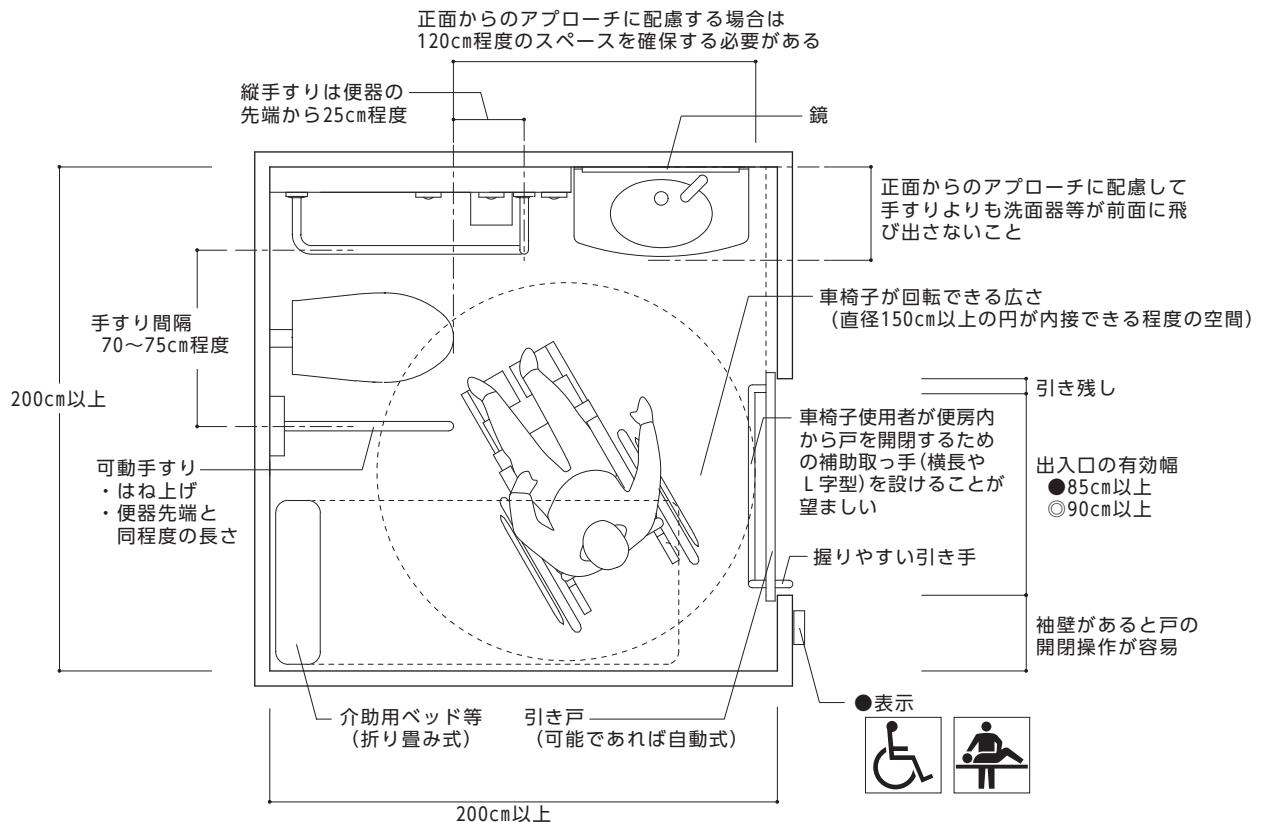
■便房設備の表示例

- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。



《 参 考 図 》

【図8.2】車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）

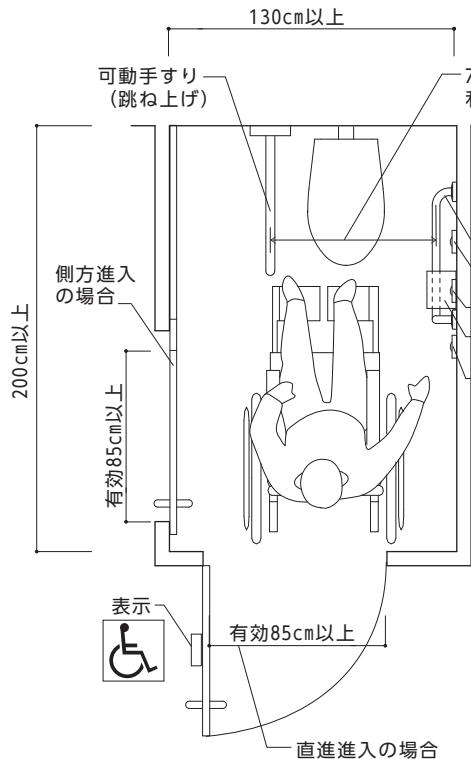


※介助用ベッド：折り畳み式介助用ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。
また、次使用する人のために折り畳んでから退室するよう注意喚起を行う。

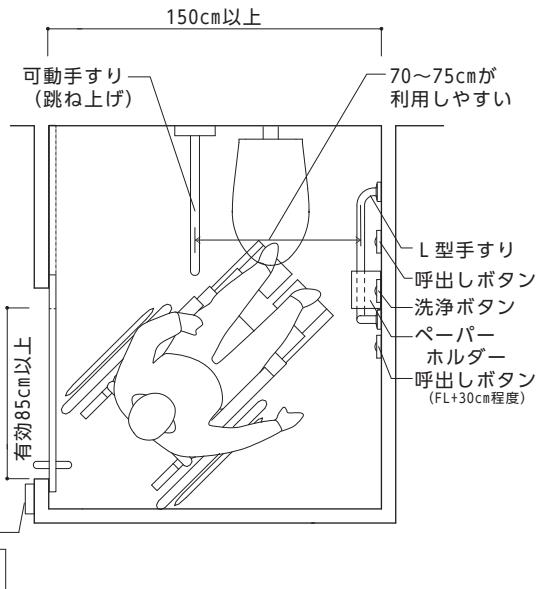
《 参 考 図 》

【図8.3】簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

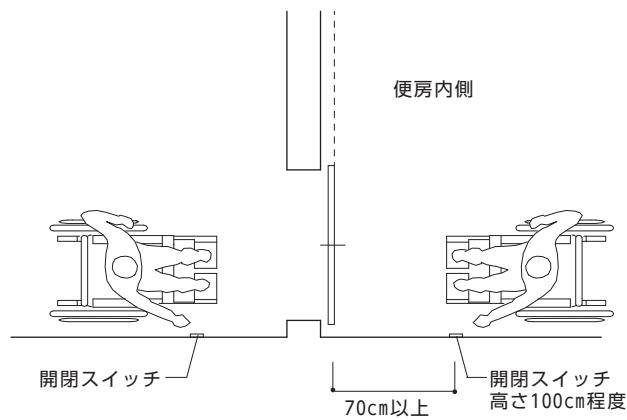


■側方進入の場合

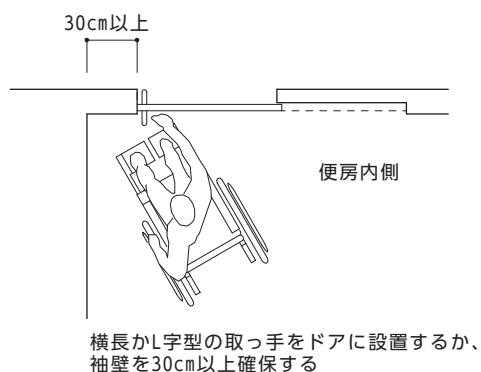


【図8.4】開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合

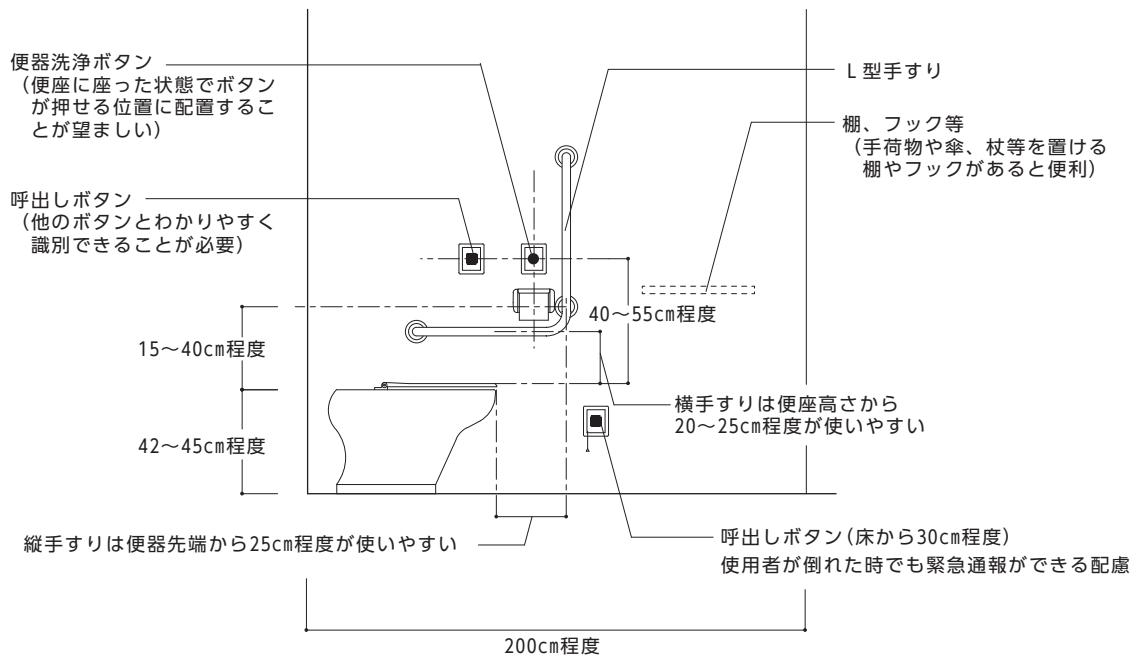


■手動ドア（引き戸）の場合



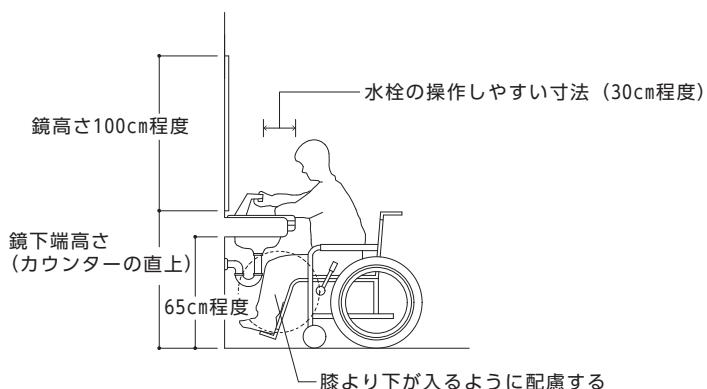
《 参 考 図 》

【図8.5】ボタンの配置例



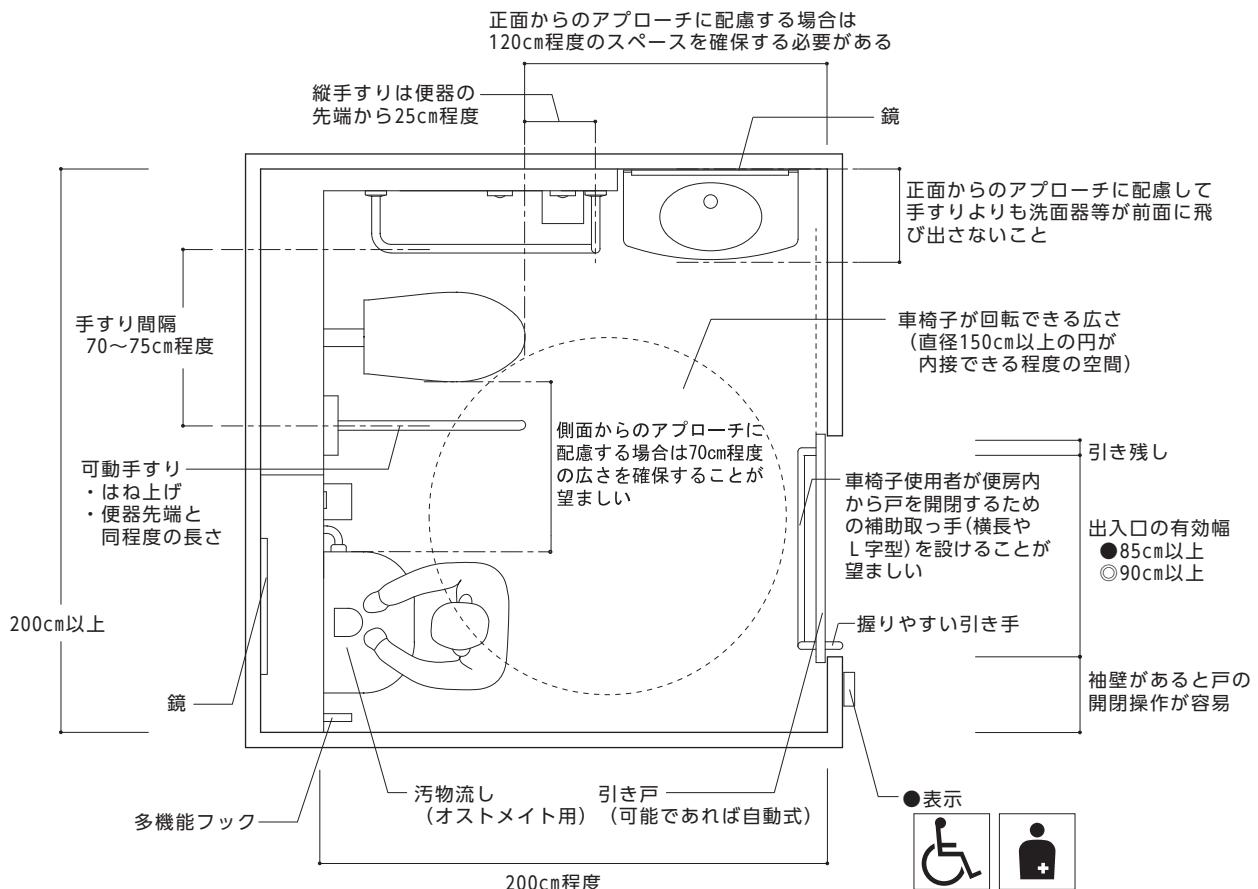
※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図8.6】車椅子使用者が利用しやすい洗面台

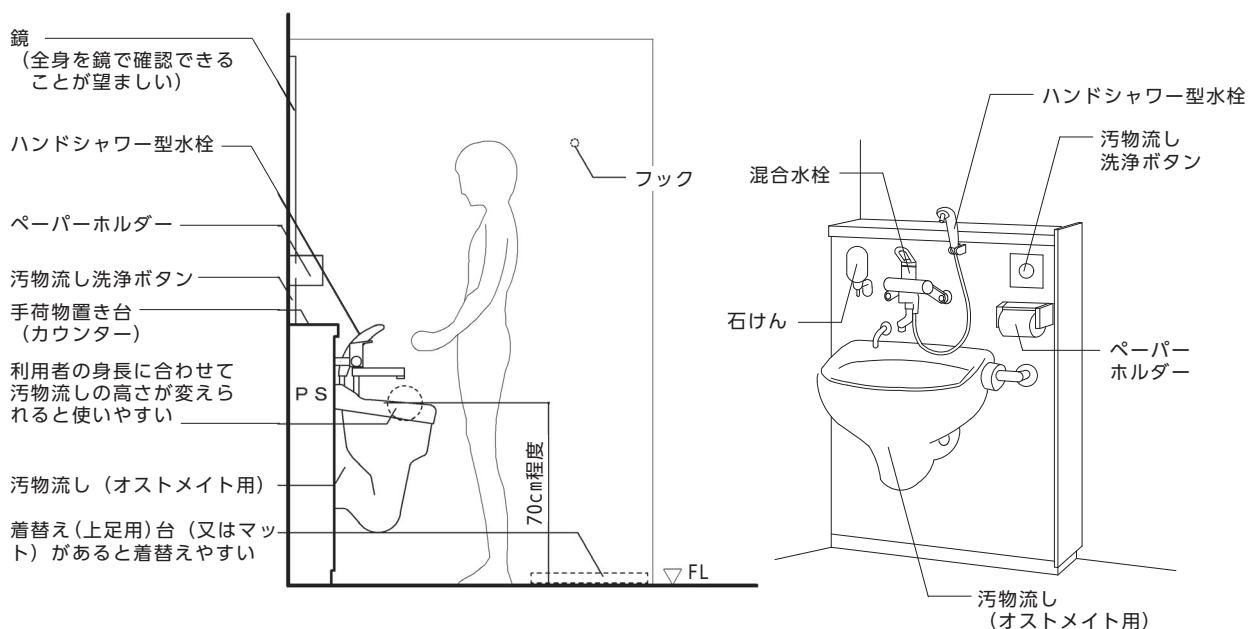


《 参 考 図 》

【図8.7】車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

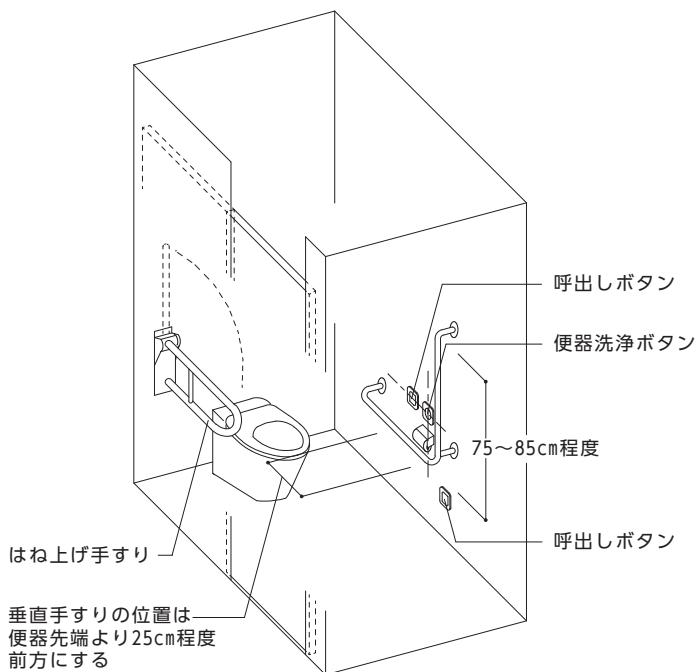


【図8.8】オストメイト用汚物流しの例



《 参 考 図 》

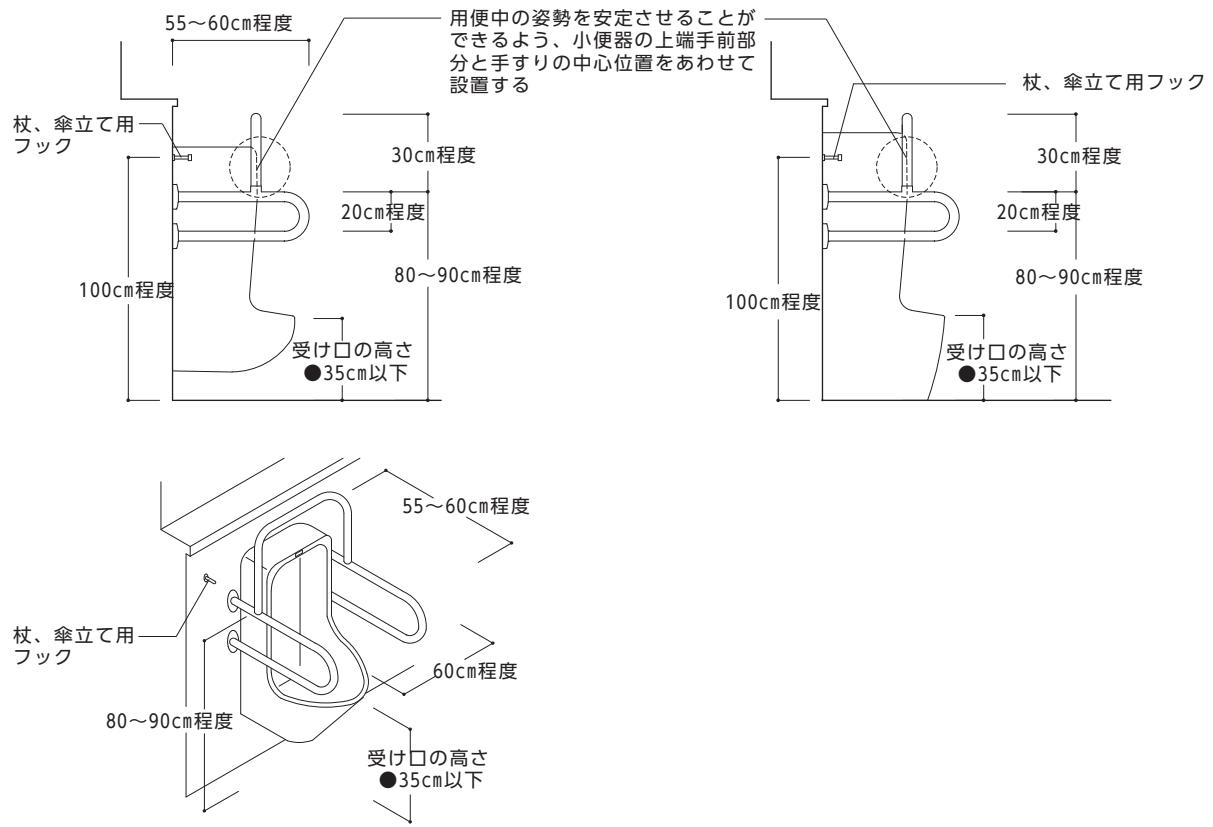
【図8.9】大便器の手すりの例



【図8.10】小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール



11 駐車場

【基本的考え方】

全ての建築物について、車椅子使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い車椅子使用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車椅子使用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。 (1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。（2）において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） (2) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数	[1] 同左 (1) 同左 (2) 同左
[2] [1]の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。 (1) 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合 (2) 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合	[2] 同左 (1) 同左 (2) 同左
[ア] 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。	[ア] 同左
[イ] 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該多数の者が利用する駐車場を2以上設け	[イ] 同左

<p>る場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が[1]に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</p>	
<p>(3) 改修を行う場合であって、次の[ア]又は[イ]に掲げる場合の区分に応じ、当該[ア]又は[イ]に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合</p>	<p>(3) 同左</p>
<p>[ア] 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数</p>	<p>[ア] 同左</p>
<p>(ア) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(ア)及び(イ)において同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に1/50を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p>	<p>(ア) 同左</p>
<p>(イ) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p>	<p>(イ) 同左</p>
<p>[イ] 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</p>	<p>[イ] 同左</p>
<p>[3] 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p>	<p>[3] 同左</p>
<p>(1) 幅は、350cm以上とすること。 (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等(以下この項において「利用居室等」という。当該建築物に利用居室が設けられないときは、道等。[4]において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>(1) 同左 (2) 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等(以下この項において「利用居室等」という。当該建築物に利用居室等が設けられないときは、道等。[4]において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>[4] 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>	<p>[4] 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>

■整備基準の解説

[1]設置数	<ul style="list-style-type: none"> ● 多数の者が利用する駐車場とは、居住者用の駐車場を含めた共同住宅等に設けられる駐車場のことである。 ● 車椅子使用者用部分の必要設置数の必要設置数は、【解説 11.1】を参照。 ● 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、すべての駐車場の駐車台数を合算した数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。 ● 建築物の改修の際に駐車施設を増設しない場合、駐車場全体で 1 以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。 	→【図 11.1】参照 →【解説 11.2】参照
[2]機械式駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を設ける場合の、車椅子使用者用駐車施設の必要設置数は、【解説 11.3】を参照。 	→追補版 P48 コラム参照
[3]構造 (有効幅)	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車椅子使用者が転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅 140cm 以上）を見込んだものである。 	→【図 11.2】参照
(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は、特定経路等とする。 ● 建築物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障害者等が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。 	→「①特定経路等」参照 →【図 11.4】参照
[4]誘導表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅等に集会室などの利用居室等を設けている場合は、車椅子使用者用駐車施設の付近に当該利用居室等までの誘導表示をする。 ● 誘導表示は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの誘導ができるものとし、車椅子使用者にも見やすい位置・高さに設ける。 ● 大きめの文字や図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景との色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。 ● 一般用駐車スペースと区別するため、車椅子使用者駐車施設の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。（車椅子使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車椅子使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。） ● 車椅子使用者用駐車施設に、一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。 ● 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう標識を設けることとし、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。 	→【図 11.5】参照 →「⑫標識」参照
その他の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 床面又は地面は、車椅子での移乗に配慮し、できる限り水平にする。 ● 共同住宅等に集会室などの利用居室等を設けている場合は、車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等としての整備が必要となる。 	→1/100 程度の水勾配は許容

■望ましい整備

建築物（共同住宅等以外）の望ましい整備に準ずる。

→追補版 P44 参照

《 解 説 》

【解説11.1】車椅子使用者用駐車施設の設置基準

駐車施設の総数		1~50	51~100	101~150	151~200	201以上
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	遵守基準	1 以上	2 以上	3 以上	4 以上	総数 × 1/100 + 2 (1未満は切り上げ)
	努力基準					総数 × 1/50 (1未満は切り上げ)
↓ 総数 × 1/50 (1未満は切り上げ) ↓						

【解説11.2】複数の駐車場を設ける場合

同一建築物に複数の駐車場を設ける場合、駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数を算定する。

車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ			
	駐車場① (90台) 駐車場② (70台) 駐車場③ (80台) 駐車場④ (80台)		共同住宅
駐車施設の総数	90 + 70 + 80 + 80 = 320台		
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	遵守基準	320台 × 1/100 + 2 = 5.2 (1未満切り上げ) ⇒ 6 以上	※駐車場①～④での配置は任意
	努力基準	320台 × 1/50 = 6.4 (1未満切り上げ) ⇒ 7 以上	※駐車場①～④での配置は任意

《 解 説 》

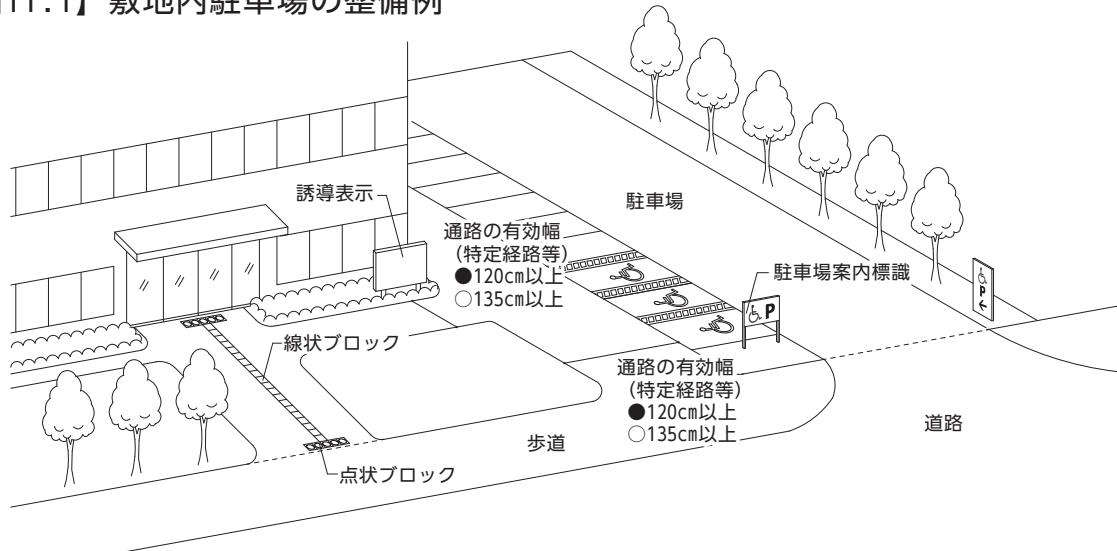
【解説11.3】機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

	ケース 1	ケース 2
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	<p>※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場</p>	<p>①90台分の駐車施設のうち、10台分が車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場 ②車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けていない機械式駐車場</p>
駐車施設の総数	$100 + 20 = 120$ 台	$100 + 90 + 80 = 270$ 台
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数 (A) ※駐車場での配置は任意	<div style="display: flex; align-items: center;"> 遵守基準 <div style="margin-left: 20px;"> $120\text{台} \times 1/50 = 2.4$ (1未満切り捨て) ⇒ 3 以上 </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">遵守基準</div> $270\text{台} \times 1/50 = 4.7$ (1未満切り上げ) ⇒ 5 以上 </div>
車椅子使用者用駐車施設の数 (B)	平面 1 台 + 機械式20台 = 21台	平面 1 台 + 機械式①10台 = 11台

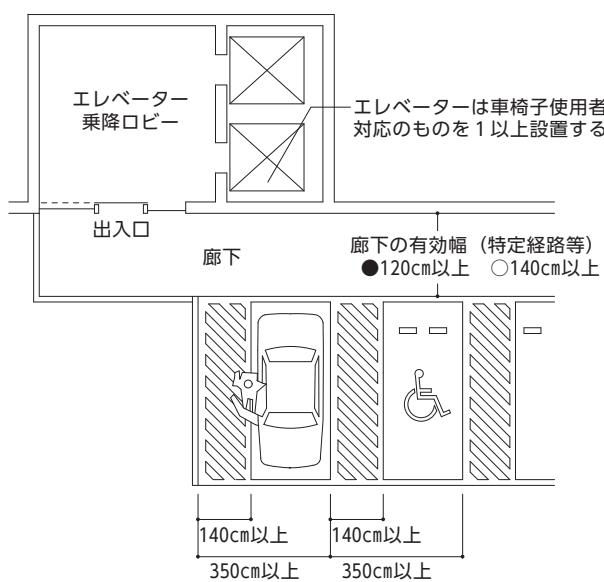
((B)の数が、必要設置数の(A)よりも多いため、基準を満たしている)

《 参 考 図 》

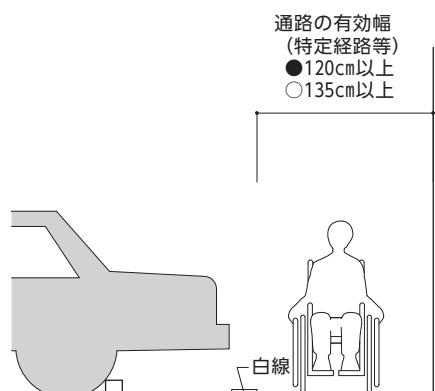
【図11.1】 敷地内駐車場の整備例



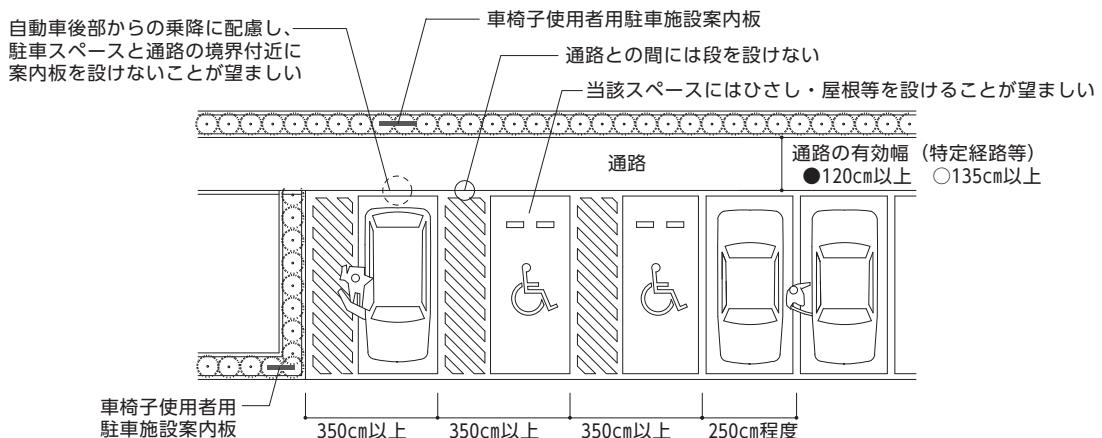
【図11.2】 屋内駐車場の整備例



【図11.3】 駐車スペース後に
通路を設ける場合

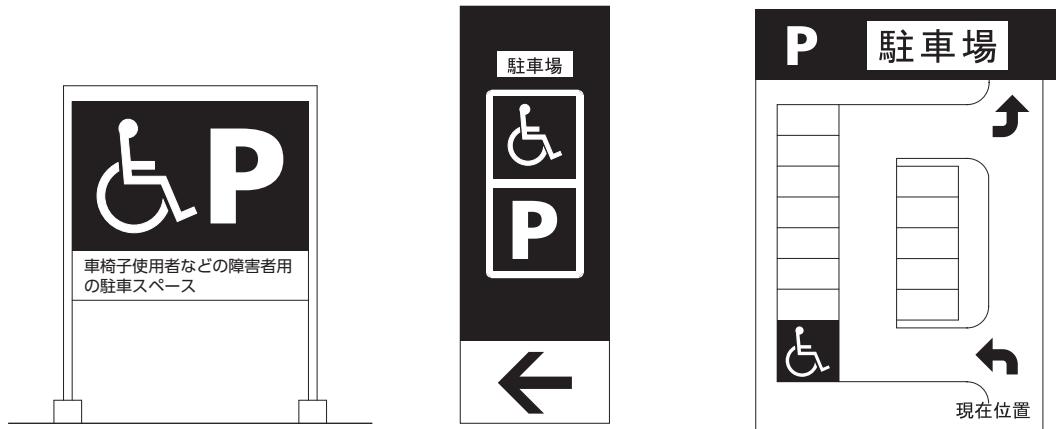


【図11.4】 駐車場の整備例



《 参 考 図 》

【図11.5】立札による表示例



— 《コラム》 ——————

■機械式駐車場

車椅子使用者用駐車施設は平置きを原則とする。ただし、敷地の状況等によりやむを得ず機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、整備基準に適合するものとし、高齢者、障害者等が車の乗降に支障なく、円滑に利用できるものとする。そのため、車椅子使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとし、人的介助のみを前提とした通常の機械式駐車場は該当しない。

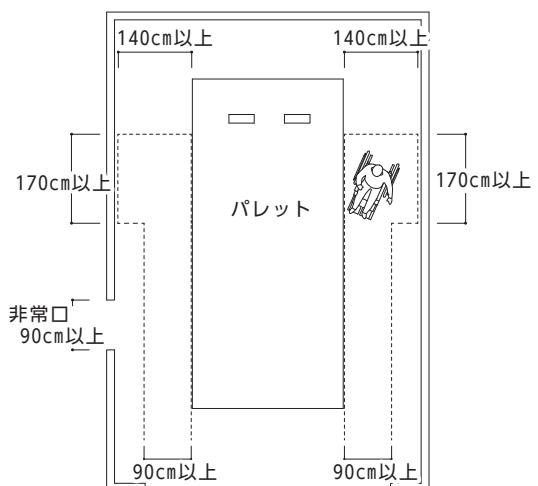
また、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は移動等円滑化経路等、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路は特定経路等となるため、経路上に段差を設けてはならない。

さらに、機械式駐車場技術基準のバリアフリー対応駐車装置の基準を参考とする。

【参考】機械式駐車場技術基準（主な内容）

- 人の通路は、幅90cm以上、高さ190cm以上、段差及びすき間は2cm以下とすること。
- 非常口へ通ずる通路も上記に準ることとし、非常口は、90cm以上、高さ190cm以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- 自動車への乗降部分は車椅子の転回を考慮して、車椅子の進行方向に対して幅140cm以上、奥行き170cm以上の空間を確保すること。
- バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車椅子に乗ったままで操作できるよう床面から100cm程度の高さに設けること。
- 一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。
- その他の基準については、「機械式駐車場技術基準・同解説 2017年版」（公益社団法人 立体駐車場工業会）を参照すること。

機械式駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設けた例



III 関係法令等

1-2 東京都福祉のまちづくり条例施行規則

(1) 東京都福祉のまちづくり条例施行規則

平成8年6月14日公布平成8年規則第169号
改正平成12年11月15日公布平成12年規則第385号
改正平成16年7月1日公布平成16年規則第223号
改正平成18年9月29日公布平成18年規則第215号
改正平成19年4月16日公布平成19年規則第157号
改正平成20年11月14日公布平成20年規則第217号
改正平成21年3月31日公布平成21年規則第27号
改正平成21年5月22日公布平成21年規則第96号
改正平成30年10月1日公布平成30年規則第126号
改正平成31年3月29日公布平成31年規則第106号
改正令和元年6月28日公布令和元年規則第30号
改正令和元年8月29日公布令和元年規則第49号
改正令和3年3月31日公布令和3年規則第147号
改正令和3年10月29日公布令和3年規則第309号
改正令和5年3月31日公布令和4年規則第63号
改正令和7年7月31日公布令和7年規則第145号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(車両等)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める車両等は、別表第1に定める車両等とする。

(都市施設)

第4条 条例第2条第3号の規則で定める都市施設は、別表第2の都市施設の欄に定める施設とする。

(整備基準)

第5条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の都市施設の欄に掲げるものとし、条例第17条第1項の整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの（以下「遵守基準」という。）は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の特定都市施設の欄に掲げるものとする。

区分	都市施設	特定都市施設
建築物（共同住宅等を除く。）	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項
建築物（共同住宅等）	別表第4に定める事項	別表第6に定める事項
小規模建築物	別表第3に定める事項	別表第7に定める事項
道路	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項
公園	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項
公共交通施設	別表第10に定める事項	別表第10に定める事項
路外駐車場	別表第11に定める事項	別表第11に定める事項

2 整備基準は、別表第2 1の部及び2の部に定める都市施設においては、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用し、同表3の部から6の部までに定める都市施設においては、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

3 別表第2 1の部及び2の部に定める特定都市施設を改修する場合においては、（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限り適用する。

一 当該改修に係る部分

二 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この条において「利用居室」という。）、共同住宅等の各住戸又はホテル若しく

は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第 3 ～ 10 の項(3)、別表第 5 ～ 5 の項(3)、同表 6 の項(2)、同表 7 の項及び同表 10 の項(3)において同じ。）における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、当該観覧席又は客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第 5 ～ 11 の項(1)(ニ)に掲げる基準に適合する場所（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。）を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。）（以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる便所（以下「車椅子使用者用便所」という。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第 1 号に掲げる部分にある利用居室（当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

4 別表第 2 ～ 1 の部及び 2 の部の都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 19 号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 1 号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設においては、前項並びに別表第 5 及び別表第 7 中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

5 別表第 3 から別表第 11 までの規定にかかわらず、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、これによらざりとする。

（整備基準適合証の交付）

第6条 条例第 15 条第 1 項の整備基準適合証（以下「適合証」という。）の交付の請求は、整備基準適合証交付請求書（別記第 1 号様式）に当該都市施設が整備基準に適合していることを明らかにする図書を添付して行わなければならない。

2 適合証（別記第 2 号様式）の交付は、整備基準適合証交付決定通知書（別記第 2 号の 2 様式）により行うものとする。

3 知事は、適合証の交付の請求があった場合において、不交付の決定をしたときは、請求者に、整備基準適合証不交付決定通知書（別記第 2 号の 3 様式）により、理由を付して通知するものとする。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

- 一 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- 二 交付の対象となつた都市施設が、改修等により整備基準に適合しなくなつたとき。
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、返還させることが適當であると認めるととき。

（公共的団体）

第7条 条例第 16 条第 2 項の規則で定める公共的団体は、地方道路公社及び地方公共団体の組合とする。

（特定都市施設）

第8条 条例第 17 条第 1 項の特定都市施設は、別表第 2 の都市施設の欄に掲げる施設のうち、特定都市施設の欄に定める規模の施設とする。ただし、同表 1 の部及び 2 の部に定める都市施設においては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条第 1 項に規定する建築物及文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内における同法第 2 条第 1 項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。

（特定都市施設の新設等の届出）

第9条 条例第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、特定都市施設の新設若しくは改修又は届出内容変更後の工事に着手する日の 30 日前までに、特定都市施設設置工事計画（変更）届出書（別記第 3 号様式又は第 4 号様式）を提出して行わなければならない。

2 特定都市施設設置工事計画（変更）届出書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

- 一 特定都市施設整備項目表（別記第 5 号様式から第 10 号様式までのうち該当するもの）

二 当該特定都市施設の区分に応じ、別表第12に定める図書

(軽微な変更)

第10条 条例第18条第2項の規則で定める軽微な変更は、特定都市施設の新設又は改修に係る変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わないもの及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

(適合状況の報告)

第11条 条例第21条の報告は、特定都市施設適合状況報告書(別記第11号様式又は第12号様式)により行わなければならない。

2 特定都市施設適合状況報告書には、次に掲げる書類及び図書を添付しなければならない。

一 特定都市施設整備項目表(別記第5号様式から第10号様式までのうち該当するもの)

二 当該特定都市施設の区分に応じ、別表第12に定める図書

(勧告)

第12条 条例第22条第1項の規定による勧告は、勧告書(別記第13号様式)により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による勧告は、勧告書(別記第14号様式)により行うものとする。

(公表)

第13条 条例第23条第1項の規定による公表は、東京都公報への登載その他広く都民に周知する方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

二 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

三 勧告の内容

四 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第14条 条例第23条第2項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、知事が口頭ですることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする内容

二 公表の根拠となる条例等の条項

三 公表の原因となる事実

四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第23条第1項の規定による公表をすることができる。

(身分証明書)

第15条 条例第24条第2項の身分を示す証明書の様式は、別記第15号様式による。

(書類等の提出部数)

第16条 第6条、第9条及び第11条の規定により提出する書類及び図書は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年9月15日から施行する。

(特定施設の面積の特例)

2 この規則の施行の日から知事が別に定める日までの間における別表第2 1の部8の項及び9の項の規定の適用については、これらの規定中「200 平方メートル」とあるのは「500 平方メートル」とする。

附 則（平成 12 年規則第 385 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 13 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（整備基準適合証交付の経過措置）
- 2 施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 9 条の届出があった特定施設及び施行日から起算して 30 日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設（特定施設を除く。）に係る適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して 60 日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。
（勧告の経過措置）
- 3 東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年東京都条例第 33 号）第 19 条第 2 項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前に旧規則第 9 条の届出があった特定施設については、旧規則に定める整備基準とする。

附 則（平成 16 年規則第 223 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 215 号）

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 157 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 217 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 27 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則別記第 1 号様式、第 2 号の 2 様式、第 3 号様式、第 4 号様式及び第 10 号様式から第 14 号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 21 年規則第 96 号）

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して 30 日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（平成 21 年東京都条例第 32 号。以下「改正条例」という。）第 2 条の規定による改正前の東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年東京都条例第 33 号。以下「旧条例」という。）第 1 条第 3 号に規定する一般都市施設であって、改正条例第 2 条の規定による改正後の東京都福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する都市施設に該当するものに係る適合証の交付については、当該施設の完成の日から起算して 60 日以内に交付の申請があった場合において勘案する整備基準及び適合証は、この規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める整備基準及び適合証とする。ただし、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則の規定による適合証の交付を妨げない。
- 3 新条例第 22 条第 2 項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前に旧規則第 9 条の届出があった特定施設であって、新条例第 17 条第 1 項に規定する特定都市施設に該当するものについては、旧規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第 1 号様式、第 2 号の 2 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号様式、第 4 号様式、第 10 号様式から第 12 号様式まで及び第 14 号様式による様式で、現に残存するものは、所要の訂正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 30 年規則第 126 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して 30 日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年東京都条例第 33 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第 15 条第 1 項に規定する整備基準適合証（以下「適合証」という。）の交付については、当該施設の完成の日から起算して 60 日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。
- 3 条例第 22 条第 2 項規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 9 条の届出があった条例第 17 条第 1 項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第 5 号様式、第 6 号様式及び第 8 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加

え、なお、使用することができる。

附 則（平成31年規則第106号）

- 1 この規則は、平成31年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して30日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第15条第1項に規定する整備基準適合証（以下「適合証」という。）の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。
- 3 条例第22条第2項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）第9条の届出があった条例第17条第1項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第2号様式、第5号様式、第9号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年規則第30号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第147号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則別記第1号様式、第2号の2様式、第2号の3様式及び第13号様式から第15号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年規則第309号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して30日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第15条第1項に規定する整備基準適合証（以下「適合証」という。）の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。
- 3 条例第22条第2項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）第9条の届出があった条例第17条第1項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第2号様式、第5号様式、第6号様式、第8号様式及び第9号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年規則第63号）

- 1 この規則は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して30日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第15条第1項に規定する整備基準適合証（以下「適合証」という。）の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。
- 3 条例第22条第2項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）第9条の届出があった条例第17条第1項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第2号様式、第5号様式及び第9号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年規則第145号）

- 1 この規則は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して30日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第15条第1項に規定する整備基準適合証（以下「適合証」という。）の交付については、当該施設の完成の日から起算して60日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。
- 3 条例第22条第2項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則（以下「旧規則」という。）第9条の届出があった条例第17条第1項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第2号様式、第5号様式及び第9号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第3 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設）（第5条関係）

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上(四に掲げる場合にあっては、その全て)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>(一) 建築物に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>(二) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>(三) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>(四) 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。）の1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、85センチメートル以上とすること（(二)に掲げるもの並びにエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。</p> <p>(二) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(二) 階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉</p>

	<p>して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(三) 授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。</p>
4 階段	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 踊場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(三) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(四) 段鼻の突き出しそ他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(五) 段がある部分の上下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(六) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(二) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) (2)の規定は、6の項に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 手すりを設けること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(三) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(四) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 直進で、長さが250センチメートル以下の踊場に設けるもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、階段に代わるものにあっては140センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) こう配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(三) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(四) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(五) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p>

6 エレベーター及びその乗降口ビー	<p>移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) かごは、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。 (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5000 平方メートルを超える場合にあっては、90 センチメートル以上とすること。 (3) かごの内部については、次に掲げるものとすること。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 奥行きは、135 センチメートル以上とすること。 (二) 幅は、140 センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。 (三) 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5000 平方メートルを超える場合にあっては、幅は、160 センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの、又は十五人乗り寝台用工エレベーターを設置する場合は、この限りでない。 (4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降口ビーに転落防止策を講ずるものとする。 (5) かご内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 文字等の浮き彫り (二) 音による案内 (三) 点字及び(一)又は(二)に類するもの (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。また、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (7) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示すること。また、かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 (8) その他高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成 18 年国土交通省告示第 1492 号第1 第1号に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第1 第9号に規定するものとすること。 (2) かごの幅は 70 センチメートル以上とし、かつ、奥行きは 120 センチメートル以上とすること。 (3) 車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
8 便所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

	<p>(二) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>(三) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により(1)に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(一)の場合にあっては、(一)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(二)の場合は、この限りでない。</p> <p>(一) 当該階の床面積が10000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。</p> <p>ア 便所設置階の床面積が10000平方メートルを超え、40000平方メートル以下の場合 2</p> <p>イ 便所設置階の床面積が40000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(二) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>イ 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合</p> <p>ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合</p> <p>(ア) 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10000平方メートルを超える場合にあっては、(3)(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>(イ) 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10000平方メートルを超える場合にあっては、(3)(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>エ 床面積が1000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1000平方メートル未満の階の床面積の合計に1000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に(3)本文の規定により床面積が1000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数 ((ニ)(ア)に規定する施設が(ニ)(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の(1)に規定する便所及び女子用の(1)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合</p>
--	--

	<p>にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合</p> <p>(3) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 <p>(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。</p> <p>(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(7) (2)から(6)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造としなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 床面には、段差を設けないこと。 (二) 大便器は、1以上を腰掛式とすること。 (三) 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。 <p>(8) (2)から(7)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける(1)に規定する便所であつて、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p>
9 洗室等	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「洗室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) (1)の洗室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (二) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (三) 出入口は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 宿泊施設の客室	<p>(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室以下の場合は当該客室数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全客室数が200室を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けなければならない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 便所は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 イ 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。

	<p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(二) 浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次に掲げる要件に該当する浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。</p> <p>(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、(一)のウに掲げるものであること。</p> <p>(三) ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートル以上の施設の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分はこの限りでない。</p> <p>(一) 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。(四)において同じ。)が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上)とすること。</p> <p>(三) 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める部分を除く。</p> <p>ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>イ 勾配が、12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>(四) (二)の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。</p>
11 観覧席・客席	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして(一)に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の(二)に掲げる基準に適合する場所を設けなければならない。</p> <p>(二) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2</p> <p>イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超える場合 当該座席の数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>ウ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p>

	<p>(二) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、90 センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、135 センチメートル以上とすること。 ウ 床は平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。 オ 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。 <p>(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が 200 を超える場合には、2箇所以上に分散して設けなければならない。</p> <p>(3) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>
12 敷地内の通路	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (二) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 手すりを設けること。 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 エ 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。 (三) 傾斜路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 手すりを設けること。 イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 幅は、140 センチメートル以上とすること。 (二) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (三) 傾斜路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、段に代わるものにあっては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。 イ こう配は、20 分の 1 を超えないこと。 ウ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 エ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 オ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。 <p>(3) 1 の項(1)の(一)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1 の項(1)の(一)中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
13 駐車場	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に 50 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設ければならない。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、そ

	<p>の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>(二) (一)に規定する駐車場及び(一)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p> <p>ア 当該(一)に規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p> <p>イ 当該(一)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該(1)に規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該(一)に規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイにおいて同じ。）及び当該(一)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数）の合計数が、当該(一)に規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該(一)に規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。（3）において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>
14 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
15 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>(一) 文字等の浮き彫り</p> <p>(二) 音による案内</p> <p>(三) 点字及び(一)又は(二)に類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
16 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から15の項(2)の規定による設備又は15の項(3)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。）にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(一) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。</p>

	<p>(一) 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(二) 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ア 車路に近接する部分</p> <p>イ 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分は除く。)</p> <p>(ア) こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等</p>
17 公共的通路	<p>都市計画法又は建築基準法の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分(以下「公共的通路」という。)の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(一) 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(二) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ こう配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>オ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>カ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>キ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(五) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <p>ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上</p>

	<p>とすること。</p> <p>キ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(一) 通路部分の幅は、200 センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを 250 センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は 6 の項若しくは 7 の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、こう配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16 センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、又は直進で、長さが 250 センチメートル以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>エ 幅は、段に代わるものにあっては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>オ こう配は、12 分の 1 を超えないこと。</p> <p>カ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(五) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <p>ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場（250 センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ けあげの寸法は 18 センチメートル以下、踏面の寸法は 26 センチメートル以上とすること。</p> <p>キ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120 センチメートル以上とすること。</p>
--	--

別表第4 建築物（共同住宅等）に関する整備基準（都市施設）（第5条関係）

整備項目	整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各戸までの経路のうち1以上及び各戸から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路等」という。）にしなければならない。</p> <p>(2) 共同住宅等に、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第3のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口（特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。）の1以上は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、85センチメートル以上とすること（(二)に掲げるもの並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(二) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(二) 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する廊下等は、(一)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、120センチメートル以上とすることができます。この場合、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(二) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
4 階段	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 踊場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(三) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(四) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(五) 段がある部分の上下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(六) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(二) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p>

	<p>(三) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) (2)の規定は、別表第3の6の項に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 手すりを設けること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(三) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、階段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。</p> <p>(三) 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(四) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(五) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降口ビー	<p>特定経路等を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) かごは、多数の者が利用する階に停止すること。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの内部については、次に掲げるものとすること。ただし、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。</p> <p>(一) 奥行きは、135 センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 幅は、140 センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降口ビーに転落防止策を講ずるものとする。</p> <p>(5) かご内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。</p> <p>(一) 文字等の浮き彫り</p> <p>(二) 音による案内</p> <p>(三) 点字及び(一)又は(二)に類するもの</p> <p>(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。また、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(7) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。また、かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(8) その他高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとすること。</p> <p>(2) かごの幅は 70 センチメートル以上とし、かつ、奥行きは 120 センチメートル以上と</p>

	<p>すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p>
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>イ 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>(二) 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>(三) 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる（一）の場合にあっては、（一）に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる（二）の場合は、この限りでない。</p> <p>(一) 当該階の床面積が10000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。</p> <p>ア 便所設置階の床面積が10000平方メートルを超え、40000平方メートル以下の場合 2</p> <p>イ 便所設置階の床面積が40000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(二) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>イ 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合</p> <p>ウ 次の（ア）又は（イ）に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める場合</p> <p>（ア） 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10000平方メートルを超える場合にあっては、（3）（一）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>（イ） 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10000平方メートルを超える場合にあっては、（3）（一）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>エ 床面積が1000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1000</p>

	<p>平方メートル未満の階の床面積の合計に 1000 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1000 平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に(3)本文の規定により床面積が 1000 平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数 ((ニ)(ア)に規定する施設が(ニ)(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける際に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合</p> <p>(三) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 エ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 <p>(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち 1 以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を 1 以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けなければならない。</p> <p>(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）は、次に掲げる構造としなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 床面には、段差を設けないこと。 (二) 大便器は、1 以上を腰掛式とすること。 (三) 腰掛式とした大便器の 1 以上に、手すりを設けること。 <p>(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち 1 以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。</p>
9 洗室等	<p>(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (二) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (三) 出入口は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、85 センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (二) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 手すりを設けること。 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

	<p>工 段がある部分の上下端には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p> <p>(三) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、135 センチメートル以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、120 センチメートル以上とすることができます。</p> <p>(二) 50 メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(四) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあっては 135 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ こう配は、20 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあっては 8 分の 1 以下、高さが 75 センチメートル以下のもの又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は 12 分の 1 以下とすることができます。</p> <p>ウ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>エ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>オ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) 1 の項(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1 の項(1)中「道等」とあるのは「当該共同住宅等の車寄せ」とする。</p>
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>(一) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。（二）において同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(二) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数</p> <p>(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。</p> <p>(一) 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合</p> <p>(二) 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p> <p>ア 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。</p> <p>イ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該多数の者が利用する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</p>

	<p>(三) 改修を行う場合であって、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合</p> <p>ア 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数</p> <p>(ア) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(ア)及び(イ)において同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>(イ) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p> <p>イ 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等 (以下この項において「利用居室等」という。当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(4)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(4) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>
12 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 表示すべき内容が容易に識別できること (当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)。</p>
13 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>(一) 文字等の浮き彫り</p> <p>(二) 音による案内</p> <p>(三) 点字及び(一)又は(二)に類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
14 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から13の項(2)の規定による設備又は13の項(3)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路 (以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(一) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p>

	<p>(二) 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ア 車路に近接する部分</p> <p>イ 段がある部分の上下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分は除く。)</p> <p>(ア) こう配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、こう配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等</p>
15 公共的通路	<p>公共的通路の 1 以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(一) 通路の幅は、200 センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(二) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は 6 の項若しくは 7 の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けていいる場合その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 幅は、段に代わるものにあっては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>エ こう配は、20 分の 1 を超えないこと。</p> <p>オ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>カ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>キ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連續性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(五) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <p>ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場(250 センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ けあげの寸法は 18 センチメートル以下、踏面の寸法は 26 センチメートル以上とすること。</p> <p>キ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 屋内貫通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(一) 通路部分の幅は、200 センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを 250 センチメートル以上とすること。</p>

	<p>すること。</p> <p>(二) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>エ 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>オ こう配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>カ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(五) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <p>ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>キ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p>
--	---

別表第5 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とるべき事項
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上(四に掲げる場合にあっては、その全て)を移動等円滑化経路等にしなければならない。</p> <p>(一) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、幼稚園、保育所及び母子生活支援施設並びに理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>(二) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。（三）において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>(三) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</p> <p>(四) 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げること。</p> <p>(1) 幅は、85センチメートル以上とすること ((2)に掲げるもの並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。)。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 廊下等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(二) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(三) 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。）。</p> <p>(四) 授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適</p>

	切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。
4 階段	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 段がある部分に、手すりを設けること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(三) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(四) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(五) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(六) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 踊場に手すりを設けること。</p> <p>(二) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) (2)の規定は、6の項(1)に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。</p>
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(三) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(四) 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ア 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>イ 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの</p> <p>エ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 幅は、階段に代わるものにあっては140センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>(三) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(四) 手すりを設けること ((1)の(一)に規定する手すりが設けられている場合を除く。)。</p> <p>(五) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p>

	<p>(六) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(3) 道等及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路(以下「宿泊者特定経路」という。)を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(三) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(四) 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(五) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(六) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(七) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(八) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p>
6 エレベーター及び その乗降口ビー	<p>(1) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター(7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(二) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(四) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(五) 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(六) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(七) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(八) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2000平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、(一)から(三)まで、(五)及び(六)に定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(九) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビーにあっては、(一)から(八)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。</p> <p>ア 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>イ 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>(ア) 文字等の浮き彫り</p> <p>(イ) 音による案内</p> <p>(ウ) 点字及び(ア)又は(イ)に類するもの</p> <p>ウ 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>

	<p>(2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター(7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(二) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。</p> <p>(四) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(五) 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(六) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(七) 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの)は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとすること。</p> <p>(二) 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>(2) エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。</p>
8 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(以下この項において「不特定多数利用便所」という。)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階(次に掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>イ 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等(別表第2-1の部及び2の部の都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第19号に定める特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号に定める公立小学校等を除く。)その他これらに類する施設でない施設にあっては多数の者)(以下この項において「不特定多数の者等」という。)が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>(二) 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>(三) 不特定多数利用便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により不特定多数利用便所を設ける階(以下この項において「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(次に掲げる(一)の場合にあっては、(一)に定める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(二)の場合は、この限りでない。</p> <p>(一) 当該階の床面積が10000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区</p>

	<p>分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。</p> <p>ア 便所設置階の床面積が 10000 平方メートルを超え、40000 平方メートル以下の場合 2</p> <p>イ 便所設置階の床面積が 40000 平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に 20000 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(二) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>イ 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合</p> <p>ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合</p> <p>(ア) 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10000 平方メートルを超える場合にあっては、(3)(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合</p> <p>(イ) 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10000 平方メートルを超える場合にあっては、(3)(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合</p> <p>エ 床面積が 1000 平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1000 平方メートル未満の階の床面積の合計に 1000 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1000 平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に(3)本文の規定により床面積が 1000 平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数 ((ニ)(ア)に規定する施設が(ニ)(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合</p> <p>(三) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち 1 以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を 1 以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けなければならない。</p> <p>(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち 1 以上には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を 1 以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない。</p> <p>(6) (2)から(5)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所のうち 1 以上（当該便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以</p>
--	--

	<p>上) には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行わなければならない(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)。</p> <p>(7) (2)から(6)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける不特定多数利用便所であって、男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。</p>
9 洗室等	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する洗室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) (1)の洗室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(二) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(三) 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 宿泊施設の客室	<p>(1) 宿泊施設には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上設けなければならない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(二) 洗室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件に該当する洗室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造であること。</p> <p>(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>イ 出入口は、(一)のイに掲げるものであること。</p> <p>(3) 一般客室は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 一般客室(和室部分を除く。(三)及び(四)において同じ。)の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の洗室等の出入口の幅は、75センチメートル以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。(五)において同</p>

	<p>じ。) が 15 平方メートル未満の場合にあっては、70 センチメートル以上) とすること。</p> <p>(四) 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。) には階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める部分を除く。</p> <p>ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分</p> <p>イ 勾配が、12 分の 1 を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分</p> <p>ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p> <p>(五) (三)の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の 1 以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの) の幅は、100 センチメートル以上(一般客室の床面積が 15 平方メートル未満の場合にあっては、80 センチメートル以上) とすること。</p> <p>(六) 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性により(一)の規定によることが困難である場合における(一)の規定の適用については、(一)中「宿泊者特定経路」とあるのは「当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。</p> <p>(七) 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、(一)及び(六)の規定は適用しない。</p>
11 観覧席・客席	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) (一)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。</p> <p>(一) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 400 以下の場合 2</p> <p>イ 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 400 を超える場合 当該座席の数に 200 分の 1 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>(二) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、90 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 奥行きは、135 センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 床は平らとすること。</p> <p>エ 車椅子使用者のサイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。</p> <p>(2) 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>
12 敷地内の通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(二) 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(三) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア こう配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超え、かつ、こう配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げる</p>

	<p>ものであること。</p> <p>(一) 幅は、140 センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(三) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあっては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>イ こう配は、20 分の 1 を超えないこと。</p> <p>ウ 手すりを設けること。</p> <p>エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(3) 1 の項(1)の(一)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1 の項(1)の(一)中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
13 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>(一) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(二)において同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(二) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数</p> <p>(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。</p> <p>(一) 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下この項において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合</p> <p>(二) 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p> <p>ア 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられていること。</p> <p>イ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</p> <p>(三) 改修を行う場合であって、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合</p> <p>ア 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数</p> <p>(ア) 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(ア)及び(イ)において同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(イ) 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数</p>

	<p>に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</p> <p>イ 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (二) 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(4)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 <p>(4) 不特定多数利用駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>
14 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 (2) 表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)。
15 案内設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 文字等の浮き彫り (二) 音による案内 (三) 点字及び(一)又は(二)に類するもの (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。
16 案内設備までの経路	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道等から15の項(2)の規定による設備又は15の項(3)の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合 (二) 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 (二) 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 車路に近接する部分 <ul style="list-style-type: none"> イ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分は除く。) <ul style="list-style-type: none"> (ア) こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

17 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(一) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(二) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項(1)若しくは7の項(1)に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>オ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>カ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>キ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(五) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>キ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(一) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6の項(1)若しくは7の項(1)に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接</p>
----------	---

	<p>する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16 センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、又は直進で、長さが 250 センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>(工) 幅は、段に代わるものにあっては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>(オ) 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。</p> <p>(カ) 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(キ) 兩側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(五) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <p>(ア) 踊り場を含めて、兩側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場（250 センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(カ) けあげの寸法は 18 センチメートル以下、踏面の寸法は 26 センチメートル以上とすること。</p> <p>(キ) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120 センチメートル以上とすること。</p>
--	--

備考 遵守基準は、この表に定める事項に基づき、建築物（共同住宅等を除く。）の用途及び規模を勘案し知事が別に定めるものによるものとする。

別表第6 建築物（共同住宅等）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とるべき事項
1 特定経路	(1) 共同住宅等においては、道等から各戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに戸がある共同住宅等にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この表において「特定経路」という。）にしなければならない。 (2) 共同住宅等に、多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、別表第5のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路となるべき経路又はその一部については、この表の規定は適用しない。 (3) 特定経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 (-) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 特定経路を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (-) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (3) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
4 階段	(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 (-) 段がある部分に、手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 (4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (5) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものでなければならない。 (-) 踊場に手すりを設けること。 (2) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 (3) 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 (3) (2)の規定は、別表第5の6の項に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。 (-) こう配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 (2) 特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 (-) 幅は、階段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。

	<p>(ニ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ミ) 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(ク) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(ケ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p>
6 エレベーター及びその乗降口ビー	<p>特定経路を構成するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) かごは、各戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの奥行きは、115センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(5) かご内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(7) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの）は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。</p> <p>(一) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとすること。</p> <p>(二) かごの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>(2) エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。</p>
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(一) 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けるものでなければならない。</p> <p>ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>イ 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階、その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>(二) 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けることとする。</p> <p>(三) 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。</p> <p>(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる(一)の場合にあっては、(一)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる(二)の場合は、この限りでない。</p> <p>(一) 当該階の床面積が10000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区</p>

	<p>分に応じ、次のア又はイに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。</p> <p>ア 便所設置階の床面積が 10000 平方メートルを超え、40000 平方メートル以下の場合 2</p> <p>イ 便所設置階の床面積が 40000 平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に 20000 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(二) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>イ 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合</p> <p>ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合</p> <p>(ア) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10000 平方メートルを超える場合にあっては、(3)(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合</p> <p>(イ) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10000 平方メートルを超える場合にあっては、(3)(一)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合</p> <p>エ 床面積が 1000 平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1000 平方メートル未満の階の床面積の合計に 1000 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1000 平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に(3)本文の規定により床面積が 1000 平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数 (ニ)(ア)に規定する施設が(ニ)(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合</p> <p>(三) 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) (2)及び(3)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所のうち 1 以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を 1 以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けなければならない。</p> <p>(5) (2)から(4)までに定めるもののほか、(1)の規定により設ける多数の者が利用する便所であって、男子用小便器を設けるもののうち 1 以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設けなければならない。</p>
9 浴室等	(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい

	<p>材料で仕上げなければならない。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (二) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (三) 出入口は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (二) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 手すりを設けること。 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (三) 傾斜路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア こう配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 <p>(2) 特定経路を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (二) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (四) 傾斜路は、次に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、段に代わるものにあっては120センチメートル以上、段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。 イ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。 ウ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 エ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 オ 高さが75センチメートルを超えるもの(こう配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 <p>(3) 1の項(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項(1)中「道等」とあるのは「当該共同住宅等の車寄せ」とする。</p>
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(二)において同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (二) 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

	<p>(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しない。</p> <p>(-) 多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>(二) 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p> <p>ア 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p> <p>イ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</p> <p>(三) 改修を行う場合であって、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合</p> <p>ア 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数</p> <p>(ア) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(ア)及び(イ)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>(イ) 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</p> <p>イ 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 当該車椅子使用者用駐車施設から多数の者が利用する居室等（以下この項において「利用居室等」という。当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(四)において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(4) 数多の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。</p>
12 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。
	<p>(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>(2) 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
13 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>(-) 文字等の浮き彫り</p>

	<p>(二) 音による案内 (三) 点字及び(一)又は(二)に類するもの (3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は適用しない。</p>
14 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(一) 通路の幅は、200 センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(二) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6 の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 幅は、段に代わるものにあっては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>エ こう配は、20 分の1 を超えないこと。</p> <p>オ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>カ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>キ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 当該敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(五) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <p>ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場（250 センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ けあげの寸法は 18 センチメートル以下、踏面の寸法は 26 センチメートル以上とすること。</p> <p>キ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>(一) 通路部分の幅は、200 センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを 250 センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 通路面には段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件に該当する傾斜路又は6 の項若しくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p>

	<p>イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、こう配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16 センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するものの、又は直進で、長さが 250 センチメートル以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>エ 幅は、段に代わるものにあっては 140 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。</p> <p>オ こう配は、12 分の 1 を超えないこと。</p> <p>カ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(五) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造の階段とすること。</p> <p>ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場（250 センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>カ けあげの寸法は 18 センチメートル以下、踏面の寸法は 26 センチメートル以上とすること。</p> <p>キ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120 センチメートル以上とすること。</p>
--	--

備考 遵守基準は、この表に定める事項に基づき、建築物（共同住宅等）の用途及び規模を勘案し知事が別に定めるものによるものとする。

第2号様式(第6条関係)



大きさ

縦 20センチメートル

横 20センチメートル

備考 「福祉のまちづくり整備基準2025」の色は黒、「東京都」「適合証」とハートの色は青緑、ハートの内側の車椅子及び二人の人の色は青とする。

(表)
特定都市施設整備項目表(共同住宅等以外の建築物用)

1 所在地						
2 名 称						
1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(遵守基準) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(努力基準)						
(遵) 遵守基準 (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000m ² 以上)						
整備項目	チェック	整備内容	緩和措置			
廊下等	—	1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 (視)階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	1			
階段	—	1 段がある部分に、手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 — 5 (視)段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※9)を敷設 6 主たる階段は回り階段でないこと 7 階段のうち1以上は、次に掲げるもの — ① 踊り場に、手すりの設置 ② けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする ③ 階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす)	2 3 4 4 4			
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1 勾配1/12を超える傾斜がある部分に手すりの設置 2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 3 前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 — 4 (視)傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※9)を敷設	5			
便所(※2)	—	1 便所は次に掲げるもの ① 便所の数は、階の階数に相当する数以上設置 ② 便所は特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置 ③ 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ — 2 車椅子使用者用便房(※10)を1以上設置	6 7			
	—	3 便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあってはその数以上)に車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置				
	—	① 不特定多数の者が利用する部分の床面積が10,000m ² 超えの階(大規模階)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000m ² 超え40,000m ² 以下の場合2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000m ² 超える場合20,000m ² ごとに1以上を追加(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)				
	—	② 不特定多数の者が利用する部分の床面積が1,000m ² 未満の階(小規模階)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000m ² に達するごとに1以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上設置)				
	—	4 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置 5 ベビーチェア等を設けた便房を1以上(男女別の場合それぞれ1以上)設置、便房及び便所の出入口にその旨表示 6 ベビーベッド等を1以上(男女別の場合それぞれ1以上)設置(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)、便所の出入口にその旨表示 — 7 小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置				
浴室等(※3)	—	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ 2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ) ① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置 ② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保 ③ 出入口の幅(開放時有効)85cm以上 ④ 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし				
宿泊施設の客室	—	1 宿泊施設で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置 — 2 車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの ① 便所内に車椅子使用者用便房(※10)を設置 ② 車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅(開放時有効)80cm以上 ③ 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし — 3 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの ① 車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※11) ② 出入口幅(開放時有効)80cm以上 ③ 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし — 4 車椅子使用者用客室以外の一般客室は次に掲げるもの ① 宿泊者特定経路上には、階段又は段を設けない。 ② 出入口の幅(開放時有効)80cm以上 ③ 1以上の便所及び浴室等の出入口の幅(開放時有効)75cm(客室面積15m ² 未満の場合は70cm)以上 ④ 客室内には階段又は段を設けない。 ⑤ 1以上の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅100cm(客室面積15m ² 未満の場合は80cm)以上	8 9 9 9 9			
観覧席・客席(※4)	—	1 次に掲げる基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、座席の数が400以下の場合2以上、400を超える場合1/200以上設置 ① 幅 90cm以上 ② 奥行き 135cm以上 ③ 床は平ら ④ サイトライン(可視線)に配慮した位置 — 2 集団補聴設備等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置				

敷地内の通路	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	2	段がある部分は次に掲げるもの	
	①	手すりの設置	
	②	踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
	③	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	3	傾斜路は次に掲げるもの	
	—	① 勾配1/12を超える高さ16cmを超える、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置	
	②	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
	—	車椅子使用者用駐車施設を駐車施設の総数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	10
	2	車椅子使用者用駐車施設は次に掲げるもの	
駐車場(※5)	①	幅 350cm以上	
	—	② 車椅子用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	3 車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
	—	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※12)を設置	
	—	建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く)	
案内設備	①	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	11
	②	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※13)で視覚障害者に示す設備の設置	
	—	(視)道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路	12
案内設備までの経路	—	① 線状ブロック等(※14)、点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	13
	—	② 車路に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	
	—	③ 段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	14
公共的通路	1	建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
	①	通路の有効幅200cm以上とし、通行に支障のない高さ空間を確保	
	②	通路面 段差の禁止	15
	③	通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	
	④	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	16
	⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする	
	2	建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
	①	通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする	
	②	通路の床 段差の禁止	17
	③	通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	
	④	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	
	⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする	

2 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

(遵) 遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000m ² 以上)		
	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの		
整備項目	チェック	整備内容	緩和措置
	遵 努		
移動等円滑化経路等	1	移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない	
出入口	1	幅(開放時有効)85cm以上(直接地上に通ずる出入口・EVの籠・昇降路の出入口を除く)	
	2	直接地上に通ずる出入口の幅(開放時有効)100cm以上	
	3	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	1	幅 140cm以上	
	2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	—	3 (視)階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	18
	4	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	19
階段に代わり又はこれに併設する傾斜路	1	幅 140cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
	2	勾配 1/12以下	
	3	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	
	—	4 手すりの設置	
	5	両側に側壁又は立上りの設置	
	6	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1 利用居室、車椅子使用者用便所、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること	
	2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上(建築物の床面積が5000m ² を超える場合は90cm以上)	
	3	籠の奥行き 135cm以上	
	4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
	5	籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置	
	6	籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置	
	7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
	—	8 (特)籠の幅 140cm以上	
	—	9 (特)車椅子の転回に支障のない構造	
	—	10 (視)籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	20
	—	11 (視)籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	20
	—	12 (視)籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	20
特殊な構造又は使用形態の昇降機	1	エレベーターにあっては次に掲げるもの	
	①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
	②	籠の幅 70cm以上かつ 奥行き 120cm以上	
	③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること	
	—	2 エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	

敷地内の通路		1 幅 140cm以上	
		2 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3 傾斜路は次に掲げるもの	
		① 幅 140cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
		② 勾配 1/20以下	
	—	③ 手すりの設置	
		④ 両側に側壁又は立上りの設置	
		⑤ 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
		⑥ 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	

3 宿泊者特定経路に関する整備基準

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
階段に代わり 又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1/12を超える傾斜がある部分に手すりの設置	
	—	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	前後の廊下等と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
	—	4	幅 120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
	—	5	勾配 1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)	
	—	6	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	
	—	7	両側に側壁又は立上りの設置	
	—	8	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター 及びその 乗降ロビー	—	1	各一般客室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること	
	—	2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上	
	—	3	籠の奥行き 115cm以上	
	—	4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
	—	5	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	
	—	6	籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置	
	—	7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
特殊な構造又 は使用形態の 昇降機	—	1	エレベーターにあっては次に掲げるもの	
	—	①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
	—	②	籠の幅 70cm以上 かつ 奥行き 120cm以上	
	—	③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること	
	—	2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	

4 努力基準で上乗せされる基準(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの)

(努)努力基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路を含む) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
	チェック		整備内容	緩和措置
整備項目	遵	努		
出入口	—	1	屋外へ通ずる出入口の幅 85cm以上	
	—	2	戸は自動的に開閉するほか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	21
	—	2	(視)傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	21
階段	—	1	踊り場を含め、手すりの設置	
	—	2	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※9)を敷設	22
	—	3	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	—	①	踊り場を含め、両側に手すりの設置	
階段に代わり、 又はこれに併設する傾斜路	—	1	手すりの設置	
	—	2	(視)傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※9)を敷設(自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの含む)	23
便所(※6)	—	1	車椅子使用者用便房(※16)を1以上設置	7
	—	2	便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあってはその数以上)に車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	
	—	①	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が10,000m ² 超えの階(大規模階)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000m ² 超え40,000m ² 以下の場合2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000m ² 超える場合20,000m ² ごとに1以上を追加(当該階の便所の数がこの数より少い場合は、便所の数以上設置)	
	—	②	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1,000m ² 未満の階(小規模階)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000m ² に達するごとに1以上設置(便所設置階の数がこの数より少い場合は、便所設置階の数以上設置)	
	—	3	次に掲げる便所(車椅子使用者用便房を除く)を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
	—	①	床面には段差を設けない	
	—	②	大便器は1以上を腰掛け式	
	—	③	腰掛け式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
	—	④	車椅子使用者用客室を、全室数が200以下の場合は1/50以上、全室数が200を超える場合は1/100+2以上設置	
宿泊施設の 客室	—	2	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	
	—	①	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	車椅子使用者用客室の浴室等は次に掲げるもの	
	—	①	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	24
	—	②	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	

観覧席・客席 (※7)	—	1	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、座席の数が100以下の場合 2以上、100を超える場合 200以下の場合1/50以上、200を超える場合1/100+2以上設置	
	—	①	同伴者用の座席又はスペースを隣接して設置	
	—	2	座席の数が200以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を2箇所以上に分散して設置	
敷地内の通路	—	1	段がある部分は次に掲げるもの	
	—	①	上下端には点状ブロックを敷設	25
	—	2	傾斜路は次に掲げるもの	
	—	①	手すりの設置	
駐車場(※8)	—	1	車椅子使用者用駐車施設を駐車施設の総数の1/50以上設置	26
	—	2	車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	3	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
案内設備までの経路	—	1	道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路	27
	—	①	線状ブロック等(※14)、点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	
	—	②	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	14

5 努力基準で上乗せされる基準(移動等円滑化経路等に追加される基準)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること	
	—	2	乗降ロビーに転落防止策を講ずる	
	—	3	籠の幅 140cm以上	28
	—	4	床面積5,000m ² を超える場合 篠の幅 160cm以上	29
	—	5	車椅子の転回に支障のない構造	
	—	6	籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	—	7	籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	
	—	8	籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	—	9	その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造(※17)	
敷地内の通路	—	1	傾斜路は次に掲げるもの	
	—	①	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	

注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 読替規定により、多数の者が利用する建築物については「多数の者が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)」となる。
 ※2 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
 ※3 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
 ※4 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席、客席を設ける場合
 ※5 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合。
 ※6 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
 ※7 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席、客席を設ける場合
 ※8 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
 ※9 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
 ※10 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房
 ※11 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造
 ※12 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)
 ※13 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字及び①②に類するもの
 ※14 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
 ※15 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路部分及び段の上端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※9)の敷設、階段の項目3、4、6、7②、7③
 ※16 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置、出入口に当該車椅子使用者便房の設備及び機能を表示した便房
 ※17 (一社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車椅子兼用エレベーターに関する標準」「JIAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

緩和措置

- 1 ①勾配1/20以下②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車駐車施設内
 2 ①自動車駐車施設内②踊り場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合
 3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
 4 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設の場合は適用外
 ただし、建築基準法施行令第25条に階段の手すりの設置規定あり
 5 1①②③に該当する場合、踊り場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
 6 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階(①から④までを除く。)
 ①直接地上に通ずる出入口のある階であって、これらの者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 ②これらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階を除く
 ③これらの者の滞在時間が短い階を除く
 ④その他管理運営上これらの者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く
 7 ①から④までに当てはまる場合
 ①直接地上に通ずる出入口のある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 ②その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
 ③男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 ④女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 8 同一階に不特定かつ多数の者が利用する便所(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合
 9 不特定かつ多数の者が利用(遵守基準)/不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用(努力基準)する浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合
 10 ①から④までに当てはまる場合
 ①駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 ②機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、機械式駐車場の駐車施設の数及び機械式以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上である場合
 ③改修を行う場合で、当該改修に係る部分の駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上
 ④改修を行う場合で、当該改修に係る部分に駐車場を設けない場合は1以上
 11 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く。
 12 2 ①に該当する場合、案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
 13 進行方向を変更する必要がない風除室内
 14 1 ①②に該当する場合、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
 15 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合
 ①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②勾配は1/20未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置
 ④手すりの設置⑤両側に側壁又は立上りを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
 ⑦前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
 16 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
 17 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合
 ①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②勾配は1/12未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置
 ④手すりの設置⑤両側に側壁又は立上りを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
 ⑦前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
 ⑧傾斜の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等(※9)を敷設(勾配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの、直進で250cm以下の踊り場を除く。)
 18 ①自動車駐車施設内②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を來す場合
 19 他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合
 20 自動車駐車施設内に設けるもの
 21 1 ①②に該当する場合
 22 踊り場が直進の250cm以下の場合
 23 1 ①②、19に該当する場合
 24 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が1以上ある場合
 25 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を來す場合⇒仕上げの色を変える等の代替措置
 26 ①又は②に当てはまる場合
 ①駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 ②機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、機械式駐車場の駐車施設の数及び機械式以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が1/50以上である場合
 27 案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
 28 構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合
 29 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用できるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合

1 所在地			
2 名 称			
1 多数の者が利用するもの(特定経路等を含む)			
(遵)遵守基準 (努)努力基準	多数の者が利用するもの(特定経路等を含む)		
整備項目	チェック 遵 努	整備内容	緩和措置
廊下等		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
階段	一	1 段がある部分に、手すりの設置	
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		3 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		5 主たる階段は回り階段でないこと	1
		6 階段の1以上には、次に掲げるもの	
	一	① 踊り場に、手すりの設置	2
		② けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	2
		③ 階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす)	2
階段に代わり、 又はこれに併設する傾斜路	一	1 勾配1/12を超える高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		3 前後の廊下等と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
便所(※1)	一	1 便所は次に掲げるもの	
		① 便所の数は、階の階数に相当する数以上設置	3
		② 便所は特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置	
		③ 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
	二	2 車椅子使用者用便房(※4)を1以上設置	4
	三	3 便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあってはその数以上)に車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	
		① 多数の者が利用する部分の床面積が10,000m ² 超えの階(大規模階)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000m ² 超え40,000m ² 以下の場合2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000m ² 超える場合20,000m ² ごとに1以上を追加(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
		② 多数の者が利用する部分の床面積が1,000m ² 未満の階(小規模階)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000m ² に達するごとに1以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上設置)	
		4 水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を1以上設置	
		5 小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を1以上設置	
浴室等(※2)	一	1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2 次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
		① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保	
		③ 出入口の幅(開放時有効)85cm以上	
敷地内の通路		④ 戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2 段がある部分は次に掲げるもの	
	①	手すりの設置	
		② 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	三	3 傾斜路は次に掲げるもの	
駐車場(※3)	一	① 勾配1/12を超える高さ16cmを超える、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置	
		② 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
	二	1 車椅子使用者用駐車施設を駐車施設の総数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	5
	三	2 車椅子使用者用駐車施設は次に掲げるもの	
標識	①	幅 350cm以上	
	一	2 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
案内設備	一	3 車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
		1 移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※5)を設置	
公共的通路	一	1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く)	
	①	① 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	6
	②	② 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※6)で視覚障害者に示す設備の設置	
	一	1 建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
	①	通路の有効幅200cm以上とし、通行に支障のない高さ空間を確保	
	②	通路面 段差の禁止	
	③	通路面 粗面又は滑りにくい仕上げ	
	④	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	8
	⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)とする	
	2	建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの(1以上)	
	①	通路の有効幅200cm以上とし、当該部分の天井の高さ250cm以上とする	
	②	通路の床 段差の禁止	9
	③	通路の床 粗面又は滑りにくい仕上げ	
	④	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	
	⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※7)とする	

2 特定経路等に追加される基準

(遵)遵守基準 (努)努力基準	多数の者が利用するもの(特定経路等に追加される基準)			
整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
特定経路		1	特定経路等上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない	
出入口	—	1	幅(開放時有効)80cm以上	
		2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	幅 120cm以上	
	—	2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない構造	
		3	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
階段に代わり 又はこれに併 設する傾斜路		1	幅 120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
		2	勾配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は1/8以下)	
		3	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	
		4	両側に側壁又は立上りの設置	
		5	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター 及びその 乗降ロビー	—	1	各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること	
		2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上	
	—	3	籠の奥行き 115cm以上	
		4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
		5	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置	
		6	籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置	
		7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
特殊な構造又 は使用形態の 昇降機		1	エレベーターにあっては次に掲げるもの	
		①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	
		②	籠の幅 70cm以上かつ奥行き 120cm以上	
		③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること	
	—	2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	
敷地内の通路	—	1	幅 120cm以上	
		2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
		3	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	傾斜路は次に掲げるもの	
	—	①	幅 120cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)	
	—	②	勾配 1/12以下 (高さ16cm以下の場合は1/8以下)	
		③	両側に側壁又は立上りの設置	
		④	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
		⑤	高さが75cmを超える場合(勾配1/20を超えるものは75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置	

3 努力基準で上乗せされる整備基準(多数の者が利用するもの)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
出入口	—	1	屋外へ通ずる出入口の幅 85cm以上	
	—	2	戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
階段	—	1	踊り場を含め、手すりの設置	
	—	2	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※8)を敷設	10
	—	3	階段のうち1以上は、以下に定めるもの	
	—	①	踊り場を含め、両側に手すりの設置	2
傾斜路	—	1	手すりの設置	
便所(※1)	—	1	車椅子使用者用便房(※9)を1以上設置。また、便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあってはその数以上) に車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	4
	—	2	多数の者が利用する部分の床面積が10,000m ² 超えの階(大規模階)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000m ² 超え4 0,000m ² 以下の場合2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000m ² 超える場合20,000m ² ごとに1以上を追加(当該階の便所の数がこ の数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
	—	2	多数の者が利用する部分の床面積が1,000m ² 未満の階(小規模階)を有する場合は当該階の利用部分の床面積の合計が1,000m ² に 達するごとに1以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上設置)	
	—	2	2次に掲げる便所(車椅子使用者用便房を除く)を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
	—	①	床面には段差を設けない	
	—	②	大便器は1以上を腰掛式	
	—	③	腰掛式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
敷地内の通路	—	1	段がある部分は次に掲げるもの	
	—	①	上下端には点状ブロック等を敷設	11
	—	2	傾斜路は次に掲げるもの	
	—	①	手すりの設置	
駐車場(※3)	—	1	車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
案内設備まで の経路	—	1	道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の1以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路	
	—	①	線状ブロック等(※10)、点状ブロック等(※8)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	
	—	②	車路に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
	—	③	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	12

4 努力基準で上乗せされる基準(特定経路等に追加される基準)

整備項目	チェック	整備内容		緩和措置
		遵	努	
出入口	一	1 幅は、85cm以上(特定経路等上の直接地上へ通ずる出入口・EVの籠・昇降機の出入口を除く)		13
	一	2 直接地上へ通ずる出入口 幅100cm以上		14
廊下等	一	1 幅 140cm以上		15
エレベーター及びその乗降ロビー	一	1 多数の者が利用する階に停止すること		
	一	2 乗降ロビーに転落防止策を講ずること		
	一	3 籠の奥行き 135cm以上		16
	一	4 籠の幅 140cm以上		16
	一	5 車椅子の転回に支障のない構造		16
	一	6 籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
	一	7 籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※6)視覚障害者が円滑に操作可能な構造		
	一	8 籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		
	一	9 その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造(※11)		
敷地内の通路	一	1 幅 135cm以上		17
	一	2 傾斜路は次に掲げるもの		
	一	① 幅 135cm以上 (階段に併設する場合は90cm以上)		
	一	② 勾配は1/20を超えないこと		18
	一	③ 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置		

注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 多数の者が利用する便所を設ける場合
- ※2 多数の者が利用する浴室等を設ける場合
- ※3 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
- ※4 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房
- ※5 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)
- ※6 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字及び①②に類するもの
- ※7 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路部分及び段の上端に近接する踊り場(250cm以下の直進のもの除く。)に点状ブロック等(※8)の敷設、階段の項目3、4、5、6②、6③
- ※8 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※9 腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置、出入口に当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示した便房
- ※10 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※11 (社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」「JIAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

緩和措置

- 1 回り階段以外の空間確保困難であるときを除く。
- 2 高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置の場合は適用外
- 3 次の①から④までの階を除く
 - ①直接地上に通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 - ②多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - ③多数の者の滞在時間が短い階
 - ④その他管理運営上これらの者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- 4 ①から④までに当てはまる場合
 - ①直接地上に通ずる出入口のある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 - ②その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
 - ③男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - ④女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- 5 ①から④までに当てはまる場合
 - ①駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - ②機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、機械式駐車場の駐車施設の数及び機械式以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上である場合
 - ③改修を行う場合で、当該改修に係る部分の駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上
 - ④改修を行う場合で、当該改修に係る部分に駐車場を設けない場合は1以上
- 6 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く。
- 7 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - ①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②勾配は1/20未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置
 - ④手すりの設置⑤両側に側壁又は立上りを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
 - ⑦前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
- 8 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
- 9 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機、次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - ①幅は段に代わるもの140cm以上、段に併設するもの90cm以上②勾配は1/12未満③高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置
 - ④手すりの設置⑤両側に側壁又は立上りを設置⑥傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
 - ⑦前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能
 - ⑧傾斜の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等(※8)を敷設(勾配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの、直進で250cm以下のものを除く。)
- 10 踊り場が直進の250cm以下の場合
- 11 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合⇒仕上げの色を変えるなどの代替措置
- 12 ①勾配1/20未満②高さ16cm未満かつ勾配1/12未満③段がある部分・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
- 13 構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。
- 14 構造上やむを得ない場合は、85cm以上とすることができます。
- 15 構造上やむを得ない場合は、120cm以上(50m以内ごとに車椅子の転回できる構造)
- 16 車椅子で利用できる機種を採用する場合
- 17 敷地の状況によりやむを得ない場合は、120cm以上
- 18 高さが16cm以下のものは、1/8以下、75cm以下のものは又は敷地の状況によりやむを得ない場合は、1/12以下とすることができる。

(日本産業規格A列4番)

(2) 東京都告示第 969 号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成 8 年東京都規則第 169 号。以下「規則」という。）別表第 5 に定める事項に基づき、建築物の用途及び規模を勘案し知事が別に定めるものについて次のように定め、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

平成 21 年 6 月 23 日

東京都知事 石原 慎太郎

第 1 別表 1 の上欄に掲げる区分について、同表中欄に掲げる建築物の用途及び規模に応じ、同表下欄に掲げる事項に係る遵守基準とすべき事項を規則別表第 5 に掲げる事項から除いたものを遵守基準とする。

第 2 別表 1 の 21 の項に規定する複合施設においては、別表 2 の上欄に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ同表の下欄に掲げる規模である場合には、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備に係る遵守基準とすべき事項を、それぞれ 1,000 m²以上である場合には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる場所に係る遵守基準とすべき事項を、それぞれ遵守基準とする。また、別表 3 に掲げる複合施設内の各用途の床面積の合計が、それぞれ 5,000 m²以上である場合には、授乳及びおむつ交換ができる場所に係る遵守基準とすべき事項を遵守基準とする。

第 3 別表 1 の 21 の項に規定する複合施設においては、複合施設内の各用途と規模が、別表 1 の 1 から 20 の項の中欄に掲げるものであって、第 1 において観覧席・客席に係る遵守基準とすべき事項を遵守基準としたものである場合には、複合施設内の当該用途に供する部分については観覧席・客席に係る遵守基準とすべき事項を遵守基準とする。

別表 1

1 学校等施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、1,000 m ² 未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 幼稚園以外の学校等施設及び用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
2 医療等施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の施設（患者の収容施設を有するものに限る。）	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上の施設（患者の収容施設を有しないものに限る。）及び用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満の施設（患者の収容施設を有するものに限る。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以上、1,000 m ² 未満の施設（患者の収容施設を有しないものに限る。）及び用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、1,000 m ² 未満の施設（患者の収容施設を有するものに限る。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、500 m ² 未満の施設（患者の収容施設を有しないものに限る。）	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口バー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場

	(5) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 未満の施設（患者の収容施設を有するものに限る。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
3 興行施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
4 集会施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が 200 m ² を超えるものに限る。）及び公会堂 (2) 用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の公民館 (3) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満の集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が 200 m ² を超えるものに限る。）及び公会堂 (4) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満の公民館 (5) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、1,000 m ² 未満の集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が 200 m ² を超えるものに限る。）及び公会堂 (6) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、1,000 m ² 未満の公民館 (7) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 未満の公会堂及び用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上の集会場（冠婚葬祭施設を含み、全ての集会室の床面積が 200 m ² 以下のものに限る。）	宿泊施設の客室 宿泊施設の客室、観覧席・客席 宿泊施設の客室 宿泊施設の客室、観覧席・客席 宿泊施設の客室、観覧席・客席 宿泊施設の客室、観覧席・客席 宿泊施設の客室、観覧席・客席 宿泊施設の客室、観覧席・客席
5 展示施設等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の施設 (2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満の施設	宿泊施設の客室 宿泊施設の客室
6 物品販売業を営む店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (3) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以上、1,000 m ² 未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (4) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、500 m ² 未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	宿泊施設の客室、観覧席・客席 宿泊施設の客室、観覧席・客席 宿泊施設の客室、観覧席・客席 廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席

		むつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(5) 卸売市場	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
7 宿泊施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の施設	
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所
8 事務所	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、1,000 m ² 未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署及び事務所（他の施設に附属するものを除く。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
9 福祉施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、1,000 m ² 未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
10 運動施設又は遊技場等	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室
11 文化施設	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以上の施設	宿泊施設の客室
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上、5,000 m ² 未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、1,000 m ² 未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
	(4) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室

12 公衆浴場	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
13 飲食店等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上の飲食店	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以上、1,000 m ² 未満の飲食店	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、500 m ² 未満の飲食店	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
	(4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
14 サービス店舗等	(1) 用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m ² 以上の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2) 用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以上、1,000 m ² 未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² 以上、500 m ² 未満の施設	廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場
15 工業施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
16 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
17 自動車関連施設	(1) 自動車の停留又は駐車のための施設及び自動車教習所	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる

	(2) 自動車修理工場、自動車洗車場及び給油取扱所	設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席 廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
18 公衆便所	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
19 公共用歩廊	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
20 地下街	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
21 複合施設	すべての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、観覧席・客席

別表2

幼稚園	200 m ² 以上
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積の合計が200m ² を超えるものに限る。）、公会堂、公民館その他これらに類する施設	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	
地下街その他これらに類する施設	
医療等施設（患者の収容施設を有しないものに限る。）	500 m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所	
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
展示場その他これらに類する施設	1,000 m ² 以上
ホテル又は旅館その他これらに類する施設	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場その他これに類する施設	

別表3

病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）

保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積の合計が 200 m ² を超えるものに限る。）、公会堂、公民館その他これらに類する施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル又は旅館その他これらに類する施設
博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設
展示場その他これらに類する施設

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

平成18年政令第379号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
 - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲み場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第二条第十八条の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）
若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

(建築物特定施設)

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席

八 ホテル又は旅館の客室

九 敷地内の通路

十 駐車場

十一 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。)が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項、第九条第一項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九条第一項
- 二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五条第一項及び第十条
- 三 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条及び第十二条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九条第三項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項
- 二 軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和二十八年政令第二百五十七号)第一条第十項
- 三 自動車ターミナル法第十二条第三項

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。)の合計二千平方メートル(第五条第十八号に掲げる公衆便所(次条第二項において「公衆便所」という。)にあっては、五十平方メートル)とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

(廊下等)

第十一條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二條 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾こう配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別で

きるものとすること。

四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

- 2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用ができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。
- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるものうち一以上には、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（劇場等の客席）

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二
- 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

（ホテル又は旅館の客室）

第十六条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。

- 2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

□ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。

ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

□ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

(敷地内の通路)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

□ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が十二分の一を超える、又は高さが十六センチメートルを超える、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

□ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

(駐車場)

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数

に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

- 二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
- 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
- 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
- 四 建築物が公用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。

イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

二 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ 籠内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

（1） 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

（2） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（1） 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（2） 籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

（3） 籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過でき

る構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 傾斜路は、次に掲げるものであること。

- (1) 幅は、段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。
- (2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。
- (3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十一条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第二十二条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- 二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に對し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
 - イ 車路に近接する部分

□ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第二十三条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（公立小学校等に関する読み替え）

第二十四条 公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定（次条において「読み替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

（条例で定める特定建築物に関する読み替え）

第二十五条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読み替え対象規定の適用については、読み替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十三条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）

第二十六条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」とあるのは「経路（」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十セン

チメートル」とあり、並びに同項第七号ニ（1）中「段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第二十条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等

二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

（認定特定建築物等の容積率の特例）

第二十七条 法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為）

第二十八条 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八条第一項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

一 生活関連施設である旅客施設（以下この条において「生活関連旅客施設」という。）の建設又は改良であって、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくはロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの

イ 他の生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するものの高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕

イ 生活関連旅客施設

ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

（道路管理者の権限の代行）

第二十九条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は

通知に係る部分に限る。)に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

- 2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。
- 3 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 4 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(保留地において生活関連施設等を設置する者)

第三十条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人とする。

(生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準)

第三十一条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

(報告及び立入検査)

第三十二条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）
 - 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）
- (高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年九月二〇日政令第二九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年九月二五日政令第三〇四号）

(施行期日)

- 1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表され

た道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十八条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。

附 則（平成二六年五月二八日政令第一八七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二七年一月二三日政令第二一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第一八二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二八日政令第二八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一九日政令第二九八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定 平成三十一年四月一日
- 二 第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定 平成三十一年九月一日

（経過措置）

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一〇月二日政令第三〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附 則（令和二年一一月二〇日政令第三二九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

附 則（令和二年一二月九日政令第三四五号）抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和三年九月二四日政令第二六一号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

附 則（令和四年三月二五日政令第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年九月二九日政令第二九三号）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年四月一九日政令第一七二号）

(施行期日)

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年六月二一日政令第二二一号）抄

(施行期日)

1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十四条第一項（新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項（第四号に係る部分を除く。）及び第二十三条（第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築

物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

1-4 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (建築物バリアフリー条例)

平成 15 年 12 月 24 日東京都条例第 155 号
改正 平成 18 年 12 月 20 日東京都条例第 147 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日東京都条例第 49 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日東京都条例第 17 号
改正 令和 5 年 3 月 31 日東京都条例第 26 号
改正 令和 7 年 3 月 31 日東京都条例第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 14 条第 3 項の規定に基づく特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項等について、定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)の例による。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第 3 条 法第 14 条第 3 項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 学校(令第 5 条第一号に規定する特定建築物を除く。)
- 二 共同住宅
- 三 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第 5 条第九号に規定する特定建築物を除く。)
- 四 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(令第 5 条第十一号に規定する特定建築物を除く。)
- 五 料理店

(建築の規模)

第 4 条 法第 14 条第 3 項の条例で定める特別特定建築物(前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第一の上欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる床面積の合計(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。)とする。

2 前項の規模に満たない特別特定建築物の建築については、当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計との合計が 2,000 m² 以上となる場合は、前項の規模を満たしているものとみなす。

(建築物移動等円滑化基準)

第5条 法第14条第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 次号に掲げる建築物以外の特別特定建築物 次条から第13条までに定めるもの二条例対象小規模特別特定建築物令第10条第1項の基準によるもの及び次条から第13条までに定めるもの（階段）

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち一以上は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場に手すりを設けること。
 - 二 けあげの寸法は18cm以下、踏面の寸法は26cm以上とすること。
 - 三 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす。）は、120cm以上とすること。
- 2 前項の規定は、令第19条第2項第五号に定める基準を満たすエレベーター及びその乗降口ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

(便所)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 前項の便所のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。
- 一 別表第二の上欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の下欄に掲げる床面積の合計である場合 ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
 - 二 別表第二の上欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000m²以上である場合 ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。
- 3 第1項の便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

(浴室等)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

- 2 浴室等のうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
 - 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - 三 出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、85cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過でき

る構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(駐車場)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、令第19条第1項第三号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。

(移動等円滑化経路等)

第10条 令第19条第1項の移動等円滑化経路（以下単に「移動等円滑化経路」という。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、85cm以上とすること（口に掲げるもの並びにエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。
 - 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100cm以上とすること。
- 二 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、140cm以上とすること。
 - 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。）。
 - ハ 別表第三に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が5,000m²以上のものにあっては、授乳及びおむつ交換のできる場所を一以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。
- 三 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあっては140cm以上とすること。
 - 勾配は、12分の1を超えないこと。
 - ハ 手すりを設けること（令第13条第一号に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。
- 二 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- ホ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が5,000m²を超える場合にあっては、90cm以上とすること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、140cm以上とすること。
 - 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - (1) 幅は、段に代わるものにあっては140cm以上とすること。
 - (2) 勾配は、20分の1を超えないこと。
 - (3) 手すりを設けること。

- (4) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- (5) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

- 2 建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち一以上を、令第19条第2項各号及び前項各号の基準に適合させなければならない。
- 3 前項に掲げる経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合にあっては、当該前項に掲げる経路又はその一部については、同項の規定は適用しない。
- 4 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第五号の規定によることが困難である場合における同項及び第2項の規定は、令第19条第1項第一号における「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。

（共同住宅）

第11条 共同住宅においては、道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち一以上を、多数の者が円滑に利用できる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

- 2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。
 - 二 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、80cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、120cm以上とすること。
 - ロ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 当該特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、令第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあっては120cm以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。
 - ロ 勾配は、12分の1（高さが16cm以下のものにあっては、8分の1）を超えないこと。
 - ハ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - 二 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
 - ホ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
 - 五 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）

及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。

イ 篓は、各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

□ 篓及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。

ハ 篓の奥行きは、115cm以上とすること。

二 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。

ホ 篓内及び乗降口ビーには、車椅子使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。

ヘ 篓内に、籠が停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

六 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第19条第2項第六号の規定により国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第17条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、120cm以上とすること。

□ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1(高さが16cm以下のものにあっては、8分の1)を超えないこと。

(3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

(4) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(5) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

3 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。

4 特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は前条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該特定経路となるべき経路又はその一部については、前3項の規定は適用しない。

(ホテル又は旅館)

第11条の2 ホテル又は旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの経路のうち一以上を、階段又は段を設けない経路(以下この条において「宿泊者特

定経路」という。)にしなければならない。ただし、前条第2項第四号に規定する傾斜路、同項第五号に規定するエレベーター又は同項第六号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。

- 一 一般客室の出入口の幅は、80cm以上とすること。
 - 二 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、75cm以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第四号において同じ。)が15m²未満の場合にあっては、70cm以上)とすること。
 - 三 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には階段又は段を設けないこと。ただし、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める部分を除く。
 - イ 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
 - ロ 勾配が、12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
 - ハ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分
 - 四 第二号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の一以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100cm以上(一般客室の床面積が15m²未満の場合にあっては、80cm以上)とすること。
- 3 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。
- 4 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第10条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第1項及び前項の規定は適用しない。

(増築等に関する適用範囲)

第12条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)をする場合には、第6条から第10条までの規定(共同住宅にあっては、第6条から第11条まで、前条第1項に規定するホテル又は旅館にあっては、第6条から第10条まで及び前条の規定)は、次に掲げる建築物の部分(第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分)に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸又は前条第1項に規定するホテル又は旅館の一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)か

ら車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は前条第1項に規定するホテル又は旅館の一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（公立小学校等に関する読み替え）

第12条の2 公立小学校等についての第6条から第9条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは、「公立小学校等」とする。

（条例で定める特定建築物に関する読み替え）

第13条 第3条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第6条から第9条まで及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第14条 第3条から第12条までの規定は、知事がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

附 則（平成15年東京都条例第155号）

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第4条から第12条までの規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第9号）附則第2条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例の規定は適用しない。

附 則（平成18年東京都条例第147号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年東京都条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。ただし、第8条第2項、第9条、第10条第1項、第11条第2項及び第12条第四号の改正規定並びに同条第六号の改正規定（「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「改正

後の条例」という。) 第11条の2及び第12条の規定は、この条例の施行後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。) 及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)附則第4条第五号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例第11条の2及び第12条の規定は適用しない。

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行後3年以内に、改正後の条例の規定の施行状況、高齢者、障害者等の施設の利用状況、国が定めるホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等国の施策の推進状況その他社会環境の変化を勘案し、当該規定について検討を加え、その結果に基づき、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和3年東京都条例第17号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和5年東京都条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11条の2の規定は、この条例の施行後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。) 及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)附則第四条第五号に掲げる類似の用途相互間ににおける用途の変更をするものについては、改正後の条例第11条の2の規定は適用しない。

附 則(令和7年東京都条例第54号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表第一（第4条関係）

特別特定建築物	床面積の合計
学校	
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（一の集会室の床面積が200m ² を超えるものに限る。）又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	500m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000m ² 以上
集会場（すべての集会室の床面積が200m ² 以下のものに限る。）	
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
料理店	
備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。	

別表第二（第7条関係）

特別特定建築物	床面積の合計
幼稚園	200 m ² 以上
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（一の集会室の床面積が200 m ² を超えるものに限る。）又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	500 m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
展示場	1,000 m ² 以上
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	

別表第三（第10条関係）

病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
集会場（一の集会室の床面積が200 m ² を超えるものに限る。）又は公会堂
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル又は旅館
博物館、美術館又は図書館
展示場